

カンボジア王国民事訴訟法典

日本語条文

目次

第一編 通則	1
第一章 本法の趣旨, 民事訴訟の目的, 裁判所・当事者の責務	1
第1条 (本法の趣旨)	1
第2条 (民事訴訟の目的, 裁判を受ける権利)	1
第3条 (審問請求権, 対審審理の原則)	1
第4条 (裁判所及び当事者の責務)	1
第5条 (裁判所の用語, 当事者の通訳依頼権)	1
第6条 (検察官の立会い)	1
第二章 裁判所	1
第一節 管轄	1
第7条 (管轄権を有する裁判所の意義)	1
第8条 (住所等によって定まる管轄)	1
第9条 (財産等によって定まる管轄)	1
第10条 (離婚事件・親子関係事件に関する特別管轄)	2
第11条 (併合請求における管轄)	2
第12条 (管轄権を有する裁判所の指定)	2
第13条 (管轄の合意)	2
第14条 (応訴管轄)	2
第15条 (法定専属管轄の場合の適用除外)	2
第16条 (職権証拠調べ)	2
第17条 (管轄の標準時)	2
第18条 (管轄違いの場合の取扱い)	3
第19条 (遅滞を避ける等のための移送)	3
第20条 (法定専属管轄の場合の移送の制限)	3
第21条 (抗告)	3
第22条 (移送の決定の拘束力等)	3
第二節 裁判所の構成	3
第23条 (第一審における単独制と合議制)	3
第24条 (合議体における評議)	3
第25条 (合議体における評決)	3
第三節 事件の分配及び裁判官等の除斥・忌避	4
第26条 (事件の分配)	4
第27条 (裁判官の除斥)	4
第28条 (裁判官の忌避)	4
第29条 (裁判官の回避)	4
第30条 (除斥又は忌避の裁判)	4
第31条 (書記官への準用)	4
第三章 当事者	4
第一節 当事者能力及び訴訟能力	4
第32条 (当事者能力, 訴訟能力, 訴訟無能力者の法定代理)	4
第33条 (被保佐人及び法定代理人の訴訟行為の特則)	5
第34条 (外国人の訴訟能力の特則)	5
第35条 (訴訟能力等を欠く場合の措置等)	5
第36条 (特別代理人)	5
第37条 (法定代理権の消滅の通知)	5
第38条 (法人の代表者への準用)	5
第二節 共同訴訟	5

第39条 (共同訴訟の一般的要件)	5
第40条 (通常共同訴訟における共同訴訟人の地位)	6
第41条 (必要的共同訴訟における審理の規律)	6
第42条 (当事者の選定)	6
第三節 訴訟参加	6
第43条 (補助参加)	6
第44条 (補助参加の申出)	6
第45条 (補助参加についての異議等)	6
第46条 (補助参加人の訴訟行為)	6
第47条 (補助参加人に対する裁判の効力)	6
第48条 (共同訴訟的補助参加)	7
第49条 (共同訴訟参加)	7
第50条 (訴訟告知)	7
第51条 (原告・被告を共同被告とする訴え)	7
第四節 任意代理人及び補佐人	7
第52条 (任意代理人による訴訟行為)	7
第53条 (任意代理人の資格)	7
第54条 (任意代理人の権限)	8
第55条 (任意代理権が消滅しない場合)	8
第56条 (任意代理権の消滅事由)	8
第57条 (代理権を欠く場合の措置)	8
第58条 (補佐人)	8
第四章 訴訟費用	8
第一節 訴訟費用の意義及び種類	8
第59条 (当事者その他の者が負担すべき民事訴訟の費用の範囲及び額)	8
第60条 (訴訟の目的の価額の算定、併合請求の場合の価額の算定)	8
第61条 (申立て手数料)	8
第62条 (手数料以外の裁判費用)	9
第63条 (当事者費用)	9
第二節 訴訟費用の負担	9
第64条 (負担割合及び費用償還)	9
第65条 (訴訟費用の負担の裁判)	10
第66条 (訴訟費用額の確定手続)	10
第三節 訴訟費用の担保	10
第67条 (担保の提供を命ずる決定)	10
第68条 (担保不提供の効果)	10
第四節 訴訟上の救助	10
第69条 (救助の付与)	10
第70条 (救助の内容)	10
第五章 訴訟上の担保	11
第71条 (担保の提供方法及び担保の変換)	11
第72条 (担保の提供を受けた者の権利)	11
第73条 (担保の取消し)	11
第二編 第一審の訴訟手続	11
第一章 訴え	11
第74条 (訴えの利益)	11
第75条 (訴え提起の方式・訴状の記載事項)	11
第76条 (将来の給付の訴え)	11
第77条 (請求の併合)	11
第78条 (訴状審査)	12
第79条 (訴状の送達)	12
第80条 (最初の弁論準備手続期日の指定)	12
第81条 (口頭弁論を経ない訴えの却下)	12
第82条 (呼出費用の予納がない場合の訴えの却下)	12
第83条 (重複する訴えの提起の禁止)	12

第84条 (訴えの変更)	12
第85条 (中間確認の訴え)	12
第86条 (反訴)	12
第87条 (時効中断等の効力発生の時期)	13
第88条 (係争物の譲渡等)	13
第二章 口頭弁論及びその準備	13
第一節 通則	13
第89条 (裁判長による訴訟指揮)	13
第90条 (釈明権等)	13
第91条 (訴訟指揮等に対する異議)	13
第92条 (当事者の調査義務)	13
第93条 (攻撃防御方法の提出時期)	13
第94条 (時機に後れた攻撃防御方法の却下)	13
第95条 (判決の基礎にすることができる事実)	13
第96条 (自白の擬制)	13
第97条 (和解の試み)	14
第98条 (訴訟手続に関する異議権の喪失)	14
第99条 (事件の分離・併合)	14
第100条 (通訳人の立会い等)	14
第二節 準備書面	14
第101条 (準備書面)	14
第102条 (準備書面等の提出期間)	14
第三節 弁論準備手続	14
第103条 (弁論準備手続の目的)	14
第104条 (弁論準備手続における和解の試み)	14
第105条 (弁論準備手続の期日)	14
第106条 (弁論準備手続における訴訟行為等)	15
第107条 (証明すべき事実の確認等)	15
第108条 (弁論準備手続の終結の効果)	15
第109条 (弁論準備手続調書)	15
第110条 (弁論準備手続調書の形式的記載事項)	15
第111条 (弁論準備手続調書の実質的記載事項)	15
第112条 (弁論準備手続調書の記載についての異議等)	15
第四節 口頭弁論	15
第113条 (口頭弁論期日の指定)	15
第114条 (口頭弁論の必要性)	15
第115条 (口頭弁論)	16
第116条 (弁論準備手続の結果の陳述及び弁論)	16
第117条 (口頭弁論調書)	16
第118条 (口頭弁論調書の形式的記載事項)	16
第119条 (口頭弁論調書の実質的記載事項)	16
第120条 (調書の記載に代わる録音テープ等への記録)	16
第121条 (書面等の引用添付)	17
第122条 (法廷における写真の撮影等の制限)	17
第三章 証拠	17
第一節 通則	17
第123条 (証拠裁判主義)	17
第124条 (証拠調べ)	17
第125条 (証拠の申出)	17
第126条 (証拠の採用)	17
第127条 (集中証拠調べ)	17
第128条 (当事者の立会権)	17
第129条 (外国における証拠調べ)	17
第130条 (調査の囑託)	18
第131条 (疎明)	18
第二節 証人尋問	18

第132条 (証人義務)	18
第133条 (公務員の尋問)	18
第134条 (証言拒絶権)	18
第135条 (証言拒絶の決定)	18
第136条 (裁判所外での証人尋問)	18
第137条 (宣誓)	19
第138条 (証人尋問の方法)	19
第139条 (質問の制限)	19
第三節 当事者尋問	19
第140条 (当事者本人の尋問)	19
第141条 (証人尋問の規定の準用等)	19
第142条 (法定代理人の尋問)	20
第四節 鑑定	20
第143条 (鑑定の申出, 鑑定事項)	20
第144条 (鑑定人の指定, 鑑定義務)	20
第145条 (鑑定人の忌避)	20
第146条 (鑑定人の陳述の方式, 鑑定人の発問等)	20
第147条 (証人尋問の規定の準用, 宣誓の方式)	20
第五節 書証	21
第148条 (書証の申出等)	21
第149条 (訳文の添付等)	21
第150条 (文書提出義務)	21
第151条 (文書提出を命ずる決定の申立て)	21
第152条 (文書提出を命ずる決定等)	21
第153条 (当事者が文書提出を命ずる決定に従わない場合等の効果)	21
第154条 (第三者が文書提出を命ずる決定に従わない場合の過料)	21
第155条 (文書の成立)	22
第156条 (筆跡の対照による証明)	22
第157条 (文書の成立の真正を争った者に対する過料)	22
第158条 (文書に準ずる物件への準用)	22
第159条 (録音テープ等の反訳文書の書証の申出があった場合の取扱い)	22
第160条 (録音テープ等の内容を説明した書面の提出等)	22
第六節 検証	22
第161条 (検証の申出)	22
第162条 (検証の目的の提示等)	22
第七節 証拠保全	23
第163条 (証拠保全)	23
第164条 (管轄裁判所)	23
第165条 (証拠保全の申立ての方式)	23
第166条 (相手方の指定ができない場合の取扱い)	23
第167条 (職権による証拠保全)	23
第168条 (不服申立て)	23
第169条 (期日の呼出し)	23
第170条 (証拠保全の費用)	23
第171条 (口頭弁論における再尋問)	23
第172条 (証拠保全の記録の送付)	23
第四章 訴訟手続の中断及び中止	24
第173条 (訴訟手続の中断及び受継)	24
第174条 (訴訟手続の当然終了)	24
第175条 (受継の手続)	24
第176条 (職権による続行命令)	24
第177条 (訴訟手続の中止)	24
第178条 (中断及び中止の効果)	25
第五章 裁判	25
第一節 裁判通則	25
第179条 (裁判の種類)	25

第二節 判決通則	25
第180条 (終局判決)	25
第181条 (中間判決)	25
第182条 (判決事項)	25
第183条 (判決の脱漏)	25
第184条 (自由心証主義)	25
第185条 (直接主義)	25
第三節 判決の言渡し	26
第186条 (判決の効力の発生)	26
第187条 (言渡しの期日)	26
第188条 (言渡しの方式)	26
第189条 (判決書)	26
第190条 (判決書の送達)	26
第四節 判決の効力	26
第191条 (判決の自己拘束力)	26
第192条 (更正決定)	26
第193条 (判決の確定時期)	26
第194条 (判決で判断した事項の確定力)	27
第195条 (執行力の発生時期)	27
第196条 (仮執行の宣言)	27
第197条 (仮執行の宣言の失効及び原状回復)	27
第198条 (確定判決の効力が及ぶ者の範囲)	27
第199条 (外国裁判所の確定判決の効力)	27
第五節 欠席判決	27
第200条 (原告に対する欠席判決)	27
第201条 (被告に対する欠席判決)	28
第202条 (欠席判決が許されない場合)	28
第203条 (期日の延期)	28
第204条 (故障の申立て)	28
第205条 (故障申立の方式)	28
第206条 (故障申立書の審査及び送達)	28
第207条 (故障申立についての審理と裁判)	28
第208条 (故障の効果)	29
第209条 (新判決)	29
第210条 (欠席により生じた費用)	29
第211条 (再度の欠席判決)	29
第212条 (準用規定)	29
第六節 決定	29
第213条 (決定の告知)	29
第214条 (訴訟指揮に関する決定の取消し)	29
第215条 (書記官の処分に対する異議)	29
第216条 (判決に関する規定の準用)	29
第六章 裁判によらない訴訟の完結	29
第217条 (訴えの取下げ)	29
第218条 (訴えの取下げの効果)	30
第219条 (訴えの取下げの擬制)	30
第220条 (裁判上の和解)	30
第221条 (請求の放棄又は認諾)	30
第222条 (和解調書等の効力)	30
第七章 少額事件の特則	30
第223条 (手続の目的)	30
第224条 (少額訴訟の要件等)	30
第225条 (口頭による訴えの提起・訴え提起の際に明らかにすべき事項)	30
第226条 (手続の教示)	31
第227条 (反訴の禁止)	31
第228条 (口頭弁論期日の指定)	31

第229条 (一期日審理の原則)	31
第230条 (当事者本人の出頭命令)	31
第231条 (証拠調べの制限)	31
第232条 (証人尋問の申出及び証人の尋問)	31
第233条 (被告の申述による通常の手続への移行)	31
第234条 (裁判所の決定による通常の手続への移行)	31
第235条 (通常の手続への移行の時期等)	32
第236条 (判決及びその言渡し)	32
第237条 (判決による支払の猶予)	32
第238条 (不服申立ての禁止)	32
第239条 (適用除外規定)	32
第八章 期日, 期間, 送達	32
第一節 期日, 期間	32
第240条 (期日の指定)	32
第241条 (期日の変更)	32
第242条 (期日の呼出し)	32
第243条 (期間の計算)	33
第244条 (期間の伸長)	33
第245条 (訴訟行為の追完)	33
第二節 送達	33
第246条 (職権送達の原則等)	33
第247条 (交付送達の原則)	33
第248条 (訴訟無能力者等に対する送達)	33
第249条 (送達場所)	33
第250条 (送達場所等の届出)	33
第251条 (出会送達)	34
第252条 (補充送達及び差置送達)	34
第253条 (外国における送達)	34
第254条 (送達報告書等)	34
第255条 (公示送達の要件)	34
第256条 (公示送達の方法)	34
第257条 (公示送達の効力発生の時期)	35
第九章 訴訟記録の閲覧	35
第258条 (訴訟記録の閲覧等の請求)	35
第三編 上訴	35
第一章 通則	35
第259条 (上訴の種類)	35
第二章 控訴	35
第260条 (控訴をすることができる判決等)	35
第261条 (訴訟費用の負担の裁判に対する控訴の制限)	35
第262条 (控訴裁判所の判断を受ける裁判)	35
第263条 (控訴権の放棄)	35
第264条 (控訴期間)	36
第265条 (控訴提起の方式)	36
第266条 (控訴裁判所の控訴状審査権)	36
第267条 (控訴状の送達)	36
第268条 (口頭弁論を経ない控訴の却下)	36
第269条 (控訴の取下げ)	36
第270条 (附帯控訴)	36
第271条 (控訴審裁判所による仮執行宣言)	36
第272条 (口頭弁論の範囲等)	37
第273条 (第一審の訴訟手続の規定の準用)	37
第274条 (第一審の訴訟行為の効力等)	37
第275条 (第一審の管轄違いの主張の制限)	37
第276条 (反訴の提起)	37

第277条 (控訴棄却).....	37
第278条 (第一審判決の変更の範囲).....	37
第279条 (第一審判決の取消し).....	37
第280条 (事件の差戻し).....	37
第281条 (第一審の専属管轄違いを理由とする移送).....	37
第282条 (控訴審の判決における仮執行の宣言).....	38
第三章 上告	38
第283条 (上告裁判所).....	38
第284条 (一般的上告理由).....	38
第285条 (絶対的上告理由).....	38
第286条 (控訴の規定の準用).....	38
第287条 (上告提起の方式).....	38
第288条 (上告受理通知書の送達等).....	38
第289条 (上告の理由の記載).....	38
第290条 (上告の却下).....	39
第291条 (補正を命ずる決定).....	39
第292条 (上告理由書の副本の送達).....	39
第293条 (準備書面の提出を命ずる決定).....	39
第294条 (口頭弁論を経ない上告の棄却).....	39
第295条 (調査の範囲).....	39
第296条 (原判決の確定した事実の拘束).....	39
第297条 (職権調査事項についての適用除外).....	39
第298条 (仮執行の宣言).....	39
第299条 (破棄差戻し等).....	39
第300条 (破棄自判).....	40
第四章 抗告	40
第301条 (抗告提起の方式).....	40
第302条 (受命裁判官又は受託裁判官の決定に対する不服申立て).....	40
第303条 (抗告期間).....	40
第304条 (控訴又は上告の規定の準用).....	40
第305条 (原決定の効力の停止).....	40
第306条 (裁量による口頭弁論・口頭弁論に代わる審尋).....	40
第四編 再審	40
第一章 再審	40
第307条 (再審の事由).....	40
第308条 (再審の事由).....	41
第309条 (再審裁判所).....	41
第310条 (再審の訴訟手続).....	41
第311条 (再審期間).....	41
第312条 (再審の訴状の記載事項).....	41
第313条 (再審の事由の変更).....	41
第314条 (再審の訴えの却下及び再審請求の棄却).....	41
第315条 (再審開始の決定).....	42
第316条 (本案の審理及び裁判).....	42
第317条 (決定に対する再審の申立て).....	42
第318条 (第三者による再審の訴え).....	42
第五編 督促手続	42
第一章 督促手続	42
第319条 (督促決定の要件).....	42
第320条 (督促決定の発付を求める申立て).....	42
第321条 (訴えに関する規定の準用).....	42
第322条 (申立ての却下).....	43
第323条 (督促決定の発付等).....	43
第324条 (督促決定の記載事項).....	43

第325条 (督促決定の送達).....	43
第326条 (仮執行の宣言前になされた督促異議の申立ての却下).....	43
第327条 (仮執行の宣言前になされた督促異議の申立ての効果).....	43
第328条 (仮執行の宣言).....	43
第329条 (仮執行の宣言後になされた督促異議の申立て).....	43
第330条 (仮執行の宣言後になされた督促異議の申立ての却下).....	44
第331条 (仮執行の宣言後になされた督促異議の申立てによる訴訟への移行).....	44
第332条 (仮執行宣言後に移行した訴訟における判決).....	44
第333条 (督促決定の効力).....	44
第六編 強制執行	44
第一章 通則.....	44
第一節 趣旨.....	44
第334条 (趣旨).....	44
第335条 (第二編から第四編の規定の準用).....	44
第二節 執行機関.....	44
第336条 (執行機関).....	44
第337条 (執行裁判所等の裁判等).....	44
第338条 (執行官等の職務の執行の確保).....	44
第339条 (立会人).....	45
第340条 (休日又は夜間の執行).....	45
第341条 (身分証明書等の携帯).....	45
第342条 (官庁に対する援助請求).....	45
第343条 (強制執行の手続における抗告の特則).....	45
第344条 (執行異議).....	45
第345条 (取消決定等に対する抗告).....	45
第346条 (専属管轄).....	45
第三節 執行当事者及び代理人.....	45
第347条 (当事者の呼称).....	46
第348条 (強制執行に関する手続における任意代理人).....	46
第四節 強制執行の要件.....	46
第349条 (強制執行の申立ての方式).....	46
第350条 (執行名義).....	46
第351条 (強制執行をすることができる者の範囲).....	46
第352条 (外国裁判所の判決の執行判決).....	46
第353条 (仲裁判断の執行決定).....	47
第354条 (執行文の必要性及び付与機関).....	47
第355条 (執行文付与の申立て).....	47
第356条 (特別執行文).....	48
第357条 (執行文の記載事項).....	48
第358条 (執行文の数通付与等).....	48
第359条 (執行名義の原本への記入).....	48
第360条 (執行名義等の送達).....	48
第361条 (執行機関が調査すべき執行開始の要件).....	48
第362条 (執行文の付与等に関する異議の申立て).....	49
第五節 執行関係訴訟.....	49
第363条 (請求異議の訴え).....	49
第364条 (執行文付与に対する異議の訴え).....	49
第365条 (第三者異議の訴え).....	49
第六節 強制執行の停止・取消し.....	49
第366条 (再審の訴えの提起等に伴う執行停止の裁判).....	49
第367条 (請求異議の訴え等の提起に伴う執行停止の裁判).....	50
第368条 (終局判決における執行停止の裁判等).....	50
第369条 (執行文の付与等に関する異議の申立てに伴う執行停止の裁判等).....	50
第370条 (強制執行の停止及び取消し).....	50
第七節 執行費用・執行記録の閲覧.....	50

第371条 (執行費用及び手続費用の意義)	50
第372条 (申立て手数料)	51
第373条 (手数料以外の費用)	51
第374条 (当事者費用)	51
第375条 (予納)	51
第376条 (執行費用の負担)	51
第377条 (担保の提供)	51
第378条 (強制執行の事件の記録の閲覧等)	51
第二章 金銭の支払を目的とする請求権についての強制執行	51
第一節 差押可能財産	51
第379条 (原則)	51
第380条 (差押禁止動産)	51
第381条 (差押禁止動産の範囲の変更)	52
第382条 (差押禁止債権)	52
第383条 (差押禁止債権の範囲の変更)	52
第二節 動産執行	53
第384条 (動産執行の開始)	53
第385条 (執行債務者の占有する動産の差押え)	53
第386条 (執行債務者以外の者の占有する動産の差押え)	53
第387条 (登録された自動車等に関する特則)	53
第388条 (事件の併合)	53
第389条 (差押えの効力が及ぶ範囲)	54
第390条 (差し押さえた動産の引渡を命ずる決定)	54
第391条 (超過差押えの禁止)	54
第392条 (剰余を生ずる見込みのない場合の差押えの禁止)	54
第393条 (売却の見込みのない場合の差押えの取消し)	54
第394条 (先取特権者等の配当要求)	54
第395条 (売却の方法)	54
第396条 (売却場所の秩序の維持)	54
第397条 (執行停止中の売却)	55
第398条 (金銭の配当を受けるべき債権者の範囲)	55
第399条 (執行官による配当の実施)	55
第400条 (執行官による裁判所への寄託)	55
第401条 (始審裁判所への届出)	55
第三節 債権及びその他の財産権に対する執行	55
第402条 (債権執行の意義・執行裁判所)	55
第403条 (差押決定)	56
第404条 (差押えの範囲)	56
第405条 (第三債務者の陳述の催告)	56
第406条 (債権証書の引渡し)	56
第407条 (継続的給付の差押え)	56
第408条 (申立ての取下げ等の通知)	56
第409条 (配当要求)	57
第410条 (金銭の支払を目的とする債権の取立て)	57
第411条 (第三債務者の寄託)	57
第412条 (取立訴訟)	57
第413条 (売却を命ずる決定)	57
第414条 (動産の引渡請求権の差押決定の執行)	58
第415条 (配当を受けるべき債権者の範囲)	58
第416条 (その他の財産権に対する強制執行)	58
第四節 不動産執行	58
第一款 不動産執行の対象、執行機関、執行方法、差押えの方法・公示手段、保全処分	58
第417条 (不動産に対する強制執行の対象・方法)	58
第418条 (執行裁判所)	58
第419条 (開始決定等)	58
第420条 (差押えの登記の嘱託等)	58
第421条 (差押えの効力)	59

第422条 (配当要求の終期及びその変更)	59
第423条 (催告を受けた者の債権の届出義務)	59
第424条 (二重開始決定)	59
第425条 (担保権実行と不動産執行との二重開始決定)	59
第426条 (配当要求)	60
第427条 (不動産の滅失等による強制売却の手続の取消し)	60
第428条 (差押えの登記の抹消の囑託)	60
第429条 (保全処分)	60
第二款 売却条件	60
第430条 (評価)	60
第431条 (売却後に存続する権利及び消滅する権利)	60
第432条 (最低売却価額の決定等)	61
第433条 (一括売却)	61
第434条 (物件明細書)	61
第435条 (無剰余のおそれがある場合の措置)	61
第三款 売却の方法	61
第436条 (売却の方法等)	61
第437条 (買受けの申出の保証)	61
第438条 (執行債務者の買受けの申出の禁止)	62
第439条 (最高価買受申出人の決定等)	62
第440条 (売却決定のための期日)	62
第441条 (売却の許可又は不許可に関する意見の陳述)	62
第442条 (売却の許可又は不許可)	62
第443条 (超過売却となる場合の措置)	62
第444条 (売却の許可又は不許可の決定に対する抗告)	63
第445条 (不動産が損傷した場合の売却の不許可の申出等)	63
第446条 (買受けの申出後の強制売却の申立ての取下げ)	63
第四款 売却の効力	63
第447条 (代金の納付)	63
第448条 (代金納付による登記の囑託)	63
第449条 (買受人の責任)	63
第450条 (不動産の引渡を命ずる決定)	63
第451条 (代金不納付の効果)	64
第452条 (売却代金)	64
第453条 (配当を受けるべき債権者の範囲)	64
第五節 船舶に対する強制執行	64
第454条 (船舶等の意義)	64
第455条 (船舶に対する強制執行の申立て及び方法)	64
第456条 (執行裁判所)	64
第457条 (開始決定等)	64
第458条 (配当要求の終期及びその変更)	65
第459条 (申立て前の船舶国籍証書等の引渡しを命ずる決定)	65
第460条 (保管人の選任等)	65
第461条 (保証金の提供による強制売却の手続の取消し)	65
第462条 (航行許可)	65
第463条 (事件の移送)	66
第464条 (船舶国籍証書等の取上げができない場合の強制売却の手続の取消し)	66
第465条 (船舶の滅失等による強制売却の手続の取消し)	66
第466条 (差押えの登記の抹消の囑託)	66
第467条 (評価)	66
第468条 (最低売却価額の決定等)	66
第469条 (売却の方法等)	66
第470条 (買受けの申出の保証)	66
第471条 (執行債務者の買受けの申出の禁止)	67
第472条 (売却決定のための期日)	67
第473条 (売却の許可又は不許可に関する意見の陳述)	67
第474条 (売却の許可又は不許可)	67

第475条 (売却の許可又は不許可の決定に対する抗告)	67
第476条 (船舶が損傷した場合の売却の不許可の申出等)	67
第477条 (買受けの申出後の強制売却の申立ての取下げ)	67
第478条 (代金の納付期限)	67
第479条 (代金の納付)	67
第480条 (船舶の所有権の取得時期)	68
第481条 (代金不納付の効果)	68
第482条 (代金納付による登記の嘱託)	68
第483条 (船舶の引渡しを命ずる決定)	68
第484条 (売却代金)	68
第485条 (配当要求)	68
第486条 (配当を受けるべき債権者の範囲)	68
第六節 裁判所による配当手続	68
第487条 (配当を実施すべき裁判所)	68
第488条 (配当の準備)	69
第489条 (配当の実施)	69
第490条 (配当表の作成)	69
第491条 (配当表の記載に対する異議)	69
第492条 (配当表の記載に対して異議を述べた債権者による異議の訴え)	70
第493条 (配当表の記載に対し異議を述べた執行債務者による異議の訴え)	70
第494条 (配当の額の保留)	70
第495条 (権利確定等に伴う配当の実施)	70
第三章 担保権の実行の特則	70
第一節 通則	70
第496条 (担保権実行のための執行名義)	70
第497条 (担保権実行のための執行名義に関する請求異議の訴え及び執行文の付与に対する異議の訴えの管轄の特則)	71
第498条 (担保権実行の停止及び取消し)	71
第499条 (留置権による強制売却及び換価のための強制売却)	71
第二節 動産に対する担保権の実行	71
第500条 (動産に対する担保権実行の要件)	71
第501条 (動産の差押えに対する執行異議)	71
第502条 (動産に対する担保権実行の申立書の記載事項)	71
第503条 (動産執行に関する規定の適用除外)	72
第504条 (簡易な質権実行の手続)	72
第三節 債権及びその他の財産権に対する担保権の実行	72
第505条 (債権に対する担保権実行の申立書の記載事項等)	72
第506条 (物上代位に基づく債権の差押え)	72
第507条 (その他の財産権に対する担保権の実行)	72
第508条 (適用除外)	72
第四節 不動産に対する担保権の実行	73
第509条 (不動産に対する担保権実行の申立書の記載事項等)	73
第510条 (担保権の実行としての強制売却後に存続する権利及び消滅する権利)	73
第511条 (不動産執行と担保権実行との二重開始決定)	73
第512条 (担保権実行と担保権実行との二重開始決定)	73
第513条 (先行する不動産執行又は担保権実行としての強制売却後に消滅する権利)	74
第514条 (二重開始決定がある場合の物件明細書の作成等)	74
第515条 (不動産の強制売却手続の入札又は競り売り期日の開始後に担保権実行の申立てがなされた場合の取扱い)	74
第516条 (不動産の賃料債権の差押え)	74
第517条 (賃料債権の差押えの効力)	74
第518条 (不動産の賃料債権の差押えと債権執行手続との関係)	75
第519条 (配当を受けるべき債権者の範囲)	75
第520条 (不動産執行に関する規定の適用除外)	75
第五節 船舶に対する担保権の実行	75
第521条 (船舶に対する担保権実行の申立書の記載事項等)	75

第522条（不動産に対する担保権の実行に関する規定の準用）	75
第523条（読み替え規定）	75
第四章 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行	76
第524条（不動産等の引渡しの強制執行）	76
第525条（動産の引渡しの強制執行）	76
第526条（目的物を第三者が占有する場合の引渡しの強制執行）	76
第527条（代替執行）	76
第528条（間接強制）	77
第529条（意思表示の擬制）	77
第七編 保全処分	77
第一章 通則	77
第530条（趣旨）	77
第531条（保全処分の種類）	77
第532条（保全処分の機関）	77
第533条（専属管轄）	77
第534条（申立ての方式）	78
第535条（保全処分の手続に関する裁判等）	78
第536条（担保の提供）	78
第537条（保全処分の費用等）	78
第538条（保全処分の事件の記録の閲覧等）	78
第539条（第二編から第四編の規定の準用）	78
第二章 保全決定	78
第一節 通則	78
第540条（管轄裁判所）	78
第541条（申立書の記載事項及び疎明）	79
第542条（保全決定の担保）	79
第543条（送達）	79
第544条（却下の裁判に対する抗告）	79
第二節 仮差押決定	79
第545条（仮差押決定の必要性）	79
第546条（仮差押決定の対象）	79
第547条（仮差押解放金）	79
第三節 仮処分決定	79
第548条（仮処分決定の必要性等）	79
第549条（仮処分の方法）	80
第四節 保全決定に対する異議	80
第550条（保全決定に対する異議の申立て）	80
第551条（保全執行の停止の裁判等）	80
第552条（保全決定に対する異議の審理）	80
第553条（審理の終結）	80
第554条（保全決定に対する異議の申立てに関する決定）	80
第555条（原状回復を命ずる決定）	80
第556条（保全決定を取り消す決定の効力）	80
第五節 保全決定の取消し	80
第557条（本案の訴えの不提起等による保全決定の取消し）	80
第558条（事情の変更による保全決定の取消し）	81
第559条（特別の事情による仮処分決定の取消し）	81
第560条（保全決定に対する異議の規定の準用等）	81
第六節 抗告	81
第561条（抗告）	81
第三章 保全執行	82
第562条（保全執行の要件）	82
第563条（第三者異議の訴えの管轄裁判所の特例）	82
第564条（第六編の規定の準用）	82
第565条（動産に対する仮差押えの執行）	82

第566条（債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行）	82
第567条（不動産に対する仮差押えの執行）	82
第568条（船舶に対する仮差押えの執行）	83
第569条（仮差押解放金の寄託による仮差押執行の取消し）	83
第570条（仮処分の執行）	83
第571条（占有移転禁止の仮処分の効力）	83
第八編 経過規定	83
第一章 経過規定	83
第572条（経過措置の原則）	83
第573条（管轄に関する経過措置）	83
第574条（事件の分配に関する経過措置）	83
第575条（除斥又は忌避の裁判に関する経過措置）	84
第576条（調査手続及びその後の手続に関する経過措置）	84
第577条（訴訟費用に関する経過措置）	84
第578条（本審の期日に関する経過措置）	84
第579条（証拠調べにおける制裁に関する経過措置）	84
第580条（欠席判決に関する経過措置）	84
第581条（上訴の可否及び上訴期間に関する経過措置）	84
第582条（上告及び上告審の訴訟手続に関する経過措置）	85
第583条（破棄判決の拘束力に関する経過措置）	85
第584条（再審に関する経過措置）	85
第585条（強制執行に関する経過措置）	85
第586条（保全処分に関する経過措置）	85
第九編 最終条項	85
第一章 最終条項	85
第587条（本法の適用）	85
第588条（他の法律の廃止等）	85

第一編 通則

第一章 本法の趣旨、民事訴訟の目的、裁判所・当事者の責務

第1条(本法の趣旨)

民事訴訟に関する手続は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律の定めるところによらなければならない。

第2条(民事訴訟の目的、裁判を受ける権利)

- 1 民事訴訟は、裁判所が、私人の権利を保護するために、民事上の紛争を法の定めるところに従って解決することを目的とする。
- 2 何人も、民事上の紛争につき、裁判所において裁判を受ける権利を保障される。

第3条(審問請求権、対審審理の原則)

- 1 いかなる当事者も、聴聞され又は呼び出されることなしに、裁判されることはない。
- 2 裁判所は、いかなる場合においても、対審の原則を遵守しなければならない。

第4条(裁判所及び当事者の責務)

裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない。

第5条(裁判所の用語、当事者の通訳依頼権)

- 1 裁判所では、クメール語を用いる。
- 2 クメール語を理解しえない当事者は、資格を有する通訳を依頼することができる。当事者が自らこれを依頼することができないときは、国がこれを付する。

第6条(検察官の立会い)

- 1 裁判所は、公益上必要があると認めるときは、検察官に訴状が受理されたことを通知しなければならない。
- 2 検察官は、第1項の通知がない場合においても、公益上必要があると認めるときは、民事訴訟の手続に立ち会い、意見を述べることができる。

第二章 裁判所

第一節 管轄

第7条(管轄権を有する裁判所の意義)

管轄権を有する裁判所とは、訴えを適法に受理し、事件につき審理し、判決を下すことができる裁判所をいう。

第8条(住所等によって定まる管轄)

次の各号に掲げる者を被告とする訴えは、それぞれ当該各号に定める地を管轄する始審裁判所に対してする。

- | | | |
|---|-------|---|
| 一 | 自然人 | 住所地、カンボジア国内に住所地がないとき又は住所地在知れないときは居所地、カンボジア国内に居所地がないとき又は居所地在知れないときは最後の住所地 |
| 二 | 内国の法人 | 主たる事務所又は営業所の所在地、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所地 |
| 三 | 外国の法人 | カンボジアにおける主たる事務所又は営業所の所在地、カンボジア国内に事務所又は営業所がないときはカンボジアにおける代表者その他の主たる業務担当者の住所地 |

第9条(財産等によって定まる管轄)

次の各号に掲げる訴えは、訴えは第8条(住所等によって定まる管轄)に定める裁判所のほか、それぞれ当該各号に定める地を管轄する裁判所に提起することもできる。

- | | | |
|---|--------------|-----------|
| 一 | 債務の履行を請求する訴え | 債務を履行すべき地 |
|---|--------------|-----------|

二	手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え	手形又は小切手の支払地
三	カンボジア国内に住所がない者又は住所が知れない者に対する債務の履行を請求する訴え	請求若しくはその担保の目的又は差し押さえることができる被告の財産の所在地
四	カンボジア国内に事務所若しくは営業所がない法人又は事務所若しくは営業所が知れない法人に対する債務の履行を請求する訴え	請求若しくはその担保の目的又は差し押さえることができる被告の財産の所在地
五	事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの	当該事務所又は営業所の所在地
六	不法行為に関する訴え	不法行為があった地
七	不動産に関する訴え	不動産の所在地
八	登記又は登録に関する訴え	登記又は登録をすべき地
九	相続財産に関する訴え	相続開始の時ににおける被相続人の住所地、又は、カンボジア国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所、カンボジア国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所地

第10条(離婚事件・親子関係事件に関する特別管轄)

- 1 離婚の訴え及び親子関係の存在又は不存在の確認の訴えは、当該訴えに関する身分関係の当事者の住所地又はその死亡の時の住所地を管轄する始審裁判所の管轄に専属する。
- 2 第1項の住所地がカンボジア国内にないとき又はカンボジア国内における住所地が明らかでないときは、居所地による。居所地がないとき又は居所地が明らかでないときは、最後の住所地による。

第11条(併合請求における管轄)

一つの訴えで異なる裁判所の管轄に属する複数の数個の請求をする場合には、一つの請求についての管轄権を有する裁判所にその他の請求の訴えを合わせて提起することができる。

第12条(管轄権を有する裁判所の指定)

管轄権を有する裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないとき、又は管轄区域が明確でないため管轄権を有する裁判所が定まらないときは、申立てにより、最高裁判所が決定で、管轄権を有する裁判所を定める。

第13条(管轄の合意)

- 1 管轄権を有する裁判所を定める合意は、第一審に限り、かつ商人又は法人の間でなされたものに限り効力を有する。
- 2 第1項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面で行わなければならない。

第14条(応訴管轄)

被告が第一審裁判所において管轄違いの抗弁を提出しないで弁論準備手続期日において本案について申述し、又は口頭弁論期日において本案について弁論をしたときは、その裁判所は、管轄権を有する。

第15条(法定専属管轄の場合の適用除外)

第13条(管轄の合意)及び第14条(応訴管轄)の規定は、訴えについて法律に専属管轄の定めがある場合には、適用しない。

第16条(職権証拠調べ)

裁判所は、管轄に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。

第17条(管轄の標準時)

裁判所の管轄は、訴えの提起の時を標準として定める。

第18条(管轄違いの場合の取扱い)

- 1 裁判所は、訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。
- 2 移送の申立ては、期日においてする場合を除き、書面で行わなければならない。この申立てをするときは、申立ての理由を明らかにしなければならない。

第19条(遅滞を避ける等のための移送)

- 1 第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。
- 2 第1項の申立てがあったときは、裁判所は、相手方の意見を聴いて決定をするものとする。裁判所が、職権により第1項の規定による移送の決定をするときは、当事者の意見を聴くことができる。

第20条(法定専属管轄の場合の移送の制限)

第19条(遅滞を避ける等のための移送)の規定は、訴訟が法律によりその係属する裁判所の専属管轄に属する場合には、適用しない。

第21条(抗告)

移送の決定及び移送の申立てを却下した決定に対しては、抗告をすることができる。

第22条(移送の決定の拘束力等)

- 1 確定した移送の決定は、移送を受けた裁判所を拘束する。
- 2 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができない。
- 3 移送の決定が確定したときは、訴訟は、初めから移送を受けた裁判所に係属していたものとみなす。
- 4 移送の決定が確定したときは、移送の決定をした裁判所は、移送を受けた裁判所に対し、訴訟記録を送付しなければならない。

第二節 裁判所の構成

第23条(第一審における単独制と合議制)

- 1 始審裁判所は、第2項に規定する場合を除き、1人の裁判官でその事件を取り扱う。
- 2 次の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。
 - 一 訴訟の目的の価額が500万エル以上であり、かつ、当事者の人数その他の事情を勘案し、合議体で審理及び裁判をすることが適切と認められる事件
 - 二 法律において合議体で審理及び裁判をすべきものと定められた事件
- 3 第2項の合議体の裁判官の員数は3人とし、そのうち1人を裁判長とする。
- 4 第2項第1号に基づき、合議体が審理及び裁判をするときは、合議体はその旨の決定をしなければならない。

第24条(合議体における評議)

- 1 合議体である裁判の評議は、これを公開しない。
- 2 評議は、裁判長がこれを開き、かつ整理する。
- 3 各裁判官は、評議において、その意見を述べなければならない。
- 4 評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、秘密を守らなければならない。

第25条(合議体における評決)

- 1 裁判は、合議体を構成する裁判官の過半数の意見により決する。
- 2 合議体を構成する裁判官は、それぞれ同等の評決権を有する。

第三節 事件の分配及び裁判官等の除斥・忌避

第26条(事件の分配)

- 1 裁判所における事件の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、当該裁判所の所長の決定により、これを定める。
- 2 事件は、第1項の規定により、自動的に各裁判官に分配しなければならない。
- 3 第1項の規定により定められた事件の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、一の裁判官の事務が多すぎる場合、裁判官が退官若しくは転任した場合又は長期にわたる欠勤等のため裁判官に引き続き差し支えのある場合を除いては、その年度中、これを変更してはならない。この場合の変更は、当該裁判所の所長の決定により、定める。

第27条(裁判官の除斥)

- 1 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。
 - 一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者であるとき
 - 二 裁判官が当事者と6親等内の血族の関係にあるとき又は3親等内の姻族の関係にあるとき若しくはあったとき
 - 三 裁判官が当事者の後見人であるとき
 - 四 事件を担当する裁判官が当事者のいずれかとの間で裁判上の争いがあるとき又はあったとき
 - 五 裁判官が事件について証人又は鑑定人となったとき
 - 六 裁判官が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき又はあったとき
 - 七 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、不服を申し立てられた裁判又はその前審の裁判に関与し、又は事件について法的な助言をしたとき
- 2 第1項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。

第28条(裁判官の忌避)

- 1 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。
- 2 当事者は、裁判官の面前において弁論をし、又は弁論準備手続で申述をしたときは、その裁判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後が生じたときは、この限りでない。

第29条(裁判官の回避)

裁判官は、第27条(裁判官の除斥)第1項又は第28条(裁判官の忌避)第1項に規定する場合には、所属する裁判所長の許可を得て、回避することができる。

第30条(除斥又は忌避の裁判)

- 1 裁判官の除斥又は忌避については、その裁判官の所属する裁判所の合議体が、決定で、裁判をする。
- 2 裁判官は、自らの除斥又は忌避についての裁判に関与することができない。ただし、裁判官は、その申立てについての意見を述べるることができる。
- 3 除斥又は忌避の申立ては、書面により、その原因を疎明してしなければならない。
- 4 除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての決定が確定するまで訴訟手続を停止しなければならない。ただし、証拠保全その他急速を要する行為については、この限りでない。
- 5 除斥又は忌避を正当とする決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 除斥又は忌避を正当でないとする決定に対しては、抗告をすることができる。

第31条(書記官への準用)

この節の規定は、書記官について準用する。この場合においては、除斥又は忌避の申立てに係る裁判は、書記官の所属する裁判所がする。

第三章 当事者

第一節 当事者能力及び訴訟能力

第32条(当事者能力、訴訟能力、訴訟無能力者の法定代理)

- 1 民法その他の法律の規定により権利又は義務の主体となることができる者は、民事訴訟において、原告又は被告となることができる。

- 2 民法その他の法律の規定により独立して行為をする能力を有する者は、自ら原告として訴えを提起し、被告として応訴し、又はその他必要な訴訟行為をすることができる。
- 3 未成年者及び一般被後見人は、法定代理人によらなければ、有効な訴訟行為をすることができない。ただし、未成年者が独立して行為をすることができる場合は、この限りでない。
- 4 法定代理人及びその代理権については、民法その他の法律の規定に従う。

第33条(被保佐人及び法定代理人の訴訟行為の特則)

- 1 被保佐人又は法定代理人が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保佐人又は後見監督人の同意その他の授權を要しない。
- 2 被保佐人又は法定代理人が次にかかげる訴訟行為をするには、特別の授權がなければならない。
 - 一 訴えの取下げ、和解、請求の放棄又は請求の認諾
 - 二 控訴又は上告の取下げ

第34条(外国人の訴訟能力の特則)

外国人は、その本国法によれば訴訟能力を有しない場合であっても、カンボジア王国の法律によれば訴訟能力を有すべきときは、訴訟能力者とみなす。

第35条(訴訟能力等を欠く場合の措置等)

- 1 訴訟能力、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權を欠くときは、裁判所は、期間を定めて、その補正を命じなければならない。この場合において、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、一時訴訟行為をさせることができる。
- 2 訴訟能力、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權を欠く者がした訴訟行為は、これらを有するに至った当事者又は法定代理人の追認により、行為の時にさかのぼってその効力を生ずる。
- 3 法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權は、書面で証明しなければならない。

第36条(特別代理人)

- 1 法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、訴訟能力を有しない者に対し訴訟行為をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、受訴裁判所に特別代理人の選任を申し立てることができる。
- 2 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができる。
- 3 特別代理人の選任及び改任の裁判は、特別代理人にも告知しなければならない。
- 4 特別代理人が訴訟行為をするには、後見人と同一の授權がなければならない。

第37条(法定代理権の消滅の通知)

- 1 法定代理権の消滅は、本人又は代理人から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。
- 2 法定代理権の消滅の通知をした者は、その旨を裁判所に書面で届け出なければならない。

第38条(法人の代表者への準用)

この法律中の法定代理及び法定代理人に関する規定は、法人の代表者について準用する。

第二節 共同訴訟

第39条(共同訴訟の一般的要件)

数人の者の間に次のいずれかの事由があるときは、その数人は共同訴訟人として訴え、又は訴えられることができる。

- 一 訴訟の目的である権利又は義務が共通であるとき
- 二 訴訟の目的である権利又は義務が同一の事実上及び法律上の原因に基づくとき
- 三 訴訟の目的である権利又は義務が同種であって、事実上及び法律上同種の原因に基づくとき

第40条(通常共同訴訟における共同訴訟人の地位)

共同訴訟人の一人の訴訟行為、共同訴訟人の一人に対する相手方の訴訟行為及び共同訴訟人の一人について生じた事項は、他の共同訴訟人に影響を及ぼさない。

第41条(必要的共同訴訟における審理の規律)

- 1 訴訟の目的である権利又は義務が共同訴訟人の全員について統一的にのみ確定されるべき場合には、第40条(通常共同訴訟における共同訴訟人の地位)の規定にかかわらず、共同訴訟人の一人の訴訟行為は、全員の利益においてのみその効力を生ずる。
- 2 第1項に規定する場合には、共同訴訟人の一人に対する相手方の訴訟行為は、全員に対してその効力を生ずる。
- 3 第1項に規定する場合において、共同訴訟人の一人について訴訟手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる。

第42条(当事者の選定)

- 1 共同の利益を有する多数の者は、その中から、全員のために原告又は被告となるべき一人又は数人を選定することができる。
- 2 訴訟の係属中、第1項の規定により原告又は被告となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱退する。
- 3 第1項の規定により原告又は被告となるべき者を選定した者は、その選定を取り消し、又は選定された当事者を変更することができる。
- 4 選定された当事者のうち死亡その他の事由によりその資格を喪失した者があるときは、他の選定された当事者において全員のために訴訟行為をすることができる。

第三節 訴訟参加

第43条(補助参加)

訴訟の結果について法律上の利害関係を有する第三者は、当事者の一方を補助するため、その訴訟に参加することができる。

第44条(補助参加の申出)

- 1 補助参加の申出は、どの訴訟のどの当事者のために参加するか、及び、参加の理由を明らかにして、補助参加により訴訟行為をすべき裁判所にしなければならない。
- 2 補助参加の申出は、補助参加人としてすることができる訴訟行為とともにすることができる。

第45条(補助参加についての異議等)

- 1 当事者が補助参加について異議を述べたときは、裁判所は、補助参加の許否について、決定で裁判をする。この場合においては、補助参加人は、参加の理由を疎明しなければならない。
- 2 第1項の異議は、当事者がこれを述べないで弁論準備手続において申述をし、又は口頭弁論において弁論をした後は、述べることができない。
- 3 第1項の決定に対しては、抗告をすることができる。

第46条(補助参加人の訴訟行為)

- 1 補助参加人は、訴訟について、攻撃又は防御の方法の提出、異議の申立て、上訴の提起、再審の訴えの提起その他一切の訴訟行為をすることができる。ただし、補助参加の時に被参加人がすることのできないものは、この限りでない。
- 2 補助参加人の訴訟行為は、被参加人の訴訟行為と抵触するときは、その効力を有しない。
- 3 補助参加人は、補助参加について異議があった場合においても、補助参加を許さない旨の裁判が確定するまでの間は、訴訟行為をすることができる。
- 4 補助参加人の訴訟行為は、補助参加を許さない旨の裁判が確定した場合においても、当事者が援用したときは、その効力を有する。

第47条(補助参加人に対する裁判の効力)

補助参加のあった訴訟において被参加人に対して不利な判決が確定したときは、次に掲げる場合を除き、補助参加人は、被参加人との関係において、その判決の判断に拘束される。

- 一 第46条(補助参加人の訴訟行為)第1項第2文の規定により補助参加人が訴訟行為をすることができなかつたとき。
- 二 第46条(補助参加人の訴訟行為)第2項の規定により補助参加人の訴訟行為が効力を有しなかつたとき。
- 三 被参加人が補助参加人の訴訟行為を妨げたとき。
- 四 被参加人が補助参加人のすることができない訴訟行為を故意又は過失によってしなかつたとき。

第48条(共同訴訟的補助参加)

- 1 判決が補助参加人と被参加人の相手方との間で確定力を有するときは、補助参加人の訴訟上の地位は、第41条(必要的共同訴訟における審理の規律)における共同訴訟人のそれに準ずる。
- 2 第1項の場合、第46条(補助参加人の訴訟行為)第2項並びに第47条(補助参加人に対する裁判の効力)第二号及び第三号は適用しない。

第49条(共同訴訟参加)

- 1 訴訟の目的である権利又は義務が当事者の一方及び第三者について統一的にのみ確定されるべき場合には、その第三者は、共同訴訟人としてその訴訟に参加することができる。
- 2 第44条(補助参加の申出)の規定は、第1項の規定による参加の申出について準用する。
- 3 第1項の規定による参加の申出は、書面で行わなければならない。
- 4 第3項の書面は、他の共同訴訟人及び相手方に送達しなければならない。

第50条(訴訟告知)

- 1 当事者は、訴訟の係属中、参加することができる第三者にその訴訟の告知をすることができる。
- 2 訴訟告知は、その理由及び訴訟の進行の程度を記載した書面を裁判所に提出してしなければならない。裁判所は、訴訟告知を受けなければならない。裁判所は、訴訟告知を受けなければならない。裁判所は、訴訟告知を受けなければならない。
- 3 訴訟告知を受けた者が参加しなかった場合においても、第47条(補助参加人に対する裁判の効力)の規定の適用については、参加することができた時に参加したものとみなす。

第51条(原告・被告を共同被告とする訴え)

- 1 他人間の訴訟の目的である権利の全部又は一部が自己のものであることを主張する第三者は、その訴訟の係属中、当事者双方を共同被告として、その訴訟の第一審の受訴裁判所に訴えを提起することができる。
- 2 第1項の規定による訴えの提起があつた場合において、他人間の訴訟が第一審に係属中であるときは、受訴裁判所は両事件を併合することができる。

第四節 任意代理人及び補佐人

第52条(任意代理人による訴訟行為)

- 1 当事者は、訴訟に関する一切の行為を自ら行うか、又は、自らが選任した任意代理人を通じて行うことができる。
- 2 当事者は、任意代理人を選任した場合であっても、代理人とともに法廷に同席し、自ら口頭で弁論を行うことができる。
- 3 任意代理人が行つた訴訟行為は、当事者本人が行つた場合と同一の効果を生ずる。ただし、事実の自白その他の事実に関する陳述は、当事者がただちに取消し又は訂正したときは、その効力を生じない。

第53条(任意代理人の資格)

- 1 第52条(任意代理人による訴訟行為)に規定する任意代理人は、次の各号に掲げる場合を除き、弁護士でなければならない。
 - 一 本法又はその他の法律により、弁護士以外の第三者が当事者に代わつて訴訟行為を行うことが認められている場合
 - 二 当事者が国、行政庁又はその他の国家機関である場合において、その機関又は機関の代表者がその機関の職員を代理人として指定した場合
 - 三 訴訟の目的の価額が100万リエル未満の事件において、裁判所が弁護士以外の特定の第三者による代理を許可した場合
- 2 任意代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。
- 3 裁判所は、第1項第三号の許可を、いつでも取り消すことができる。

第54条(任意代理人の権限)

- 1 任意代理人は、委任を受けた事件について、訴えの提起、応訴、反訴、訴訟参加、上訴、和解、請求の放棄及び認諾を含め、一切の訴訟行為を行う権限を有する。
- 2 訴訟のために付与された代理権は、保全処分、強制執行、復代理人の選任及び弁済の受領の権限を含む。
- 3 任意代理人が弁護士であるときは、当事者は、反訴の提起、訴えの取下げ、和解、請求の放棄、請求の認諾、訴訟脱退、上訴及びその取下げ並びに復代理人の選任に関わる場合を除き、代理権の範囲を制限することができない。
- 4 任意代理人が弁護士でないときは、当事者は、個別に定めた訴訟行為についてだけ代理させることもできる。
- 5 前4項の規定は、法律により当事者に代わって訴訟行為を行うことが認められている代理人には適用しない。

第55条(任意代理権が消滅しない場合)

任意代理人の権限は、当事者の死亡若しくは訴訟能力の喪失又は法定代理人の交替等の事由があった場合でも、消滅しない。

第56条(任意代理権の消滅事由)

- 1 任意代理人の権限は、代理人の死亡、資格の喪失又は委任事務の終了等の事由により消滅する。
- 2 当事者はいつでも任意代理人を解任することができ、任意代理人はいつでも辞任することができる。
- 3 任意代理人の権限の消滅は、本人又は代理人から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。

第57条(代理権を欠く場合の措置)

- 1 任意代理権を欠く疑いがあるときは、訴訟のいかなる段階であるかを問わず、裁判所は職権で代理権の有無を調査しなければならない。
- 2 任意代理権を欠くときは、裁判所は、期間を定めて、その補正をうながさなければならない。この場合において、裁判所は、一時的に訴訟行為をさせることができる。
- 3 任意代理権を欠く者がした訴訟行為は、当事者の追認により行為の時にさかのぼって効力を有する。

第58条(補佐人)

- 1 当事者又は任意代理人は、訴訟関係を明瞭にするために必要があるときは、裁判所の許可を得て、補佐人とともに出廷することができる。
- 2 第1項の許可は、いつでも取り消すことができる。
- 3 補佐人の陳述は、当事者又は任意代理人がただちに取消し又は訂正しないときは、当事者又は任意代理人が自らしたものみなす。

第四章 訴訟費用

第一節 訴訟費用の意義及び種類

第59条(当事者その他の者が負担すべき民事訴訟の費用の範囲及び額)

当事者又はその他の者が、第64条(負担割合及び費用償還)の規定に従い、第61条(申立て手数料)及び第62条(手数料以外の裁判費用)が定める裁判費用並びに第63条(当事者費用)が定める当事者費用を負担する。

第60条(訴訟の目的の価額の算定、併合請求の場合の価額の算定)

- 1 訴訟の目的の価額は、訴えで主張する利益によって算定する。一つの訴えで数個の請求をする場合には、その価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする。ただし、その訴えで主張する利益が各請求について共通である場合におけるその各請求については、この限りでない。
- 2 果実、損害賠償、違約金又は費用の請求が訴訟の附帯の目的であるときは、その価額は、訴訟の目的の価額に算入しない。
- 3 第1項の価額を算定することが困難である場合には、裁判所が合理的な裁量により定める。これを算定することができないときは、その価額は550万リエルとみなす。

第61条(申立て手数料)

- 1 訴えの提起をする場合には、以下の各号の定めるところにより訴訟の目的の価額に応じて算出した額の手数料を裁判所に納

めなければならない。

- 一 訴訟の目的の価額が1000万リエルまでの部分について、その価額10万リエルまでごとに1000リエル
 - 二 訴訟の目的の価額が1000万リエルを超え1億リエルまでの部分について、その価額10万リエルまでごとに700リエル
 - 三 訴訟の目的の価額が1億リエルを超え10億リエルまでの部分について、その価額10万リエルまでごとに300リエル
 - 四 訴訟の目的の価額が10億リエルを超える部分について、その価額10万リエルまでごとに100リエル
- 2 第1項において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、第60条(訴訟の目的の価額の算定、併合請求の場合の価額の算定)の規定により算定する。
 - 3 控訴の提起をする場合には、第1項及び第2項により算出した額の1.5倍の額の手数料を、上告の提起をする場合には、その2倍の額の手数料を裁判所に納めなければならない。
 - 4 再審の訴えの提起をする場合には、1万リエルを裁判所に納めなければならない。
 - 5 督促決定の発付を求める申立てをする場合には、請求の目的の価額に応じ、第1項により算出して得た額の2分の1の額の手数料を裁判所に納めなければならない。第327条(仮執行の宣言前になされた督促異議の申立ての効果)第2項又は第331条(仮執行の宣言後になされた督促異議の申立てによる訴訟への移行)の規定により、訴えの提起があったものとみなされたときは、督促決定の発付を求める申立てをした者は、第1項により算出して得た手数料の額から督促決定の発付を求める申立てについて納めた手数料の額を控除した額を納めなければならない。
 - 6 第1項及び第3項から第5項に定めるものの他、裁判所の裁判を求める申立てをする場合には、5000リエルを裁判所に納めなければならない。
 - 7 手数料は裁判所窓口において現金で納める。申立ての際に手数料の納付がない申立ては、不適法な申立てとする。
 - 8 次に掲げる場合には、納付した者の申立てにより、各号に定める手数料を還付する。

一	手数料が過大に納められた場合	過大に納められた手数料
二	口頭弁論前に和解が成立した場合、最初の口頭弁論期日の終了前に訴えが取り下げられた場合及び口頭弁論を経ない却下の裁判が確定した場合	納められた手数料の半額

第62条(手数料以外の裁判費用)

- 1 次に掲げるもののうち裁判所が定める金額は、費用として、当事者又は事件の関係人が納めるものとする。
 - 一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟における手続上の行為をするため必要な金額
 - 二 証拠調べ又は事実の調査その他の行為を裁判所外で行う場合に必要裁判官及び書記官の旅費及び宿泊料に相当する金額
- 2 第1項の費用を納めるべき当事者又は事件の関係人は、申立てによつてする行為に係る費用についてはその申立人とし、職権でする行為に係る費用については裁判所が定める者とする。
- 3 第1項の費用を要する行為については、裁判所は、当事者又は事件の関係人にその額を予納させなければならない。
- 4 裁判所は、第3項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行なわないことができる。
- 5 第1項の費用で予納のないものは、裁判所の決定にもとづき、第64条(負担割合及び費用償還)により費用を負担すべき者から取り立てることができる。

第63条(当事者費用)

第61条(申立て手数料)及び第62条(手数料以外の裁判費用)に定めるものの他、以下の各号に定めるもののうち裁判所が事案の性質や当事者の資力等を考慮して相当と定める金額を訴訟費用とする。

- 一 訴状その他の申立書、準備書面等の書類の書記料及び裁判所に対する提出費用
- 二 当事者及び代理人が期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料
- 三 その他訴訟追行のために必要であると裁判所が認めた費用

第二節 訴訟費用の負担

第64条(負担割合及び費用償還)

- 1 訴訟費用は、敗訴の当事者の負担とする。一部敗訴の場合における各当事者の訴訟費用の負担は、裁判所が、その裁量で定める。
- 2 第1項にかかわらず、裁判所は、事情により、攻撃又は防御のために不要な訴訟行為をし、又は訴訟を遅滞させた勝訴の当事者に訴訟費用の全部又は一部を負担させることができる。
- 3 共同訴訟人は、等しい割合で訴訟費用を負担する。ただし、裁判所は、事情により、共同訴訟人に連帯して訴訟費用を負担させ、又は攻撃又は防御のために不要な訴訟行為をした当事者により多く訴訟費用を負担させることができる。

- 4 法定代理人、任意代理人又は書記官が故意又は重大な過失によって無益な訴訟費用を生じさせたときは、受訴裁判所は、申立てにより又は職権で、決定で、これらの者に対し、その費用額の償還を命ずることができる。
- 5 第4項の規定による決定に対しては、抗告をすることができる。

第65条(訴訟費用の負担の裁判)

- 1 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における訴訟費用の全部について、その負担の裁判をしなければならない。
- 2 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合には、訴訟の総費用について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。
- 3 訴訟が裁判によらないで完結したときは、申立てにより、第一審裁判所は決定で訴訟費用の負担を命ずる。ただし和解の場合には、当事者の定めに従い、定めがない場合には費用は各自が負担する。

第66条(訴訟費用額の確定手続)

- 1 訴訟費用の負担の額は、その負担の裁判が執行力を生じた後に、申立てにより、第一審裁判所の書記官が定める。
- 2 第1項の場合において、当事者双方が訴訟費用を負担するときは、各当事者の負担すべき費用は、その対当額について相殺があったものとみなす。
- 3 第1項の申立てに関する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。
- 4 第3項の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間内にしなければならない。裁判所は、異議の申立てを理由があると認める場合においては、自ら訴訟費用の負担の額を定めなければならない。
- 5 第4項の期間は、伸長することができない。

第三節 訴訟費用の担保

第67条(担保の提供を命ずる決定)

- 1 原告がカンボジア国内に住所、事務所及び営業所を有しないときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、訴訟費用の担保を立てるべきことを原告に命じなければならない。その担保に不足を生じたときも、同様とする。
- 2 被告は、担保を立てるべき事由があることを知った後に弁論準備手続期日において本案について申述し、又は口頭弁論期日において本案について弁論をしたときは、第一項の申立てをすることができない。
- 3 第一項の申立てをした被告は、原告が担保を立てるまで応訴を拒むことができる。
- 4 裁判所は、第一項の決定において、担保の額及び担保を立てるべき期間を定めなければならない。
- 5 担保の額は、被告が全審級において支出すべき訴訟費用の総額を標準として定める。
- 6 第一項の申立てについての決定に対しては、抗告をすることができる。

第68条(担保不提供の効果)

原告が担保を立てるべき期間内にこれを立てないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。ただし、判決前に担保を立てたときは、この限りでない。

第四節 訴訟上の救助

第69条(救助の付与)

- 1 訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、訴訟上の救助の決定をすることができる。ただし、勝訴の見込みがないことが明らかであるときを除く。
- 2 訴訟上の救助の決定は、審級ごとにする。
- 3 訴訟上の救助の事由は、疎明しなければならない。

第70条(救助の内容)

- 1 訴訟上の救助の決定は、その定めるところに従い以下の各号の効力を有する。
 - 一 裁判費用の支払いの猶予
 - 二 裁判費用の支払いの免除。ただし猶予の効力が消滅した時点で、裁判所が、当事者の資力等を考慮して相当と認める場合に限る。
- 2 訴訟上の救助の決定は、これを受けた者のためにのみその効力を有する。

- 3 訴訟上の救助の決定を受けた者が第69条(救助の付与)に規定する要件を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときは、訴訟記録の存する裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、決定により、いつでも訴訟上の救助の決定を取り消し、猶予又は免除した費用の支払を命ずることができる。
- 4 第69条(救助の付与)及び本条に規定する決定に対しては、抗告をすることができる。

第五章 訴訟上の担保

第71条(担保の提供方法及び担保の変換)

- 1 担保を立てるには、供託所に金銭又は裁判所が相当と認める有価証券を供託する方法、裁判所に金銭又は裁判所が相当と認める有価証券を寄託する方法その他別に定める方法によらなければならない。
- 2 裁判所は、担保を立てた者の申立てにより、決定で、その担保の変換を命ずることができる。ただし、その担保を契約によって他の担保に変換することを妨げない。

第72条(担保の提供を受けた者の権利)

その者の利益のために担保の提供を受けた者は、被担保債権の弁済のために、第71条(担保の提供方法及び担保の変換)の規定により供託又は寄託した金銭又は有価証券について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

第73条(担保の取消し)

- 1 本条において「担保権利者」とは、その者の利益のために担保の提供を受けた者をいう。
- 2 担保を立てた者が担保の事由が消滅したことを証明したときは、裁判所は、申立てにより、担保の取消しの決定をしなければならない。
- 3 担保を立てた者が担保の取消しについて担保権利者の同意を得たことを証明したときも、第2項と同様とする。
- 4 担保権利者がその権利を行使できる事由が発生した後、裁判所が、担保を立てた者の申立てにより、担保権利者に対し、2週間内にその権利を行使すべき旨を催告し、担保権利者がその行使をしないときは、担保の取消しについて担保権利者の同意があったものとみなす。
- 5 第2項及び第3項の規定による決定に対しては、抗告をすることができる。

第二編 第一審の訴訟手続

第一章 訴え

第74条(訴えの利益)

訴えは、具体的な法律上の争いを対象とし、かつ判決によってその争いが解決される場合に提起することができる。

第75条(訴え提起の方式・訴状の記載事項)

- 1 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出しなければならない。
- 2 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
 - 二 求める判決及び請求を特定するのに必要な事実
- 3 原告は、訴状に、第2項2号に掲げる事項のほか、請求を理由づける事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載するよう努めなければならない。
- 4 攻撃又は防御の方法を記載した訴状は、準備書面を兼ねる。

第76条(将来の給付の訴え)

将来の給付を求める訴えは、あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる。

第77条(請求の併合)

数個の請求は、同種の手続による場合に限り、一つの訴えですることができる。

第78条(訴状審査)

- 1 訴状が第75条(訴え提起の方式・訴状の記載事項)第2項の規定に違反する場合には、裁判所は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。第61条(申立て手数料)の規定に従い納付すべき訴えの提起の手料を納付しない場合も、同様とする。
- 2 第1項の場合において、原告が不備を補正しないときは、裁判所は、決定で、訴状を却下しなければならない。
- 3 第2項の決定に対しては、抗告をすることができる。

第79条(訴状の送達)

- 1 訴状は、被告に送達しなければならない。
- 2 第78条(訴状審査)の規定は、訴状の送達をすることができない場合について準用する。原告が訴状の送達に必要な費用を予納しない場合も同様とする。

第80条(最初の弁論準備手続期日の指定)

- 1 訴えが提起されたときは、裁判所は、速やかに弁論準備手続の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。
- 2 第1項の期日は、特別の事由がある場合を除き、訴えが提起された日から30日以内の日に指定しなければならない。

第81条(口頭弁論を経ない訴えの却下)

訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

第82条(呼出費用の予納がない場合の訴えの却下)

- 1 裁判所は、この法律の規定に従い当事者に対する期日の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて原告に命じた場合において、その予納がないときは、被告に異議がない場合に限り、決定で、訴えを却下することができる。
- 2 第1項の決定に対しては、抗告をすることができる。

第83条(重複する訴えの提起の禁止)

裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することができない。

第84条(訴えの変更)

- 1 原告は、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、訴えを変更することができる。ただし、これにより著しく訴訟手続を遅滞させることとなるときは、この限りでない。
- 2 訴えの変更は、書面でしなければならない。
- 3 第2項の書面は、相手方に送達しなければならない。
- 4 裁判所は、訴えの変更を不当であると認めるときは、申立てにより又は職権で、その変更を許さない旨の決定をしなければならない。

第85条(中間確認の訴え)

- 1 裁判が訴訟の進行中に争いとなっている法律関係の成立又は不成立に係るときは、原告は請求の拡張により、また被告は反訴の提起によって、裁判所が判決においてその争いとなっている法律関係の成立又は不成立を確認するよう求めることができる。ただし、その確認の請求が法律により他の裁判所の専属管轄に属するときは、この限りでない。
- 2 第84条(訴えの変更)第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による請求の拡張について準用する。

第86条(反訴)

- 1 被告は、本訴の目的である請求又は防御の方法と関連する請求を目的とする場合に限り、口頭弁論の終結に至るまで、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができる。ただし、反訴の目的である請求が法律により他の裁判所の専属管轄に属するとき、又は反訴の提起により著しく訴訟手続を遅滞させることとなるときは、この限りでない。
- 2 反訴については、訴えに関する規定による。

第87条(時効中断等の効力発生の時期)

時効の中断又は法律上の期間の遵守のために必要な裁判上の請求は、訴えを提起した時、第84条(訴えの変更)第2項又は第85条(中間確認の訴え)第2項において準用する第84条(訴えの変更)第2項の書面を裁判所に提出した時に、その効力を生ずる。

第88条(係争物の譲渡等)

- 1 当事者は、訴訟の係属後においても、係争中の物又は訴訟の目的である権利若しくは義務を譲渡又は移転することを妨げられない。
- 2 第1項の譲渡又は移転は、訴訟に影響を及ぼさない。第1項の譲渡又は移転をした者は、その後も当事者としての地位を有する。
- 3 第1項の譲渡又は移転を受けた者が補助参加人となるときは、第48条(共同訴訟的補助参加)の規定を適用する。

第二章 口頭弁論及びその準備

第一節 通則

第89条(裁判長による訴訟指揮)

- 1 弁論準備手続及び口頭弁論は、裁判長が指揮する。
- 2 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁ずることができる。

第90条(釈明権等)

- 1 裁判所は、当該訴訟に関する事実上及び法律上の事項を明瞭にするため、弁論準備手続又は口頭弁論の期日において、それらの事項に関し、当事者に対して問いを發し、又は主張若しくは立証を促すことができる。
- 2 当事者は、弁論準備手続又は口頭弁論の期日において、相手方に対して必要な問いを發するように、裁判所に求めることができる。
- 3 裁判所は、期日外において、釈明の必要があると認める事項を指示して、次回期日における釈明を準備するよう、当事者に命ずることができる。

第91条(訴訟指揮等に対する異議)

当事者が、弁論準備手続若しくは口頭弁論の指揮又は第90条(釈明権等)第1項の規定による裁判所の処置に対し、異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

第92条(当事者の調査義務)

当事者は、訴訟において主張及び立証を尽くすため、あらかじめ、証人その他の証拠について事実関係を詳細に調査しなければならない。

第93条(攻撃防御方法の提出時期)

攻撃又は防御の方法は、訴訟の進行状況に応じ適切な時期に提出しなければならない。

第94条(時機に後れた攻撃防御方法の却下)

- 1 当事者が故意又は重大な過失により時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法については、これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。
- 2 攻撃又は防御の方法でその趣旨が明瞭でないものについて当事者が必要な釈明をせず、又は釈明をすべき期日に出頭しないときも、第1項と同様とする。

第95条(判決の基礎にすることのできる事実)

裁判所は、いずれの当事者も主張しない事実を、判決の基礎に採用することができない。

第96条(自白の擬制)

- 1 当事者が弁論準備手続及び口頭弁論において相手方の主張した事実を争う意思を明らかにしない場合は、その事実を自白したものとみなす。ただし、審理の経緯及び内容を勘案し、当事者がその事実を争ったものと裁判所が認めるときは、この限り

でない。

2 当事者が相手方の主張した事実を知らない旨の陳述をしたときは、その事実を争ったものと推定する。

第97条(和解の試み)

裁判所は、訴訟がいかなる段階にあるかを問わず、和解を試みることができる。

第98条(訴訟手続に関する異議権の喪失)

1 相手方又は裁判所が訴訟手続に関する規定に違反する訴訟行為をしたときは、当事者は、これについて裁判所に異議を述べ、無効を主張することができる。

2 当事者が第1項に規定する違法を知り、又は知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う。ただし、放棄することができないものについては、この限りでない。

第99条(事件の分離・併合)

1 裁判所は、決定で、事件の分離若しくは併合を命じ、又はその決定を取り消すことができる。

2 裁判所は、口頭弁論において当事者を異にする事件の併合を命じた場合において、その前に尋問された証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。

第100条(通訳人の立会い等)

1 民事訴訟の手続に関与する者が、クメール語に通じないとき、又は耳が聞こえない者若しくは口がきけない者であるときは、裁判所は、資格を有する通訳人を立ち合わせる。ただし、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、文字で問い、又は陳述をさせることができる。

2 通訳人については、その性質に反しない限り、鑑定人に関する規定を準用する。

第二節 準備書面

第101条(準備書面)

1 裁判所は、弁論準備手続及び口頭弁論において、当事者に準備書面を提出させることができる。

2 準備書面には、攻撃又は防御の方法、及び、相手方の攻撃又は防御の方法に対する陳述を記載する。

3 被告が最初に提出する準備書面には、訴状に記載された判決の要求に対する答弁、並びに、訴状に記載された事実に対する認否及び抗弁事実等を記載する。

第102条(準備書面等の提出期間)

裁判所は、被告の最初の準備書面若しくは特定の事項に関する主張を記載した準備書面の提出又は特定の事項に関する証拠の申出をすべき期間を定めることができる。

第三節 弁論準備手続

第103条(弁論準備手続の目的)

弁論準備手続においては、裁判所は、当事者の主張を整理し、事件の争点を明らかにし、かつ、争点に関する証拠を整理して、口頭弁論における集中的な審理が可能になるように努めなければならない。

第104条(弁論準備手続における和解の試み)

弁論準備手続においては、裁判所は、相当でないと認める場合を除き、まず和解を試みなければならない。

第105条(弁論準備手続の期日)

1 弁論準備手続は、当事者双方が立ち会うことのできる期日において行わなければならない。

2 弁論準備手続の期日は、公開することを要しない。但し、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

第106条(弁論準備手続における訴訟行為等)

裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する決定その他口頭弁論の期日外においてすることができる決定をすることができ、また、争点及び証拠の整理を行うのに必要な限度で、文書の証拠調べをすることができる。

第107条(証明すべき事実の確認等)

裁判所は、争点及び証拠の整理が完了して弁論準備手続を終了するときは、その後の証拠調べにより証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。

第108条(弁論準備手続の終結の効果)

弁論準備手続の終結後は、新たな攻撃防御方法を提出することはできない。ただし、裁判所が職権で調査すべき事項に関するものである場合、訴訟手続を著しく遅滞させない場合又は当事者が重大な過失なくして手続の終結前に提出することができなかったことを疎明した場合は、この限りでない。

第109条(弁論準備手続調書)

裁判所は、弁論準備手続について、期日ごとに、書記官に調書を作成させなければならない。

第110条(弁論準備手続調書の形式的記載事項)

- 1 弁論準備手続の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 事件の表示
 - 二 裁判官及び書記官の氏名
 - 三 出頭した当事者、代理人、補佐人及び通訳人の氏名
 - 四 日時及び場所
- 2 第1項の調書には、裁判長及び書記官が署名しなければならない。

第111条(弁論準備手続調書の実質的記載事項)

- 弁論準備手続の調書には、期日になされた事柄の要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。
- 一 原告による判決の要求及びこれに対する被告の答弁
 - 二 主張事実の要旨及び証拠の申出
 - 三 相手方の事実の主張に対する認否及び文書の成立の真正についての認否
 - 四 訴えの取下げ、和解、請求の放棄及び請求の認諾
 - 五 裁判所が記載を命じた事項及び当事者の請求により記載を許した事項
 - 六 当該期日において書面を作成しなかった裁判

第112条(弁論準備手続調書の記載についての異議等)

- 1 弁論準備手続の調書の記載内容について当事者その他の関係人が異議を述べたときは、調書にその旨を記載しなければならない。
- 2 弁論準備手続の方式に関する規定の遵守は、弁論準備手続の調書によってのみ証明することができる。ただし、調書が滅失したときは、この限りでない。

第四節 口頭弁論

第113条(口頭弁論期日の指定)

弁論準備手続を終了するときは、裁判所は、口頭弁論期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。

第114条(口頭弁論の必要性)

- 1 裁判所は、訴えについて判決をするには、口頭弁論を経なければならない。ただし、決定で裁判すべき事件又は事項については、裁判所が口頭弁論をすべきか否かを定める。
- 2 第1項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は当事者を審尋することができる。

3 第1項及び第2項の規定は、法律に特別の定めがある場合には、適用しない。

第115条(口頭弁論)

- 1 口頭弁論は、当事者双方が立ち会うことのできる期日において行わなければならない。
- 2 口頭弁論は、公開の法廷で行わなければならない。ただし、公開することが公の秩序を害するおそれがあるとき、又は法律に特別の定めがあるときは、この限りではない。

第116条(弁論準備手続の結果の陳述及び弁論)

- 1 当事者は、口頭弁論において、弁論準備手続の結果を陳述しなければならない。
- 2 第1項の陳述は、口頭弁論におけるその後の証拠調べによって証明すべき事実を明らかにしてしなければならない。
- 3 当事者は、口頭弁論において、さらに、事実を主張し、証拠を提出することができる。ただし、それが第108条(弁論準備手続の終結の効果)に違反するときは、この限りではない。
- 4 口頭弁論期日において証拠調べ等をした結果、特に必要と認めるときは、裁判所は、決定で、弁論準備手続を再開することができる。
- 5 裁判所は、口頭弁論を終結する前に、各当事者に最終弁論をすることを許すことができる。

第117条(口頭弁論調書)

- 1 裁判所は、口頭弁論について、期日ごとに、書記官に調書を作成させなければならない。
- 2 第112条(弁論準備手続調書の記載についての異議等)の規定は、口頭弁論調書に準用する。

第118条(口頭弁論調書の形式的記載事項)

- 1 口頭弁論の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 事件の表示
 - 二 裁判官及び書記官の氏名
 - 三 立ち会った検察官の氏名
 - 四 出頭した当事者、代理人、補佐人及び通訳人の氏名
 - 五 弁論の日時及び場所
 - 六 弁論を公開したこと又は公開しなかったときはその旨及びその理由
- 2 第1項の調書には、裁判長及び書記官が署名しなければならない。

第119条(口頭弁論調書の実質的記載事項)

- 1 口頭弁論の調書には、弁論の要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。
 - 一 訴えの取下げ、和解、請求の放棄、請求の認諾及び自白
 - 二 証人、当事者本人及び鑑定人の陳述
 - 三 証人、当事者本人及び鑑定人の宣誓の有無並びに証人及び鑑定人に宣誓をさせなかった理由
 - 四 検証の結果
 - 五 裁判所が記載を命じた事項及び当事者の請求により記載を許した事項
 - 六 書面を作成しなかった裁判
 - 七 裁判の言渡し
- 2 第1項の規定にかかわらず、訴訟が裁判によらないで完結した場合には、裁判所の許可を得て、証人、当事者本人及び鑑定人の陳述並びに検証の結果の記載を省略することができる。ただし、当事者が訴訟の完結を知った日から1週間以内にその記載をすべき旨の申出をしたときは、この限りでない。

第120条(調書の記載に代わる録音テープ等への記録)

- 1 書記官は、第119条(口頭弁論調書の実質的記載事項)第1項の規定にかかわらず、裁判所の許可があったときは、証人、当事者本人又は鑑定人の陳述を録音テープ又はビデオテープに記録し、これをもって調書の記載に代えることができる。この場合において、当事者は、裁判所が許可をする際に、意見を述べるることができる。
- 2 第1項の場合において、訴訟が完結するまでに当事者の申出があったときは、証人、当事者本人又は鑑定人の陳述を記載した書面を作成しなければならない。訴訟が上訴審に係属中である場合において、上訴裁判所が必要があると認めるときも、同様とする。

第121条(書面等の引用添付)

口頭弁論の調書には、書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるものを引用し、訴訟記録に添付して調書の一部とすることができる。

第122条(法廷における写真の撮影等の制限)

法廷における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、裁判所の許可を得なければできない。

第三章 証拠

第一節 通則

第123条(証拠裁判主義)

- 1 裁判所は、証拠に基づいて事実を認定しなければならない。ただし、口頭弁論のときに顕れたすべての事情を斟酌することができる。
- 2 裁判所において当事者が自白した事実及び裁判所にその存在が顕著な事実、証拠に基づいて認定することを要しない。
- 3 当事者は、以下に掲げる場合には、自白を撤回することができる。
 - 一 相手方の異議がないとき
 - 二 自白が真実に反し、かつ、錯誤に基づくとき
 - 三 自白が他人の犯罪行為によってもたらされたとき

第124条(証拠調べ)

- 1 証拠調べは、当事者の証拠の申出により、行う。
- 2 裁判所は、当事者の申し出た証拠によって事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断することができないときその他必要があると認めるときは、職権で、証拠調べを行うことができる。

第125条(証拠の申出)

- 1 証拠の申出をする当事者は、証明すべき事実を特定しなければならない。
- 2 証拠の申出をする当事者は、証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示するよう努めなければならない。
- 3 証拠の申出は、弁論準備手続の期日又は口頭弁論期日の前においてもすることができる。
- 4 証人及び当事者本人の尋問の申出は、できる限り、一括してしなければならない。

第126条(証拠の採用)

裁判所は、当事者が申し出た証拠を取り調べなければならない。ただし、証明すべき事実と関連性のない証拠その他裁判所が必要ないと認める証拠については、この限りでない。

第127条(集中証拠調べ)

- 1 裁判所は、争点及び証拠の整理が終了した後における最初の口頭弁論期日において、直ちに証拠調べをすることができるようにしなければならない。
- 2 証人及び当事者本人の尋問は、できる限り、集中して行わなければならない。
- 3 証人等の尋問において使用する予定の文書は、証人等の陳述の信用性を争うための証拠として使用するものを除き、その証人等の尋問を開始する時の相当期間前までに、提出しなければならない。

第128条(当事者の立会権)

- 1 裁判所は、当事者に証拠調べに立ち会う機会を保障しなければならない。
- 2 証拠調べは、当事者が期日に出頭しない場合においても、することができる。

第129条(外国における証拠調べ)

- 1 外国においてすべき証拠調べは、裁判所がその国の管轄官庁又はその国に駐在するカンボジア王国の大使、公使若しくは領事に囑託してしなければならない。
- 2 外国においてした証拠調べは、その国の法律に違反する場合であっても、この法律に違反しないときは、その効力を有する。

第130条(調査の囑託)

裁判所は、必要な調査を官庁又は外国の官庁に囑託することができる。

第131条(疎明)

疎明は、即時に取り調べることができる証拠によつてしなければならない。

第二節 証人尋問

第132条(証人義務)

- 1 裁判所は、本法又はその他の法律に特別の定めがあるときを除き、何人でも証人として尋問することができる。
- 2 裁判所は、決定で、正当な理由なく出頭しない証人の勾引を命ずることができる。
- 3 証人が正当な理由なく出頭しないときは、裁判所は、決定で、100万リエル以下の過料に処することができる。
- 4 第2項又は第3項の決定に対しては、抗告をすることができる。

第133条(公務員の尋問)

- 1 公務員又は公務員であつた者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は、その者の監督官庁の承認を得なければならない。
- 2 第1項の監督官庁は、上院議員又はその職にあつた者については上院、国民議会の議員又はその職にあつた者については国民議会、政府のメンバー又はその職にあつた者については内閣とする。
- 3 第1項の承認は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に重大な支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができない。

第134条(証言拒絶権)

- 1 証言が証人又は証人の配偶者その他の親族が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができる。証言がこれらの者の名誉を害し、又はその家族関係を重大に害すべき事項に関するときも、同様とする。
- 2 次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。
 - 一 第133条(公務員の尋問)第1項の場合
 - 二 医師、歯科医師、助産師、看護師、薬剤師、弁護士、宗教の職にある者又はこれらの職にあつた者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合
 - 三 技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合
- 3 第2項の規定は、証人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しない。

第135条(証言拒絶の決定)

- 1 証言拒絶の理由は、疎明しなければならない。
- 2 第134条(証言拒絶権)第2項第1号の場合を除き、証言拒絶の当否については、受訴裁判所が、当事者を審尋して、決定で、裁判する。
- 3 第2項の決定に対しては、当事者及び証人は、抗告をすることができる。
- 4 第132条(証人義務)第3項の規定は、証言拒絶を理由がないとする決定が確定した後に証人が正当な理由なく証言を拒む場合について準用する。

第136条(裁判所外での証人尋問)

- 1 裁判所は、次に掲げる場合に限り、裁判所外で証人の尋問をすることができる。
 - 一 証人が受訴裁判所に出頭する義務がないとき、又は正当な理由により出頭することができないとき。
 - 二 証人が受訴裁判所に出頭するについて不相当な費用又は時間を要するとき。
 - 三 当事者に異議がないとき。
- 2 第1項の場合においては、裁判所は、受命裁判官又は受託裁判官に裁判所外で証人の尋問をさせることができる。
- 3 受命裁判官又は受託裁判官が証人尋問をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

第137条(宣誓)

- 1 裁判所は、証人には、特別の定めがある場合を除き、宣誓をさせなければならない。
- 2 十六歳未満の者又は宣誓の趣旨を理解することができない者を証人として尋問する場合には、裁判所は宣誓をさせることができない。
- 3 第134条(証言拒絶権)の規定に該当する証人で証言拒絶の権利を行使しないものを尋問する場合には、宣誓をさせないことができる。
- 4 証人の宣誓は、尋問の前にさせなければならない。ただし、特別の事由があるときは、尋問の後にさせることができる。
- 5 宣誓の方式については、本法の別表の定めるところによる。
- 6 裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、偽証の罰を告げなければならない。

第138条(証人尋問の方法)

- 1 証人尋問の申出は、証人を明確に指定してしなければならない。
- 2 証人尋問の申出をする者は、同時に尋問事項を記載した書面を提出しなければならない。
- 3 証人は、尋問の2週間前までに、呼出しを受けなければならない。
- 4 証人の呼出状には、次に掲げる事項を記載し、尋問事項を記載した書面を添付しなければならない。
 - 一 当事者の氏名又は名称及び住所
 - 二 出頭すべき日時及び場所
 - 三 出頭しない場合における法律上の制裁
- 5 証人の尋問は、裁判長、その尋問の申出をした当事者、他の当事者の順序とする。陪席裁判官は、裁判長に告げて、証人を尋問することができる。
- 6 裁判所は、適当と認めるときは、第5項の順序を変更することができる。
- 7 証人は、書類に基づいて陳述することができない。ただし、裁判所の許可を受けたときは、この限りでない。
- 8 裁判所は、必要があると認めるときは、既に尋問した証人又は後に尋問すべき証人に在廷を許すことができる。
- 9 裁判所は、証人が特定の傍聴人の面前においては威圧され十分な陳述をすることができないと認めるときは、その証人が陳述する間、その傍聴人を退廷させることができる。
- 10 裁判所は、必要があると認めるときは、証人と他の証人とを同時に尋問することを命ずることができる。

第139条(質問の制限)

- 1 質問は、できる限り、個別かつ具体的にしなければならない。
- 2 正当な理由がある場合を除き、次に掲げる質問をしてはならない。
 - 一 証人を侮辱し、又は困惑させる質問
 - 二 誘導質問
 - 三 既にした質問
 - 四 争点に関係のない質問
 - 五 証人自身の意見の陳述を求める質問
 - 六 証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問
- 3 裁判所は、当事者の質問が第2項の規定に違反するものであると認めるときは、申立てにより又は職権で、これを制限することができる。
- 4 当事者は、第3項の規定による制限に対し、異議を述べることができる。

第三節 当事者尋問

第140条(当事者本人の尋問)

- 1 裁判所は、当事者本人を尋問することができる。この場合においては、その当事者に宣誓をさせることができる。
- 2 当事者本人を尋問する場合において、その当事者が、正当な理由なく、出頭せず、又は宣誓若しくは陳述を拒んだときは、裁判所は、尋問事項に関する相手方の主張を真実と認めることができる。
- 3 宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、裁判所は、決定で、200万リエル以下の過料に処することができる。
- 4 第3項の決定に対しては、抗告をすることができる。

第141条(証人尋問の規定の準用等)

- 1 第136条(裁判所外での証人尋問)、第137条(宣誓)(第1項及び第3項を除く。)、第138条(証人尋問の方法)(第8項及び第10項を除く。)及び第139条(質問の制限)の規定は、当事者本人の尋問について準用する。
- 2 裁判所は、必要があると認めるときは、当事者本人と他の当事者本人又は証人とを同時に尋問することを命ずることができ

る。

第142条(法定代理人の尋問)

この法律中当事者本人の尋問に関する規定は、訴訟において当事者を代表する法定代理人について準用する。ただし、当事者本人を尋問することを妨げない。

第四節 鑑定

第143条(鑑定の申出、鑑定事項)

- 1 裁判所は、当事者の申出に基づいて、鑑定を命ずることができる。
- 2 鑑定の申出をするときは、申出をする当事者は、鑑定をを求める事項を記載した書面を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判所の定める期間内に提出すれば足りる。
- 3 裁判所は、第2項の申出について、相手方の意見を聴かななければならない。
- 4 裁判所は、第2項の書面に基づき、第3項の意見も考慮して、鑑定事項を定める。この場合においては、鑑定事項を記載した書面を鑑定人に送付しなければならない。

第144条(鑑定人の指定、鑑定義務)

- 1 鑑定人は、裁判所が指定する。
- 2 鑑定に必要な学識経験を有する者は、鑑定をする義務を負う。
- 3 以下の者は鑑定人となることができない。
 - 一 鑑定をすることによって、鑑定人又は鑑定人の配偶者その他の親族が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがあるとき。これらの者の名誉を害し、又はその家族関係を重大に害するおそれがあるときも同様とする。
 - 二 鑑定事項が、公務員又は公務員であった者の職務上の秘密に関する事項に関するとき。ただし、その者の監督官庁の承認があった場合はこの限りでない。監督官庁は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に重大な支障を生ずるおそれがある場合を除き、承認を拒むことができない。
 - 三 医師、歯科医師、助産師、看護師、薬剤師、弁護士、宗教の職にある者又はこれらの職にあった者で、鑑定事項がその職務上知りえた事実で黙秘すべきものに関するとき。
 - 四 鑑定事項が、技術又は職業の秘密に関する事項に関するとき。
- 4 第3項第2号の監督官庁は、上院議員又はその職にあった者については上院、国民議会の議員又はその職にあった者については国民議会、政府のメンバー又はその職にあった者については内閣とする。
- 5 第3項第2号、第3号及び第4号の規定は、鑑定人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しない。

第145条(鑑定人の忌避)

- 1 鑑定人について誠実に鑑定をすることを妨げるべき事情があるときは、当事者は、その鑑定人が鑑定事項について陳述をする前に、これを忌避することができる。鑑定人が陳述をした場合であっても、その後、忌避の原因が生じ、又は当事者がその原因があることを知ったときは、同様とする。
- 2 忌避の申立ては、弁論準備手続の期日又は口頭弁論期日においてする場合を除き、書面で行わなければならない。
- 3 忌避の申立てをする当事者は、忌避の原因を疎明しなければならない。
- 4 忌避を正当な理由があるとする決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 5 忌避を正当な理由がないとする決定に対しては、抗告をすることができる。

第146条(鑑定人の陳述の方式、鑑定人の発問等)

- 1 裁判所は、鑑定人に、書面又は口頭で、意見を述べさせることができる。
- 2 鑑定人は、鑑定のため必要があるときは、審理に立ち会い、裁判所に証人若しくは当事者本人に対する尋問を求め、又は裁判所の許可を得て、これらの者に対し直接に問いを発することができる。

第147条(証人尋問の規定の準用、宣誓の方式)

第二編第三章第二節(証人尋問)の規定は、特別の定めがある場合を除き、鑑定について準用する。ただし、第132条(証人義務)第2項の規定は、この限りでない。

第五節 書証

第148条(書証の申出等)

- 1 書証の申出は、当事者が自己の所持する文書を提出し、又は文書の所持者にその提出を命ずることを裁判所に申し立てしなければならない。
- 2 書証の申出は、第1項の規定にかかわらず、文書の所持者にその文書の送付を囑託することを裁判所に申し立ててすることができる。
- 3 裁判所は、必要があると認めるときは、提出又は送付に係る文書を留め置くことができる。

第149条(訳文の添付等)

- 1 外国語で作成された文書を提出して書証の申出をするときは、申出をする当事者は、取調べを求める部分についてその文書の訳文を添付しなければならない。
- 2 相手方は、第1項の訳文の正確性について意見があるときは、意見を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。

第150条(文書提出義務)

- 1 文書の所持者は、本法その他の法律に特別の定めがあるときを除き、その提出を拒むことができない。
- 2 文書の所持者は、文書が次の各号のいずれかに該当するときは、その提出を拒むことができる。
 - 一 文書の所持者又は文書の所持者の配偶者その他の親族が刑事訴追を受け、若しくは有罪判決を受けるおそれがある事項、又はこれらの者の名誉を害し、又はその家族関係を重大に害すべき事項が記載されている文書
 - 二 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公務の遂行に重大な支障を生ずるおそれがあるもの
 - 三 医師、歯科医師、助産師、看護師、薬剤師、弁護士、宗教の職にある者又はこれらの職にあった者が職務上知りえた事実又は技術若しくは職業の秘密に関する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書

第151条(文書提出を命ずる決定の申立て)

- 1 文書提出を命ずる決定の申立ては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
 - 一 文書の表題及び趣旨
 - 二 文書の所持者
 - 三 証明すべき事実
- 2 文書提出を命ずる決定の申立ては、書面でしなければならない。
- 3 相手方は、第2項の申立てについて意見があるときは、意見を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。

第152条(文書提出を命ずる決定等)

- 1 裁判所は、文書提出を命ずる決定の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。
- 2 裁判所は、第三者に対して文書の提出を命じようとする場合には、その第三者を審尋しなければならない。
- 3 文書提出を命ずる決定の申立てについての決定に対しては、抗告をすることができる。

第153条(当事者が文書提出を命ずる決定に従わない場合等の効果)

- 1 当事者が文書提出を命ずる決定に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。
- 2 当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたときも、第1項と同様とする。
- 3 第1項及び第2項に規定する場合において、相手方が、当該文書の記載に関して具体的な主張をすること及び当該文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することが著しく困難であるときは、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

第154条(第三者が文書提出を命ずる決定に従わない場合の過料)

- 1 第三者が文書提出を命ずる決定に従わないときは、裁判所は、決定で、200万リエル以下の過料に処することができる。
- 2 第1項の決定に対しては、抗告をすることができる。

第155条(文書の成立)

- 1 書証の申出をした当事者は、文書の成立が真正であることを証明しなければならない。
- 2 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。
- 3 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁に照会をすることができる。
- 4 私文書は、本人又はその代理人の署名があるときは、真正に成立したものと推定する。
- 5 第2項及び第3項の規定は、外国の官庁の作成に係るものと認めるべき文書について準用する。

第156条(筆跡の対照による証明)

- 1 文書の成立の真否は、筆跡の対照によっても、証明することができる。
- 2 第148条(書証の申出等)、第152条(文書提出を命ずる決定等)、並びに第153条(当事者が文書提出を命ずる決定に従わない場合等の効果)第1項及び第2項の規定は、対照の用に供すべき筆跡を備える文書その他の物件の提出又は送付について準用する。
- 3 対照するのに適当な相手方の筆跡がないときは、裁判所は、決定で、対照の用に供すべき文字の筆記を相手方に命ずることができる。
- 4 相手方が正当な理由なく第3項の規定による決定に従わないときは、裁判所は、文書の成立の真否に関する挙証者の主張を真実と認めることができる。書体を変えて筆記したときも、同様とする。
- 5 第三者が正当な理由なく第2項において準用する第153条(当事者が文書提出を命ずる決定に従わない場合等の効果)第1項の規定による提出の命令に従わないときは、裁判所は、決定で、200万リエル以下の過料に処することができる。
- 6 第5項の決定に対しては、抗告をすることができる。

第157条(文書の成立の真正を争った者に対する過料)

- 1 当事者又はその代理人が故意又は重大な過失により真実に反して文書の成立の真正を争ったときは、裁判所は、決定で、100万リエル以下の過料に処することができる。
- 2 第1項の決定に対しては、抗告をすることができる。
- 3 第1項の場合において、文書の成立の真正を争った当事者又は代理人が訴訟の係属中その文書の成立が真正であることを認めるときは、裁判所は、事情により、同項の決定を取り消すことができる。

第158条(文書に準ずる物件への準用)

この節の規定は、図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないものについて準用する。

第159条(録音テープ等の反訳文書の書証の申出があった場合の取扱い)

録音テープ、ビデオテープ又はこれらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物の記録内容を反訳した文書を提出して書証の申出をした当事者は、相手方がこれらの物の複製物の交付を求めたときは、相手方にこれを交付しなければならない。

第160条(録音テープ等の内容を説明した書面の提出等)

- 1 録音テープ、ビデオテープ又はこれらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物の証拠調べの申出をした当事者は、裁判所又は相手方の求めがあるときは、その物の記録内容を反訳した書面又はその物の内容を説明した書面を提出しなければならない。
- 2 相手方は、第1項の書面における説明の内容について意見があるときは、意見を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。

第六節 検証

第161条(検証の申出)

検証の申出は、検証の対象を表示してしなければならない。

第162条(検証の目的の提示等)

- 1 第148条(書証の申出等)、第152条(文書提出を命ずる決定等)、及び第153条(当事者が文書提出を命ずる決定に従わない場合等の効果)の規定は、検証の対象の提示又は送付について準用する。
- 2 第三者が正当な理由なく第1項において準用する第152条(文書提出を命ずる決定等)第1項の規定による提示の命令に従わないときは、裁判所は、決定で、200万リエル以下の過料に処することができる。

3 第2項の決定に対しては、抗告をすることができる。

第七節 証拠保全

第163条(証拠保全)

- 1 裁判所は、あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情があると認めるときは、申立てにより、この章の規定に従い、証拠調べをすることができる。
- 2 第1項によりされた証拠調べの結果は、本案の訴訟においてその効力を有する。
- 3 当事者は、本案の訴訟の口頭弁論において、第1項によりされた証拠調べの結果を陳述しなければならない。

第164条(管轄裁判所)

- 1 訴えの提起後における証拠保全の申立ては、その証拠を使用すべき審級の裁判所にしなければならない。
- 2 訴えの提起前における証拠保全の申立ては、尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の居所又は検証の対象の所在地を管轄する始審裁判所にしなければならない。
- 3 急迫の事情がある場合には、訴えの提起後であっても、第2項の始審裁判所に証拠保全の申立てをすることができる。

第165条(証拠保全の申立ての方式)

- 1 証拠保全の申立ては、書面で行なければならない。
- 2 第1項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 相手方の氏名又は名称及び住所
 - 二 証明すべき事実
 - 三 保全すべき証拠
 - 四 証拠保全の事由
- 3 証拠保全の事由は、疎明しなければならない。

第166条(相手方の指定ができない場合の取扱い)

証拠保全の申立ては、相手方を指定することができない場合においても、することができる。この場合においては、裁判所は、相手方となるべき者のために特別代理人を選任することができる。

第167条(職権による証拠保全)

裁判所は、必要があると認めるときは、訴訟の係属中、職権で、証拠保全の決定をすることができる。

第168条(不服申立て)

証拠保全の申立てを却下する決定に対しては、申立人は、抗告をすることができる。

第169条(期日の呼出し)

証拠調べの期日には、申立人及び相手方を呼び出さなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

第170条(証拠保全の費用)

証拠保全に関する費用は、訴訟費用の一部とする。

第171条(口頭弁論における再尋問)

証拠保全の手続において尋問をした証人について、当事者が口頭弁論における尋問の申出をしたときは、裁判所は、その尋問をしなければならない。

第172条(証拠保全の記録の送付)

証拠保全のための証拠調べが行われた場合には、その証拠調べを行った裁判所は、本案の訴訟記録の存する裁判所に対し、

証拠調べに関する記録を送付しなければならない。

第四章 訴訟手続の中断及び中止

第173条(訴訟手続の中断及び受継)

- 1 次の各号に掲げる事由があるときは、訴訟手続は中断する。
 - 一 当事者の死亡
 - 二 当事者である法人の合併による消滅
 - 三 当事者の訴訟能力の喪失又は法定代理人の死亡若しくは代理権の消滅
 - 四 一定の資格を有する者で自己の名で他人に代わって訴訟の当事者となるものの死亡その他の事由による資格の喪失
 - 五 第42条(当事者の選定)の規定により選定された当事者全員の死亡その他の事由による資格の喪失
- 2 第1項各号に掲げる事由があるときは、次の者が訴訟手続を受け継がなければならない。
 - 一 当事者の死亡のときは、相続人その他法令により訴訟を続行すべきもの
 - 二 当事者である法人の合併による消滅のときは、合併後に権利義務を承継する法人
 - 三 当事者の訴訟能力の喪失又は法定代理人の死亡若しくは代理権の消滅のときは、法定代理人又は訴訟能力を有するに至った当事者
 - 四 一定の資格を有する者で自己の名で他人に代わって訴訟の当事者となるものの死亡その他の事由による資格の喪失のときは、同一の資格を有する者
 - 五 第42条(当事者の選定)の規定により選定された当事者全員の死亡その他の事由による資格の喪失のときは、同条により選定していた者の全員又は同条により新たに選定された当事者
- 3 第1項の規定は任意代理人がある間は、適用しない。ただし、任意代理人は、第1項各号の事由が生じた旨を裁判所に届け出なければならない。
- 4 第1項第1号に掲げる事由がある場合においても、相続人は、相続の放棄をすることができる間は、訴訟手続を受け継ぐことができない。

第174条(訴訟手続の当然終了)

当事者が死亡し又は合併により消滅した場合において、訴訟の目的である権利若しくは義務を承継する者がいないとき又は当該権利若しくは義務が同一人に帰属するに至ったときは、訴訟手続は終了する。この場合には、裁判所は訴訟の終了を宣言する判決をしなければならない。

第175条(受継の手続)

- 1 訴訟手続の受継の申立ては、手続を受け継ごうとする者及び相手方がすることができる。
- 2 訴訟手続の受継の申立てがあった場合には、裁判所は、受継の申立ての相手方に通知しなければならない。
- 3 訴訟手続の受継の申立てがあった場合には、裁判所は、職権で調査し、理由がないと認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。その決定に対しては、抗告をすることができる。
- 4 第3項の場合において、裁判所は、受継の申立てに理由があると認めるときは、決定で、受継を許可しなければならない。
- 5 判決書の送達後に中断した訴訟手続の受継の申立てがあった場合には、その判決をした裁判所がその申立てについての裁判をしなければならない。

第176条(職権による続行命令)

当事者が訴訟手続の受継の申立てをしない場合においても、裁判所は、職権で、訴訟手続の続行を決定で命ずることができる。

第177条(訴訟手続の中止)

- 1 天災その他の事由によって裁判所が職務を行うことができないときは、訴訟手続は、その事由が消滅するまで中止する。
- 2 終期を予測できない長期の支障により当事者が訴訟手続を続行することができないときは、裁判所は、決定で、その中止を命ずることができる。この場合において、その支障が消滅したときは、裁判所はその決定を取り消すことができる。
- 3 民事訴訟事件に係る請求を理由付ける事実について刑事事件が係属しているときは、裁判所は、決定で、その民事訴訟事件の訴訟手続の中止を命ずることができる。この場合において、当該刑事事件が終了したときは、裁判所はその決定を取り消すことができる。

第178条(中断及び中止の効果)

- 1 訴訟手続の中断又は中止があったときは、当事者及び裁判所は訴訟行為をすることができない。ただし、判決の言渡しは、訴訟手続の中断中であっても、することができる。
- 2 訴訟手続の中断又は中止があったときは、期間は進行を停止する。この場合においては、訴訟手続の受継の通知又はその続行の時から、新たに全期間の進行を始める。

第五章 裁判

第一節 裁判通則

第179条(裁判の種類)

- 1 判決とは、裁判所が、本法又はその他の法律に別段の定めがある場合を除き、口頭弁論に基づいて法定の方式を具備した判決書を作成してする裁判で、これに基づく言渡しによって効力を生じるものをいう。
- 2 決定とは、裁判所又は裁判官が、口頭弁論を経ないですることができる裁判で、判決以外のものをいう。

第二節 判決通則

第180条(終局判決)

- 1 裁判所は、弁論及び証拠調べの結果により審理を完了すべきときは、口頭弁論を終結して終局判決をしなければならない。
- 2 併合された複数の請求のうちの一について審理を完了すべきときは、その一について終局判決をすることができる。
- 3 裁判所は、終局判決をするために必要があると認めるときは、終結した口頭弁論の再開を命じることができる。

第181条(中間判決)

次の各号に定める事項につき争いがあるときは、裁判所はまずその事項についてのみ審理を完了して中間判決をすることができる。

- 一 請求の存在及び数額について争いがある場合における請求の存在
- 二 独立して判断することができる攻撃又は防御の方法
- 三 訴訟要件の存否
- 四 訴訟の終了に関する事項

第182条(判決事項)

- 1 裁判所は、当事者が申し立てた請求のすべてにつき、判決をしなければならない。
- 2 裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない。
- 3 裁判所は、訴訟費用の負担義務については、当事者の申立てがなくても裁判しなければならない。

第183条(判決の脱漏)

裁判所が請求の一部について判決を脱漏したときは、訴訟は、その脱漏した請求の部分については、なおその裁判所に係属する。

第184条(自由心証主義)

裁判所は、判決をするに当たり、証拠調べの結果並びに口頭弁論の経緯及び内容を慎重に考慮して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。

第185条(直接主義)

- 1 判決は、その基礎となる口頭弁論に関与した裁判官によってのみ、これを行うことができる。
- 2 口頭弁論終結前に裁判官が代わった場合には、当事者は、従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。
- 3 単独の裁判官が代わった場合又は合議体の裁判官の過半数が代わった場合において、その前に尋問をした証人について、当事者が更に尋問の申出をしたときは、裁判所は、その尋問をしなければならない。

第三節 判決の言渡し

第186条(判決の効力の発生)

判決は、言渡しによってその効力を生ずる。

第187条(言渡しの期日)

判決の言渡しは、口頭弁論の終結の日から1か月以内にななければならない。ただし、事件が複雑であるときその他特別の事情があるときはこの限りでない。

第188条(言渡しの方式)

- 1 判決の言渡しは、期日に公開の法廷で、判決書の原本に基づいて、裁判長が主文を朗読してする。ただし、裁判長に支障がある場合は、陪席裁判官が代わって行うことができる。
- 2 判決の言渡しは、当事者が在廷しない場合においても、することができる。
- 3 裁判長は、相当と認めるときは、判決の理由を朗読し、又は口頭でその要旨を告げることができる。

第189条(判決書)

- 1 判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 裁判所
 - 二 口頭弁論の終結の日
 - 三 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
 - 四 事実及び争点
 - 五 理由
 - 六 主文
- 2 事実及び争点の記載は、当事者の陳述に基づきその要旨を摘示して、これをしなければならない。
- 3 判決書には、判決をした裁判官が署名しなければならない。
- 4 合議体の裁判官が判決書に署名することに支障があるときは、他の裁判官が判決書にその事由を付記して署名しなければならない。

第190条(判決書の送達)

- 1 判決書は、判決言渡しの日から2週間以内に、当事者に送達しなければならない。
- 2 第1項に規定する送達は、判決書の正本によってする。

第四節 判決の効力

第191条(判決の自己拘束力)

判決をした裁判所は、第192条(更正決定)に定める場合を除き、これを取消又は変更することはできない。

第192条(更正決定)

- 1 判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。
- 2 更正決定に対しては、抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りでない。
- 3 更正決定は、判決書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、判決書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

第193条(判決の確定時期)

- 1 判決は、適法な上訴又は適法な故障の申立てについて定めた期間の満了前には、確定しないものとする。
- 2 判決の確定は、第1項の期間内にした上訴の提起又は故障の申立てにより遮断される。

第194条(判決で判断した事項の確定力)

- 1 判決が確定したときは、終局的な確定力が発生する。
- 2 第1項の確定力は、口頭弁論の終結時における権利又は法律関係を確定する。
- 3 第1項の確定力の範囲は、訴え又は反訴により申し立てた請求につき主文において判断をした範囲に限られ、判決の理由中における判断には及ばない。
- 4 第3項の規定にかかわらず、被告が反対債権による相殺を主張したときは、確定判決における反対債権が存在しない旨の判断につき、相殺をもって対抗した額について確定力が発生する。

第195条(執行力の発生時期)

判決は、法律に別段の定めがある場合を除き、第194条(判決で判断した事項の確定力)に定める確定力が発生したときから、執行することができる。

第196条(仮執行の宣言)

- 1 財産権上の請求に関する判決については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、勝訴した原告に担保を立てさせて又は立てさせないで、その判決を仮執行することができることを宣言することができる。
- 2 裁判所は、申立てにより又は職権で、担保を立てて、仮執行を免れることができることを宣言することができる。
- 3 仮執行の宣言は、判決の主文に掲げなければならない。第2項の規定による宣言についても、同様とする。
- 4 仮執行の宣言の申立てについて裁判をしなかったとき、又は職権で仮執行の宣言をすべき場合においてこれをしなかったときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、補充の決定をする。第2項の申立てについて裁判をしなかったときも、同様とする。

第197条(仮執行の宣言の失効及び原状回復)

- 1 仮執行の宣言は、その宣言又は本案判決を変更する上訴裁判所の判決の言渡しにより、変更の限度においてその効力を失う。
- 2 本案判決を変更する場合には、裁判所は、被告の申立てにより、その判決において、仮執行の宣言に基づき被告が給付したものの返還及び仮執行により又はこれを免れるために被告が受けた損害の賠償を原告に命じなければならない。
- 3 裁判所が、仮執行の宣言のみを変更したときは、後に本案判決を変更する判決について、第2項の規定を適用する。

第198条(確定判決の効力が及ぶ者の範囲)

確定判決は、次に掲げる者に対してその効力を有する。

- 一 当事者
- 二 当事者が他人に代わって原告又は被告となった場合のその他人
- 三 前二号に掲げる者の訴訟係属後における権利又は義務の承継人
- 四 前三号に掲げる者の利益のために請求の目的物を所持する者

第199条(外国裁判所の確定判決の効力)

外国裁判所の確定判決は、次に掲げる要件のすべてを具備する場合に限り、その効力を有する。

- 一 法律又はカンボジア王国が締約国である条約により外国裁判所の裁判権が認められること。
- 二 敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達を受けたこと又はこれを受けなかったが応訴したこと。
- 三 判決の内容及び訴訟手続がカンボジアにおける公の秩序又は善良な風俗に反しないこと。
- 四 カンボジアと外国との間に相互の保証があること。

第五節 欠席判決

第200条(原告に対する欠席判決)

- 1 原告が弁論準備手続の第1回期日に出頭しないときは、裁判所は、欠席判決によって原告の請求を棄却しなければならない。
- 2 原告が弁論準備手続の続行期日に出頭しないときは、裁判所は、弁論準備手続を直ちに打ち切って、口頭弁論の第1回期日を指定することができる。
- 3 原告が口頭弁論期日に出頭しないときは、裁判所は、欠席判決によって原告の請求を棄却しなければならない。

第201条(被告に対する欠席判決)

- 1 被告が弁論準備手続の第1回期日に出頭しないときは、裁判所は、弁論準備手続を直ちに打ち切って、口頭弁論の第1回期日を指定しなければならない。
- 2 被告が口頭弁論期日に出頭しないときは、裁判所は、被告が原告の事実上の陳述を自白したものとみなし、原告の請求を正当とするときは欠席判決により原告の請求を認容し、正当としないときは原告の請求を棄却しなければならない。ただし、被告がそれよりも前の弁論準備手続期日または口頭弁論期日で原告の主張を争っていた場合には、この限りではない。

第202条(欠席判決が許されない場合)

次の事由があるときは、裁判所は、欠席判決をしてはならない。

- 一 出頭しなかった当事者が適法な呼び出しを受けていなかったとき。
- 二 出頭しなかった当事者が、天災その他のやむを得ない事情により、出頭することができなかつたと認めるに足る事情のあるとき。
- 三 訴えが不適法なとき。
- 四 被告が出頭しなかった口頭弁論期日における原告の陳述の内容が、被告に対して、その期日前に通知されていなかったとき。

第203条(期日の延期)

- 1 裁判所は、呼出期間が短すぎると認めるとき、又は当事者が過失なくして出頭できなかったと認めるときは、弁論準備期日又は口頭弁論期日を延期することができる。
- 2 裁判所は、第1項により期日を延期したときは、出頭しなかった当事者を新时期に呼び出さなければならない。

第204条(故障の申立て)

- 1 当事者が、予見することができなかった事由又は避けることができなかった事由のために、やむをえず適時に期日に出頭することができず、欠席判決を受けた場合には、その判決に対して故障の申立てをすることができる。
- 2 第1項に定める故障の申立ては、欠席判決の送達を受けた日から2週間以内に、行わなければならない。この期間は、伸長することができない。
- 3 欠席判決の送達を公示送達又は外国における送達によってなすべきときは、裁判所は、欠席判決の中で故障の申立期間を定めなければならない。

第205条(故障申立の方式)

- 1 故障の申立ては、欠席判決をした裁判所に故障申立書を提出することにより、これをなす。
- 2 故障申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
 - 二 故障申立の対象である欠席判決の表示。
 - 三 第二号の判決に対して故障を申し立てる旨。
 - 四 期日に適時に出席できなかった理由。

第206条(故障申立書の審査及び送達)

- 1 故障申立書が第205条(故障申立の方式)の規定に違反する場合には、裁判所は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。
- 2 第1項の場合において、故障の申立てをした当事者が不備を補正しないときは、裁判所は、決定で故障申立書を却下しなければならない。
- 3 第2項の決定に対しては、抗告をすることができる。
- 4 故障申立書に不備がない場合には、裁判所は、故障申立書を相手方に送達し、かつ、故障申立の審理のための新たな期日を指定して、当事者を呼び出さなければならない。

第207条(故障申立についての審理と裁判)

- 1 裁判所は、職権をもって、故障の申立てが法定の方式及び期間を遵守して提起されたかどうか、並びに、故障の申立てに正当な理由があるかどうかを調査しなければならない。
- 2 裁判所は、故障の申立てが不適法である場合は決定によってこれを却下し、故障の申立てに正当な理由がない場合は決定によってこれを棄却しなければならない。

第208条(故障の効果)

- 1 故障の申立てが認められたときは、訴訟は、欠席前の状態に復する。
- 2 第1項の場合には、裁判所は、弁論準備手続又は口頭弁論を再開して新たな期日を指定し、これを当事者に通知しなければならない。

第209条(新判決)

- 1 再開後の審理に基づいてなすべき判決が欠席判決と一致するときは、裁判所は、欠席判決を維持する旨を宣言する判決をしなければならない。
- 2 再開後の審理に基づいてなすべき判決が欠席判決と一致しないときは、裁判所は、新たな判決において欠席判決を取り消さなければならない。

第210条(欠席により生じた費用)

欠席判決が法定の方法でなされたときは、欠席によって発生した費用は、それが相手方の不当な訴訟行為によって発生したものでない限り、故障申立に基づいて欠席判決を取り消す場合においても欠席をした当事者の負担とする。

第211条(再度の欠席判決)

- 1 故障の申立てをした当事者が再開後の最初の期日に出頭しないときは、第202条(欠席判決が許されない場合)及び第203条(期日の延期)第2項に規定する場合を除き、裁判所は、再度の欠席判決により故障の申立てを棄却しなければならない。
- 2 第1項に定める再度の欠席判決に対しては、故障の申立てをすることができない。

第212条(準用規定)

- 1 故障の申立ての取下げについては、控訴の取下げに関する規定を準用する。
- 2 本節の規定は、反訴について準用する。

第六節 決定

第213条(決定の告知)

- 1 決定は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。
- 2 書面で決定をする場合は、決定書には、決定をした裁判官が署名しなければならない。
- 3 決定の告知がされたときは、書記官は、その旨及び告知の方法を訴訟記録上明らかにしなければならない。

第214条(訴訟指揮に関する決定の取消し)

訴訟の指揮に関する決定は、いつでも取り消すことができる。

第215条(書記官の処分に対する異議)

書記官の処分に対する異議の申立てについては、その書記官の所属する裁判所が、決定で、裁判をする。

第216条(判決に関する規定の準用)

決定には、その性質に反しない限り、判決に関する規定を準用する。

第六章 裁判によらない訴訟の完結

第217条(訴えの取下げ)

- 1 原告は、判決が確定するまで、訴えの全部又は一部を取り下げることができる。
- 2 訴えの取下げは、被告が本案について準備書面を提出し、本案について弁論準備手続において申述をし、又は本案について口頭弁論をした後であっては、被告の同意を得なければ、その効力を生じない。ただし、本訴の取下げがあった場合における

反訴の取下げについては、この限りでない。

- 3 訴えの取下げは、書面で行わなければならない。ただし、弁論準備手続の期日、口頭弁論の期日又は和解の期日においては、口頭でもできる。
- 4 第二項本文の場合において、訴えの取下げが書面でされたときはその書面を、訴えの取下げが弁論準備手続の期日、口頭弁論の期日又は和解の期日において口頭でされたときはその期日の調書の謄本を被告に送達しなければならない。ただし、訴えの取下げが弁論準備手続の期日、口頭弁論の期日又は和解の期日において口頭でされ、かつ被告がその期日に出頭したときはこの限りではない。
- 5 訴えの取下げの書面の送達を受けた日から二週間以内に被告が異議を述べないときは、訴えの取下げに同意したものとみなす。訴えの取下げが弁論準備手続の期日、口頭弁論の期日又は和解の期日において口頭でされた場合において、被告がその期日に出頭したときは訴えの取下げがあった日から、被告がその期日に出頭しなかったときは第4項の謄本の送達があった日から二週間以内に被告が異議を述べないときも、同様とする。

第218条(訴えの取下げの効果)

- 1 訴訟は、訴えの取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなす。
- 2 本案について終局判決があった後に訴えを取り下げた者は、同一の訴えを提起することができない。

第219条(訴えの取下げの擬制)

当事者双方が、弁論準備手続の期日又は口頭弁論の期日に出頭しない場合において、一月以内に期日指定の申立てをしないときは、訴えの取下げがあったものとみなす。当事者双方が、連続して二回、口頭弁論の期日又は弁論準備手続の期日に出頭しないときも、同様とする。

第220条(裁判上の和解)

- 1 当事者は、弁論準備手続の期日、口頭弁論の期日又は和解の期日において和解をすることができる。
- 2 第1項の和解は、裁判所が相当と認めるときは、裁判所外においてもすることができる。

第221条(請求の放棄又は認諾)

請求の放棄又は請求の認諾は、弁論準備手続の期日、口頭弁論の期日又は和解の期日においてする。

第222条(和解調書等の効力)

和解、請求の放棄又は請求の認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

第七章 少額事件の特則

第223条(手続の目的)

少額事件の手続は、簡易な手続により迅速に紛争を解決することを目的とする。

第224条(少額訴訟の要件等)

- 1 原告は、訴訟の目的の価額が100万以下以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。
- 2 少額訴訟による審理及び裁判を求めるとの旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない。

第225条(口頭による訴えの提起・訴え提起の際に明らかにすべき事項)

- 1 少額事件の訴えは、口頭で提起することができる。
- 2 少額事件の訴えの提起においては、第75条(訴え提起の方式・訴状の記載事項)第2項第2号の規定にかかわらず、紛争の要点を明らかにすれば足りる。
- 3 原告が口頭で訴えを提起するときは、書記官は、原告の陳述を調書に記載しなければならない。この場合の調書は、訴状とみなす。

第226条(手続の教示)

- 1 書記官は、当事者に対し、少額訴訟における最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しの際に、少額訴訟による審理及び裁判の手続の内容を説明した書面を交付しなければならない。
- 2 裁判所は、第1項の期日の冒頭において、当事者に対し、次に掲げる事項を説明しなければならない。
 - 一 特別の事情がある場合を除き、裁判所は、最初にすべき口頭弁論の期日において、審理を完了しなければならないこと。
 - 二 故障の申立てを除いて少額訴訟の終局判決に対しては、不服申立てはできないこと。
 - 三 証拠調べは、即時に取り調べるができる証拠に限りすることができること。
 - 四 被告は、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができるが、被告が最初にすべき口頭弁論の期日において弁論をし、又はその期日が終了した後は、この限りでないこと。

第227条(反訴の禁止)

少額訴訟においては、反訴を提起することができない。

第228条(口頭弁論期日の指定)

- 1 訴えが提起されたときは、裁判所は、速やかに口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。
- 2 第1項の期日は、特別の事情がある場合を除き、訴えが提起された日から30日以内の日にしなければならない。

第229条(一期日審理の原則)

- 1 少額訴訟においては、特別の事情がある場合を除き、裁判所は、最初にすべき口頭弁論の期日において、審理を完了しなければならない。
- 2 当事者は、第1項の期日前又は期日において、すべての攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。ただし、口頭弁論が続行されたときは、この限りでない。

第230条(当事者本人の出頭命令)

裁判所は、任意代理人が選任されている場合であっても、当事者本人又はその法定代理人の出頭を命ずることができる。

第231条(証拠調べの制限)

証拠調べは、即時に取り調べるができる証拠に限りすることができる。

第232条(証人尋問の申出及び証人の尋問)

- 1 当事者は、証人尋問の申出をするときは、尋問事項を記載した書面を提出することを要しない。
- 2 裁判所は、証人に宣誓させないで、尋問することができる。

第233条(被告の申述による通常の手続への移行)

- 1 被告は、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。ただし、被告が最初にすべき口頭弁論の期日において弁論をした後は、この限りでない。
- 2 第1項の申述は、期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。
- 3 第1項の申述があったときは、書記官は、速やかに、その申述により訴訟が通常の手続に移行した旨を原告に通知しなければならない。ただし、その申述が原告の出頭した期日においてなされたときは、この限りでない。

第234条(裁判所の決定による通常の手続への移行)

- 1 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。
 - 一 第224条(少額訴訟の要件等)第1項の規定に違反して少額訴訟による審理及び裁判を求めたとき。
 - 二 公示送達によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。
 - 三 裁判所が少額訴訟により審理及び裁判をするのを相当でないと認めるとき。
- 2 第1項の決定があったときは、書記官は、速やかに、その旨を当事者に通知しなければならない。

第235条(通常の手続への移行の時期等)

- 1 訴訟は、第233条(被告の申述による通常の手続への移行)第1項の申述又は第234条(裁判所の決定による通常の手続への移行)第1項の決定があった時に、通常の手続に移行する。
- 2 訴訟が通常の手続に移行したときは、少額訴訟のために既に指定した期日は、通常の手続の弁論準備手続の期日として指定したものとみなす。

第236条(判決及びその言渡し)

- 1 裁判所は、相当でないと認める場合を除き、口頭弁論の終結後直ちに判決を言い渡さなければならない。
- 2 第1項の場合には、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないことができる。この場合においては、主文及び理由の要旨を告げてする。
- 3 第2項の規定により判決の言渡しをしたときは、裁判所は、判決書の作成に代えて、書記官に次の各号に掲げる事項を、判決の言渡しをした口頭弁論期日の調書に記載させなければならない。
 - 一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
 - 二 原告が求める判決
 - 三 主文
- 4 少額訴訟の判決書又は判決書に代わる調書には、少額訴訟判決と表示しなければならない。

第237条(判決による支払の猶予)

- 1 裁判所は、請求を認容する判決をする場合において、被告の資力その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、判決の言渡しの日から3年を超えない範囲内において、認容する請求に係る金銭の支払について、次の第一号若しくは第二号の定めをし、又はこれと併せて、第三号の定めをすることができる。
 - 一 支払の時期の定め
 - 二 分割払の定め
 - 三 第一号の定めに従い支払をしたとき又は第二号の定めによる期限の利益を第2項の規定による定めにより失うことなく支払をしたときは、訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨の定め
- 2 第1項第二号の分割払の定めをするときは、裁判所は、被告が支払を怠った場合における期限の利益の喪失についての定めをしなければならない。

第238条(不服申立ての禁止)

少額訴訟の終局判決に対しては、不服申立てをすることができない。ただし、故障の申立てはこの限りでない。

第239条(適用除外規定)

第103条(弁論準備手続の目的)から第112条(弁論準備手続調書の記載についての異議等)までの規定は、第七章の少額事件の手続には、適用しないものとする。

第八章 期日、期間、送達

第一節 期日、期間

第240条(期日の指定)

- 1 期日は、申立てにより又は職権で、裁判所が指定する。ただし、受命裁判官又は受託裁判官が行う手続の期日は、その裁判官が指定する。
- 2 期日は、やむを得ない場合に限り、土曜日、日曜日、その他の法令で定める休日に指定することができる。

第241条(期日の変更)

- 1 当事者が期日の変更を申し立てるときは、期日の変更を必要とする事由を明らかにしてしなければならない。
- 2 弁論準備手続又は口頭弁論の期日の変更は、やむを得ない事由がある場合でなければ、許されない。
- 3 弁論準備手続の最初の期日の変更は、当事者の合意がある場合にも、許される。

第242条(期日の呼出し)

期日の呼出しは、呼出状の送達又は当該事件について出頭した者に対する期日の告知によってする。

第243条(期間の計算)

- 1 期間の計算については、民法の期間に関する規定に従う。
- 2 期間を定める裁判において始期を定めなかったときは、期間は、その裁判が効力を生じた時から進行を始める。
- 3 期間の末日が土曜日、日曜日、法令で定める休日に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

第244条(期間の伸長)

- 1 裁判所は、やむを得ない場合に限り、法定の期間又はその定めた期間を伸長することができる。ただし、法律に特別の定めがある場合については、この限りでない。
- 2 受命裁判官又は受託裁判官は、やむを得ない場合に限り、その定めた期間を伸長することができる。

第245条(訴訟行為の追完)

- 1 当事者が過失なくして第244条(期間の伸長)第1項但書の定めのある期間を遵守することができなかつた場合には、その事由が消滅した後1週間以内に限り、その期間内にすべき訴訟行為の追完をすることができる。ただし、外国に在る当事者については、この期間は、2月とする。
- 2 第1項の期間については、これを伸長することができない。

第二節 送達

第246条(職権送達の原則等)

- 1 送達は、法律に特別の定めがある場合を除き、職権である。
- 2 送達に関する事務は、書記官が取り扱う。
- 3 送達は、郵便局員、執行官又は書記官がこれを実施する。

第247条(交付送達の原則)

- 1 送達は、法律に特別の定めがある場合を除き、送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付してする。
- 2 送達すべき書類は、法律に特別の定めがある場合を除き、当該書類の謄本とする。
- 3 送達を受けるべき者が文字を識らない場合は、送達担当官は、書類の交付に際して、その要旨を告げるよう努めなければならない。

第248条(訴訟無能力者等に対する送達)

- 1 訴訟無能力者に対する送達は、その法定代理人にする。
- 2 数人が共同して代理権を行うべき場合には、送達は、その一人にすれば足りる。
- 3 在監者に対する送達は、監獄の長にする。

第249条(送達場所)

送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所においてする。ただし、法定代理人に対する送達は、本人の営業所又は事務所においてもすることができる。

第250条(送達場所等の届出)

- 1 当事者、法定代理人又は任意代理人は、カンボジア国内において送達を受けるべき場所又は送達受取人を受訴裁判所に届け出ることができる。
- 2 当事者、法定代理人又は任意代理人は、送達を受けるべき場所として届け出た場所又は送達受取人として届け出た者を変更する届出をすることができる。
- 3 第1項及び第2項の届出は、書面でしなければならない。
- 4 第1項の規定による送達を受けるべき場所の届出があつた場合には、送達は、第249条(送達場所)の規定にかかわらず、届け出られた場所においてする。

第251条(出会送達)

第249条(送達場所)の規定にかかわらず、送達を受けるべき者でカンボジア国内に住所、居所、営業所又は事務所を有することが明らかでないものに対する送達は、第250条(送達場所等の届出)第1項の規定による届出をした者に対する場合を除き、その者に出会った場所においてすることができる。カンボジア国内に住所、居所、営業所又は事務所を有することが明らかな者又は同項の規定による届出をした者が送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

第252条(補充送達及び差置送達)

- 1 送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、送達担当官は、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまのあるものに書類を交付することができる。
- 2 送達を受けるべき者又は第1項の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。

第253条(外国における送達)

- 1 外国においてすべき送達は、裁判所がその国の管轄官庁又はその国に駐在するカンボジアの大使、公使若しくは領事に囑託してする。
- 2 受命裁判官又は受託裁判官が行う手続において外国における送達をすべきときは、その裁判官も第1項に規定する囑託をすることができる。

第254条(送達報告書等)

- 1 送達をした送達担当官は、その報告書を作成し、裁判所に提出しなければならない。
- 2 第1項の報告書には次の事項を記載しなければならない。
 - 一 事件及び送達した書類の表示
 - 二 送達名宛人
 - 三 送達をした年月日及び場所
 - 四 送達の方法
 - 五 送達を受けるべき者が字を識らない場合において第247条(交付送達の原則)第3項の措置をとったこと
 - 六 書類を受領した者の署名又は指印
 - 七 送達名宛人又は第252条(補充送達及び差置送達)第1項の規定により書類の交付を受けるべき者が受領を拒んだときはその事実
 - 八 第252条(補充送達及び差置送達)により送達をしたときはその事実
 - 九 送達を実施した者の署名
- 3 送達担当官は、送達を試みたがそれをするのでできなかった場合は、その旨並びに第2項第1号から第4号まで及び第9号に定める事項を記載した報告書を作成し、裁判所に提出しなければならない。

第255条(公示送達の要件)

- 1 次に掲げる場合には、書記官は、申立てにより、裁判所の許可を得て、公示送達をすることができる。
 - 一 相当の調査を尽くしても当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
 - 二 第252条(補充送達及び差置送達)の規定により送達をすることができなかった場合
 - 三 外国において送達をすべき場合において、第253条(外国における送達)の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべきとき
 - 四 第253条(外国における送達)の規定により外国の管轄官庁に囑託を発した後6月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
- 2 第1項の場合において、裁判所は、訴訟の遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てがないときであっても、書記官に公示送達をすべきことを命ずることができる。
- 3 第1項第2号の場合においては、書記官は、送達を受けるべき当事者に対して、公示送達をした旨を、相当の方法により通知するよう努めなければならない。
- 4 同一の当事者に対する二回目以降の公示送達は、職権である。ただし、第1項第3号に掲げる場合は、この限りでない。

第256条(公示送達の方法)

- 1 公示送達は、書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。ただし、呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。
- 2 第255条(公示送達の要件)第1項第2号の規定に基づき公示送達をする場合には、第1項に定める掲示は、第1項に規定す

- る場所のほか、裁判所が相当と認める場所においてもすることができる。
- 3 裁判所は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、書記官は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

第257条(公示送達の効力発生の時期)

- 1 公示送達は、第256条(公示送達の方法)の規定による掲示を始めた日から2週間を経過することによって、その効力を生ずる。ただし、第255条(公示送達の要件)第4項の公示送達は、掲示を始めた日の翌日にその効力を生ずる。
- 2 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、第1項の期間は、6週間とする。

第九章 訴訟記録の閲覧

第258条(訴訟記録の閲覧等の請求)

- 1 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所に対し、手数料を納付して、訴訟記録の閲覧、謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。訴訟記録の正本、謄本又は抄本には、正本、謄本又は抄本であることを記載し、書記官が署名しなければならない。
- 2 第1項の規定は、訴訟記録中の録音テープ、ビデオテープ又はこれらに準ずる方法により一定の事項を記録した物に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求があるときは、裁判所は、その複製を許さなければならない。
- 3 訴訟記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

第三編 上訴

第一章 通則

第259条(上訴の種類)

- 1 確定前の裁判に対する上級裁判所への不服申立ての種類は以下のとおりとする。
- 一 始審裁判所の判決に対しては控訴。ただし当事者間に第260条(控訴をすることができる判決等)第1項第1号の合意がある場合には上告。
 - 二 控訴裁判所の判決に対しては上告
 - 三 決定に対しては抗告
- 2 抗告は、法律に定める場合に限りすることができる。
- 3 抗告に対する決定に対しては、重ねて抗告をすることができない。

第二章 控訴

第260条(控訴をすることができる判決等)

- 1 控訴は、以下の場合を除いて始審裁判所の終局判決に対してすることができる。
- 一 終局判決後、当事者双方が共に上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をしたとき
 - 二 終局判決が民事事件又は商事事件におけるもので訴訟の目的の価額が500万リエル以下のとき
- 2 第1項第1号の合意は、書面でしなければ、その効力を生じない。

第261条(訴訟費用の負担の裁判に対する控訴の制限)

訴訟費用の負担の裁判に対しては、独立して控訴をすることができない。

第262条(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

終局判決前の裁判は、控訴裁判所の判断を受ける。ただし、不服を申し立てることができない裁判及び抗告により不服を申し立てることができる裁判は、この限りでない。

第263条(控訴権の放棄)

- 1 当事者は、控訴をする権利を放棄することができる。
- 2 控訴の提起後における第1項の申述は、控訴の取下げとともにしなければならない。

第264条(控訴期間)

- 1 控訴は、判決書の送達を受けた日、又は欠席判決に対する故障申立てを棄却する決定若しくは却下する決定の告知がなされた日から1か月内に提起しなければならない。ただし、その期間前に提起した控訴の効力を妨げない。
- 2 第1項の期間は、伸長することができない。

第265条(控訴提起の方式)

- 1 控訴を提起するためには、当事者は、控訴状を原裁判所に提出しなければならない。この場合において、原裁判所は、控訴状及び控訴記録を速やかに控訴裁判所に送付しなければならない。
- 2 控訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
 - 二 第一審判決の表示及びその判決に対して控訴をする旨
- 3 控訴状に、第一審判決の取消又は変更を求める具体的な事由の記載がないときには、控訴人は、控訴の提起後30日以内にこれらを記載した書面を控訴裁判所に提出するよう努めなければならない。

第266条(控訴裁判所の控訴状審査権)

- 1 控訴状が第265条(控訴提起の方式)第2項の規定に違反する場合には、控訴裁判所は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。第61条(申立て手数料)第4項の規定に従い控訴の提起の手料を納付しない場合も、同様とする。
- 2 第1項の場合において、控訴人が不備を補正しないときは、控訴裁判所は、決定で、控訴状を却下しなければならない。
- 3 第2項の決定に対しては、抗告をすることができる。

第267条(控訴状の送達)

- 1 控訴状は、被控訴人に送達しなければならない。
- 2 第266条(控訴裁判所の控訴状審査権)の規定は、控訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含めて控訴状の送達をすることができない場合について準用する。

第268条(口頭弁論を経ない控訴の却下)

控訴が不適法でその不備を補正することができないときは、控訴裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、控訴を却下することができる。

第269条(控訴の取下げ)

- 1 控訴は、控訴審の終局判決の言渡しがあるまで、取り下げることができる。
- 2 控訴の取下げは、書面で行なければならない。ただし、弁論準備手続、口頭弁論又は和解の期日においては、口頭で行うことができる。
- 3 訴訟は、控訴の取下げがあった部分については、初めから控訴審に係属していなかったものとみなす。
- 4 第219条(訴えの取下げの擬制)の規定は控訴の取下げの擬制について準用する。

第270条(附帯控訴)

- 1 被控訴人は、控訴権が消滅した後であっても、口頭弁論の終結に至るまで、附帯控訴をすることができる。
- 2 附帯控訴は、控訴の取下げがあったとき、又は不適法として控訴の却下があったときは、その効力を失う。ただし、控訴の要件を備えるものは、独立した控訴とみなす。
- 3 附帯控訴については、控訴に関する規定による。

第271条(控訴審裁判所による仮執行宣言)

- 1 控訴裁判所は、第一審判決について不服の申立てがない部分に限り、申立てにより、決定で、仮執行の宣言をすることができる。
- 2 仮執行に関する控訴審の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第272条(口頭弁論の範囲等)

- 1 口頭弁論は、当事者が第一審判決の変更を求める限度においてのみ、これをする。
- 2 当事者は、第一審における口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

第273条(第一審の訴訟手続の規定の準用)

第二編(第一審の訴訟手続)の規定は、特別の定めがある場合を除き、控訴審の訴訟手続について準用する。ただし、第80条(最初の弁論準備手続期日の指定)、第104条(弁論準備手続における和解の試み)、第二編第五章第五節(欠席判決)及び第二編第七章(少額事件の特則)はこの限りでない。

第274条(第一審の訴訟行為の効力等)

- 1 第一審においてした訴訟行為は、控訴審においてもその効力を有する。
- 2 第一審において行った弁論準備手続は控訴審においてもその効力を有する。

第275条(第一審の管轄違いの主張の制限)

控訴審においては、当事者は、始審裁判所が管轄権を有しないことを主張することができない。ただし、専属管轄については、この限りでない。

第276条(反訴の提起)

- 1 控訴審においては、反訴の提起は、相手方の同意がある場合に限り、することができる。
- 2 相手方が異議を述べないで反訴の本案について弁論をしたときは、反訴の提起に同意したものとみなす。

第277条(控訴棄却)

- 1 控訴裁判所は、第一審判決を相当とするときは、控訴を棄却しなければならない。
- 2 第一審判決の理由が不当である場合においても、他の理由に基づき判決の主文が正当であると認めるときは、控訴裁判所は控訴を棄却しなければならない。

第278条(第一審判決の変更の範囲)

第一審判決の変更は、控訴又は附帯控訴による不服申立ての限度においてのみ、これを行うことができる。

第279条(第一審判決の取消し)

- 1 控訴裁判所は、次の場合には、第一審判決を取り消さなければならない。
 - 一 第一審判決を不当とするとき
 - 二 第一審の手続に重大な法律違反があるとき
- 2 第1項の場合において、控訴裁判所は、第280条(事件の差戻し)又は第281条(第一審の専属管轄違いを理由とする移送)に定める場合を除き、訴えについて裁判をしなければならない。

第280条(事件の差戻し)

- 1 控訴裁判所は、訴えを不適法として却下した第一審判決を取り消す場合には、事件を始審裁判所に差し戻さなければならない。ただし、事件につき更に弁論をする必要がないときは、この限りでない。
- 2 第1項本文に規定する場合のほか、控訴裁判所が第一審判決を取り消す場合において、事件につき更に弁論をする必要があるときは、これを始審裁判所に差し戻すことができる。
- 3 始審裁判所における訴訟手続が法律に違反したことを理由として事件を差し戻したときは、その訴訟手続は、これによって取り消されたものとみなす。

第281条(第一審の専属管轄違いを理由とする移送)

控訴裁判所は、事件が専属管轄違いであることを理由として第一審判決を取り消すときは、判決で、事件を管轄裁判所に移送しなければならない。

第282条(控訴審の判決における仮執行の宣言)

控訴裁判所は、金銭の支払の請求に関する判決については、申立てがあるときは、不必要と認める場合を除き、担保を立てないで仮執行をすることができることを宣言しなければならない。ただし、控訴裁判所が相当と認めるときは、仮執行を担保を立てることを条件とすることができる。

第三章 上告

第283条(上告裁判所)

- 1 上告は、控訴裁判所の終局判決に対して最高裁判所にすることができる。特別の法律により控訴裁判所が第一審としてした終局判決についても同様とする。
- 2 始審裁判所が第一審としてした終局判決に対して、その判決後当事者双方が共に上告する権利を留保して控訴をしない旨の合意をした場合には、最高裁判所に直ちに上告をすることができる。

第284条(一般的上告理由)

上告は、判決に影響を及ぼす憲法又は法令の違反があることを理由とするときに、することができる。

第285条(絶対的上告理由)

- 1 次の場合においては、常に上告の理由あるものとする。
 - 一 法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと。
 - 二 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。
 - 三 専属管轄に関する規定に違反したこと。
 - 四 法定代理権、任意代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。
 - 五 口頭弁論の公開の規定に違反したこと。
 - 六 判決に理由を付せず、又は理由に食違があること。
- 2 第4号に掲げる事由については、第35条(訴訟能力等を欠く場合の措置等)第2項又は第57条(代理権を欠く場合の措置)第3項の規定による追認があったときは、この限りでない。

第286条(控訴の規定の準用)

第三編第二章の規定は、特別の定めがある場合を除き、上告及び上告審の訴訟手続について準用する。

第287条(上告提起の方式)

上告を提起するためには、上告状を原裁判所に提出しなければならない。この場合において、原裁判所は、上告状及び訴訟記録を速やかに上告裁判所に送付しなければならない。

第288条(上告受理通知書の送達等)

- 1 上告の提起があった場合においては、上告裁判所は、上告状を却下するときを除き、当事者に上告受理通知書を送達しなければならない。
- 2 第1項の規定により被上告人に上告受理通知書を送達するときは、上告裁判所は、同時に、上告状を送達しなければならない。

第289条(上告の理由の記載)

- 1 上告状に上告の理由の記載がないときは、上告人は、上告受理通知書の送達を受けた日から30日以内に、上告理由書を上告裁判所に提出しなければならない。
- 2 第284条(一般的上告理由)に掲げる理由で上告がなされる場合には、上告人は、憲法又は法令の規定及びこれに違反する事由を示して上告の理由を記載しなければならない。この場合において、その事由が訴訟手続に関するものであるときは、これに違反する事実を掲記しなければならない。
- 3 第285条(絶対的上告理由)に掲げる理由で上告がなされる場合には、上告人は、その条項及びこれに該当する事由を示して上告の理由を記載しなければならない。

第290条(上告の却下)

次の各号に該当することが明らかであるときは、上告裁判所は、決定で、上告を却下しなければならない。

- 一 上告が不適法でその不備を補正することができないとき。
- 二 第289条(上告の理由の記載)第1項の規定に違反して上告理由書を提出せず、又は上告の理由の記載が第289条(上告の理由の記載)第2項及び第3項の規定に違反しているとき。

第291条(補正を命ずる決定)

- 1 上告状又は第289条(上告の理由の記載)第1項の期間内に提出した上告理由書における上告のすべての理由の記載が第289条(上告の理由の記載)第2項及び第3項の規定に違反することが明らかとなるときは、上告裁判所は、決定で、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。
- 2 第290条(上告の却下)第2号の規定による上告却下の決定は、第1項の規定により定めた期間内に上告人が不備の補正をしないときにするものとする。

第292条(上告理由書の副本の送達)

上告裁判所が第290条(上告の却下)の規定による上告却下の決定をしないときは、被上告人に上告理由書の副本を送達しなければならない。ただし、上告裁判所が口頭弁論を経ないで審理及び裁判をする場合において、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第293条(準備書面の提出を命ずる決定)

上告裁判所は、相当の期間を定めて、被上告人に対して、この者が最初に提出する準備書面を提出させることができる。

第294条(口頭弁論を経ない上告の棄却)

上告裁判所は、上告状、上告理由書、被上告人が最初に提出する準備書面その他の書類により、上告を理由がないと認めるときは、口頭弁論を経ないで、判決で、上告を棄却することができる。

第295条(調査の範囲)

上告裁判所は、上告の理由に基づき、不服の申立てがあった限度においてのみ調査をする。

第296条(原判決の確定した事実の拘束)

- 1 原判決において適法に確定した事実は、上告裁判所を拘束する。
- 2 第283条(上告裁判所)第2項の規定による上告があった場合には、上告裁判所は、原判決における事実の確定が憲法又は法令に違反したことを理由として、その判決を破棄することができない。

第297条(職権調査事項についての適用除外)

第295条(調査の範囲)及び第296条(原判決の確定した事実の拘束)の規定は、裁判所が職権で調査すべき事項には、適用しない。

第298条(仮執行の宣言)

上告裁判所は、原判決について不服の申立てがない部分に限り、申立てにより、決定で、仮執行の宣言をすることができる。

第299条(破棄差戻し等)

- 1 上告裁判所は、第284条(一般的上告理由)又は第285条(絶対的上告理由)に定める理由があるときは、原判決を破棄し、第300条(破棄自判)の場合を除き、事件を原裁判所に差し戻し、又はこれと同等の他の裁判所に移送しなければならない。
- 2 第1項の規定により差戻し又は移送を受けた裁判所は、新たな口頭弁論に基づき裁判をしなければならない。この場合において、上告裁判所が破棄の理由とした事実上及び法律上の判断は、差戻し又は移送を受けた裁判所を拘束する。
- 3 原判決に関与した裁判官は、第2項の裁判に関与することができない。

第300条(破棄自判)

次に掲げる場合には、上告裁判所は、事件について裁判をしなければならない。

- 一 原審がその確定した事実に対する憲法及び法令の適用を誤ったことを理由として、原判決を破棄する場合において、上告裁判所がその事実に基づき事件につき裁判をすることができるとき。
- 二 事件が裁判所の裁判権に属しないことを理由として原判決を破棄するとき。

第四章 抗告

第301条(抗告提起の方式)

- 1 抗告を提起するためには、抗告状を原裁判所に提出しなければならない。この場合において、原裁判所は、抗告状及び訴訟記録を速やかに抗告裁判所に送付しなければならない。
- 2 抗告状に原決定の取消し又は変更を求める事由の具体的な記載がないときは、抗告人は、抗告の提起後2週間以内に、これらを記載した書面を抗告裁判所に提出するよう努めなければならない。

第302条(受命裁判官又は受託裁判官の決定に対する不服申立て)

- 1 受命裁判官又は受託裁判官の決定に対して不服がある当事者は、その決定が受訴裁判所の決定であるとした場合に抗告をすることができる場合には、受訴裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、受訴裁判所が最高裁判所又は控訴裁判所である場合には、その決定が始審裁判所の決定であるとした場合に抗告をすることができるものであるときにかぎり、受訴裁判所に異議の申立てをすることができる。
- 2 第1項の申立てについての決定に対しては、抗告をすることができる。

第303条(抗告期間)

- 1 抗告は、決定の告知を受けた日から1週間の期間内にしなければならない。
- 2 第1項の期間は、伸長することができない。

第304条(控訴又は上告の規定の準用)

- 1 始審裁判所のした決定に対する抗告及び抗告裁判所の訴訟手続には、その性質に反しないかぎり、控訴及びその控訴審の訴訟手続に関する規定を準用する。
- 2 控訴裁判所が第一審裁判所とした決定に対する抗告及びこれに関する訴訟手続には、その性質に反しない限り、上告及びその上告審の訴訟手続に関する規定を準用する。

第305条(原決定の効力の停止)

- 1 抗告は、原決定の効力を停止させる。
- 2 抗告裁判所又は原決定をした裁判所は、抗告についての決定があるまで、原決定に基づく強制執行の一時停止その他必要な処分を命ずることができる。

第306条(裁量による口頭弁論・口頭弁論に代わる審尋)

- 1 抗告の裁判は、口頭弁論を経ずに行うことができる。
- 2 抗告裁判所は、抗告について口頭弁論をしない場合には、抗告人その他の利害関係人を審尋することができる。

第四編 再審

第一章 再審

第307条(再審の事由)

- 1 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が上訴によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかったときは、この限りでない。
 - 一 法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと。
 - 二 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。

- 三 法定代理権若しくは法定代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと又は任意代理権を欠いたこと。
 - 四 判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。
 - 五 他人の犯罪行為により、自白をするに至ったこと又は判決に影響を及ぼすべき攻撃若しくは防御の方法を提出することを妨げられたこと。
 - 六 判決の証拠となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと。
 - 七 証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が判決の証拠となったこと。
 - 八 判決の基礎となった民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。
 - 九 判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。
 - 十 再審の訴えの対象とする判決が前に確定した判決と抵触すること。
- 2 第1項第四号から第七号までに掲げる事由については、次のいずれかに該当するときに限り、再審の訴えを提起することができる。
 - 一 罰すべき行為について、有罪の判決又は過料の裁判が確定したとき
 - 二 証拠がないという理由以外の理由により有罪の確定判決又は過料の確定裁判を得ることができないとき
 - 3 控訴審において事件につき本案判決をしたときは、当事者は、第一審の判決に対し再審の訴えを提起することができない。

第308条(再審の事由)

判決の基本となる裁判について第307条(再審の事由)第1項に規定する事由がある場合には、その裁判に対し独立した不服申立ての方法を定めているときにおいても、その事由を判決に対する再審の理由とすることができる。

第309条(再審裁判所)

- 1 再審の訴えは、その対象とする判決をした裁判所の管轄に専属する。
- 2 同一の事件について、審級を異にする複数の裁判所のした判決に対する再審の訴えは、上級の裁判所が併せて管轄権を有する。
- 3 再審の訴えの対象とする判決に関与した裁判官は、その再審の訴えの審理及び裁判に関与することはできない。

第310条(再審の訴訟手続)

再審の訴訟手続には、その性質に反しない限り、各審級における訴訟手続に関する規定を準用する。

第311条(再審期間)

- 1 再審の訴えは、当事者が、判決の確定した後、再審の事由を知った日から30日の期間内に提起しなければならない。ただし、第307条(再審の事由)第1項第三号及び第十号に掲げる事由を理由とする再審の訴えの場合は、この限りでない。
- 2 第1項の期間は、伸長することができない。
- 3 判決が確定した日、又は、再審の事由が判決の確定した後に生じた場合にあっては、その事由が発生した日から5年を経過したときは、再審の訴えを提起することができない。ただし、第307条(再審の事由)第1項第三号及び第十号に掲げる事由を理由とする再審の訴えの場合は、この限りでない。

第312条(再審の訴状の記載事項)

- 1 再審の訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
 - 二 再審の訴えの対象とする判決の表示及びその判決に対して再審を求める旨
 - 三 再審の事由に該当する事実
- 2 再審の訴状には、再審の訴えの対象とする判決の写しを添付しなければならない。

第313条(再審の事由の変更)

再審の訴えを提起した当事者は、再審の事由を変更することができる。

第314条(再審の訴えの却下及び再審請求の棄却)

- 1 裁判所は、再審の訴えが不適法である場合には、決定で、これを却下しなければならない。
- 2 裁判所は、再審の事由がない場合には、決定で、再審の請求を棄却しなければならない。
- 3 第2項の決定が確定したときは、同一の事由に基づいて、更に再審の訴えを提起することができない。

4 第1項及び第2項の決定に対しては、抗告をすることができる。

第315条(再審開始の決定)

- 1 裁判所は、再審の事由がある場合には、再審開始の決定をしなければならない。
- 2 裁判所は、第1項の決定をする場合には、その前に相手方を審尋しなければならない。
- 3 第1項の決定に対しては、抗告をすることができる。

第316条(本案の審理及び裁判)

- 1 裁判所は、再審開始の決定が確定した場合には、不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする。
- 2 裁判所は、第1項の場合において、判決を正当とするときは、再審の請求を棄却しなければならない。
- 3 裁判所は、第2項の場合を除き、判決を取り消した上、新たに裁判をしなければならない。

第317条(決定に対する再審の申立て)

- 1 抗告をもって不服を申し立てることができる決定で確定したものに対しては、再審の申立てをすることができる。
- 2 第307条(再審の事由)から第316条(本案の審理及び裁判)までの規定は、第1項の申立てについて準用する。

第318条(第三者による再審の訴え)

- 1 原告及び被告が共謀により第三者の権利又は利益を損なう目的をもって判決を得たときは、その第三者は、確定の終局判決に対し、再審の訴えをもって不服を申し立てることができる。
- 2 第1項による再審の訴えにおいては、原告及び被告を共同被告とする。
- 3 第41条(必要的共同訴訟における審理の規律)の規定は、第2項により共同被告とされた者及び第1項により再審の訴えを提起した第三者について準用する。

第五編 督促手続

第一章 督促手続

第319条(督促決定の要件)

金銭の支払いを目的とする請求については、裁判所は、債権者の申立てにより、督促決定を発することができる。ただし、カンボジアにおいて公示送達によらないでこれを送達することができる場合に限る。

第320条(督促決定の発付を求める申立て)

- 1 次の各号に定める債務者を相手方とする督促決定の発付を求める申立ては、それぞれ当該各号により定まる地を管轄する始審裁判所に対してする。
 - 一 自然人 住所地、カンボジア国内に住所地がないとき又は住所地が知れないときは居所地
 - 二 内国の法人 主たる事務所又は営業所、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所地
 - 三 外国の法人 カンボジアにおける主たる事務所又は営業所、カンボジア国内に事務所又は営業所がないときはカンボジアにおける代表者その他の主たる業務担当者の住所地
- 2 次の各号に掲げる請求についての督促決定の発付を求める申立ては、それぞれ当該各号に定める地を管轄する始審裁判所に対してもすることができる。
 - 一 事務所又は営業所を有する者に対する請求でその事務所又は営業所に 当該事務所又は営業所の所在地
おける業務に関するもの
 - 二 手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する請求 手形又は小切手の支払地
- 3 第一項又は第二項の規定による管轄は専属とする。

第321条(訴えに関する規定の準用)

督促決定の発付を求める申立てには、その性質に反しない限り、訴えに関する規定を準用する。

第322条(申立ての却下)

督促決定の発付を求める申立てが第319条(督促決定の要件)若しくは第320条(督促決定の発付を求める申立て)の規定に違反するとき、又は申立ての趣旨から請求に理由がないことが明らかとなるときは、裁判所は決定によりその申立てを却下しなければならない。請求の一部につき督促決定を発することができない場合におけるその一部についても、同様とする。

第323条(督促決定の発付等)

- 1 督促決定は、債務者を審尋しないで発する。
- 2 債務者は、督促決定に対し、これを発した裁判所に督促異議の申立てをすることができる。

第324条(督促決定の記載事項)

- 1 督促決定には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
 - 二 求める決定及び請求を特定するのに必要な事実
 - 三 一定額の金銭の支払いを命ずる旨
- 2 第1項の督促決定には、債務者が督促決定の送達を受けた日から二週間以内に督促異議の申立てをしないときは、職権により仮執行の宣言をする旨を付記しなければならない。

第325条(督促決定の送達)

- 1 裁判所は督促決定を債権者に通知し、かつ債務者に送達しなければならない。
- 2 督促決定の効力は、債務者に送達された時に生ずる。
- 3 債権者が申し出た場所に債務者の住所、居所、営業所、事務所又は主たる業務担当者の住所がないため、督促決定を送達することができないときは、裁判所は、その旨を債権者に通知しなければならない。この場合において、債権者が通知を受けた日から二月の期間内にその申出に係る場所以外の送達をすべき場所の申出をしないときは、督促決定の発付を求める申立てを取り下げたものとみなす。
- 4 第3項後段に規定する期間は伸長することができない。

第326条(仮執行の宣言前になされた督促異議の申立ての却下)

- 1 裁判所が、仮執行の宣言前になされた督促異議の申立てを不適法であると認めるときは、決定で、その督促異議の申立てを却下しなければならない。
- 2 第1項の決定に対しては、抗告をすることができる。

第327条(仮執行の宣言前になされた督促異議の申立ての効果)

- 1 仮執行の宣言前に適法な督促異議の申立てがあったときは、督促決定は、その督促異議の限度で効力を失う。
- 2 第1項の場合、督促異議に係る請求については、督促決定の発付を求める申立ての時に、第320条(督促決定の発付を求める申立て)に定める裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

第328条(仮執行の宣言)

- 1 債務者が督促決定の送達を受けた日から二週間以内に督促異議の申立てをしないとき又は仮執行の宣言前になされた督促異議の申立てを却下する決定が確定したときは、裁判所は、職権により、督促決定に手続の費用額を付記して仮執行の宣言をしなければならない。
- 2 仮執行の宣言は、督促決定に記載し、これを当事者に送達しなければならない。
- 3 第197条(仮執行の宣言の失効及び原状回復)及び第325条(督促決定の送達)第二項の規定は、第一項の仮執行の宣言について準用する。

第329条(仮執行の宣言後になされた督促異議の申立て)

- 1 仮執行の宣言を付した督促決定に対する第323条(督促決定の発付等)第2項の督促異議の申立ては、その送達を受けた日から二週間以内にななければならない。
- 2 第1項の期間は伸長することができない。

第330条(仮執行の宣言後になされた督促異議の申立ての却下)

- 1 裁判所が、仮執行の宣言後になされた督促異議の申立てを不適法であると認めるときは、決定で、その督促異議の申立てを却下しなければならない。
- 2 第1項の決定に対しては、抗告をすることができる。

第331条(仮執行の宣言後になされた督促異議の申立てによる訴訟への移行)

仮執行の宣言後に、督促異議の申立てが適法になされたときは、督促異議に係る請求については、督促決定の発付を求める申立ての時に、督促決定を発した裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

第332条(仮執行宣言後に移行した訴訟における判決)

- 1 第331条(仮執行の宣言後になされた督促異議の申立てによる訴訟への移行)の規定により移行した訴訟においてなされる判決が、督促決定と符合するときは、裁判所は、仮執行の宣言を付した督促決定を認可しなければならない。ただし、督促手続が法律に違反してなされたものであるときは、この限りでない。
- 2 第1項の規定により仮執行の宣言を付した督促決定を認可する場合を除き、第331条(仮執行の宣言後になされた督促異議の申立てによる訴訟への移行)の規定により移行した訴訟においてなされる判決においては、仮執行の宣言を付した督促決定を取り消さなければならない。

第333条(督促決定の効力)

仮執行の宣言を付した督促決定に対する督促異議の申立てがないとき、又は仮執行の宣言を付した督促決定に対する督促異議の申立てを却下する決定が確定したときは、督促決定は、確定判決と同一の効力を有する。

第六編 強制執行

第一章 通則

第一節 趣旨

第334条(趣旨)

民法その他の法律により定められた請求権又は担保権を有する者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、本編の定めるところに従い、強制執行によってその実現を求めることができる。

第335条(第二編から第四編の規定の準用)

特別の定めのある場合を除き、強制執行の手続に関しては、第二編から第四編の規定を準用する。

第二節 執行機関

第336条(執行機関)

- 1 強制執行は、当事者の申立てにより、執行機関が行う。
- 2 執行機関は、執行裁判所又は執行官とする。
- 3 本編の規定により強制執行を行うべき始審裁判所を執行裁判所とする。
- 4 執行官が行う執行処分に対する不服申立てについての裁判は、その執行官の所属する始審裁判所が行う。

第337条(執行裁判所等の裁判等)

- 1 執行裁判所の裁判は、決定とする。
- 2 執行裁判所は、執行処分をするに際し、必要があると認めるときは、利害関係を有する者その他参考人を審尋することができる。
- 3 執行官が行う執行処分に対する不服申立てについての裁判を始審裁判所がする場合も、第1項及び第2項と同様とする。

第338条(執行官等の職務の執行の確保)

- 1 執行官は、職務の執行に際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察その他の秩序維持機

能を担当する国家機関の援助を求めることができる。

- 2 執行官以外の者で執行裁判所の命令により強制執行に関する職務を行う者は、職務の執行に際し抵抗を受けるときは、執行官に対し、援助を求めることができる。

第339条(立会人)

執行官又は執行裁判所の命令により強制執行に関する職務を行う者は、人の住居に立ち入って職務を執行するに際し、住居主、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに出会わないときは、コミューンの職員、警察官その他証人として相当と認められる者を立ち合わせなければならない。執行官が第338条(執行官等の職務の執行の確保)第1項の規定により威力を用い、又は警察その他の秩序維持機能を担当する国家機関の援助を受けるときも、同様とする。

第340条(休日又は夜間の執行)

- 1 執行官又は執行裁判所の命令により強制執行に関する職務を行う者は、日曜日、法令で定めるその他の休日又は午後6時から翌日の午前6時までの間に人の住居に立ち入って職務を執行するには、その所属する始審裁判所又はその命令を発した執行裁判所の許可を受けなければならない。
- 2 執行官又は執行裁判所の命令により強制執行に関する職務を行う者は、職務の執行に当たり、第1項の規定により許可を受けたことを証する文書を提示しなければならない。

第341条(身分証明書等の携帯)

執行官又は執行裁判所の命令により強制執行に関する職務を行う者は、職務を執行する場合には、その身分又は資格を証する文書を携帯し、利害関係を有する者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第342条(官庁に対する援助請求)

強制執行のため必要がある場合には、執行裁判所は、所管の官庁に対し、援助を求めることができる。

第343条(強制執行の手続における抗告の特則)

- 1 本編に定める抗告は、第305条(原決定の効力の停止)の規定にもかかわらず、原決定の効力を停止させない。
- 2 抗告裁判所は、抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、次の各号に定める決定をすることができる。
 - 一 担保を立てさせ、又は立てさせないで、原決定の効力の停止を命ずること
 - 二 担保を立てさせ、又は立てさせないで、強制執行の手続の全部又は一部の停止を命ずること

第344条(執行異議)

- 1 執行裁判所の執行処分であつて抗告をすることができないものに対しては、執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。
- 2 執行官の執行処分及びその遅怠に対しては、その所属する始審裁判所に執行異議を申し立てることができる。
- 3 第343条(強制執行の手続における抗告の特則)第2項の規定は、執行異議の申立てがあつた場合について準用する。

第345条(取消決定等に対する抗告)

- 1 次に掲げる決定に対しては、抗告をすることができる。
 - 一 強制執行の手続を取り消す旨の執行裁判所の決定
 - 二 執行官に強制執行の手続の取消しを命ずる始審裁判所の決定
 - 三 強制執行の手続を取り消す執行官の処分に対する執行異議の申立てを却下する始審裁判所の決定
- 2 第1項の規定により抗告をすることができる決定は、確定しなければその効力を生じない。

第346条(専属管轄)

本編に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

第三節 執行当事者及び代理人

第347条(当事者の呼称)

本編においては、強制執行の申立てをした者を執行債権者、その相手方とされた者を執行債務者という。

第348条(強制執行に関する手続における任意代理人)

- 1 強制執行に関する手続における任意代理については、次に定めるところによる。
 - 一 第六編に定める訴え又は抗告に関する手続については、第53条(任意代理人の資格)第1項の規定による。
 - 二 第一号に定める場合を除き、強制執行に関して執行裁判所又は始審裁判所がする手続においては、第53条(任意代理人の資格)第1項により任意代理人となることができる者以外の者は、執行裁判所又は始審裁判所の許可を受けて任意代理人となることができる。
 - 三 執行官の行う手続においては、何びとも任意代理人となることができる。
- 2 執行裁判所又は始審裁判所は、第1項第二号の許可をいつでも取り消すことができる。

第四節 強制執行の要件

第349条(強制執行の申立ての方式)

- 1 強制執行の申立ては、書面でしなければならない。
- 2 強制執行の申立書には、次に掲げる事項を記載し、執行名義の執行力ある正本を添付しなければならない。
 - 一 執行債権者及び執行債務者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
 - 二 執行名義の表示
 - 三 直接強制、代替執行又は間接強制のいずれを求めるかの区別
 - 四 直接強制の場合には、強制執行の目的とする財産の表示と執行債権者が求める強制執行の方法
 - 五 代替執行又は間接強制の場合には、執行債権者が求める裁判の内容
- 3 金銭の支払を命ずる執行名義に記載された請求権の一部について執行債権者が強制執行を求めるときは、その旨及びその範囲を、強制執行の申立書に記載しなければならない。

第350条(執行名義)

- 1 強制執行は、執行名義により行う。
- 2 執行名義とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 確定した給付判決
 - 二 仮執行の宣言を付した給付判決
 - 三 給付を命ずる決定。但し、確定しなければその効力を生じない決定にあつては、確定したものに限る。
 - 四 仮執行の宣言を付した督促決定
 - 五 第66条(訴訟費用額の確定手続)第1項に規定する書記官の処分
 - 六 一定額の金銭の支払を目的とする請求について公証人が作成した公正証書。但し、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているものに限る。
 - 七 第352条(外国裁判所の判決の執行判決)により確定した執行判決がなされた外国裁判所の判決
 - 八 第353条(仲裁判断の執行決定)により確定した執行決定がなされた仲裁判断
 - 九 第222条(和解調書等の効力)に定める調書その他確定判決と同一の効力を有する調書

第351条(強制執行をすることができる者の範囲)

- 1 強制執行は、次に掲げる者を執行債権者又は執行債務者として、することができる。
 - 一 執行名義に記載された当事者
 - 二 執行名義に記載された当事者が他人のために当事者となつた場合のその他人
 - 三 第一号及び第二号に掲げる者の執行名義成立後における権利又は義務の承継人。但し、第350条(執行名義)第一号、第二号、第七号又は第八号に掲げる執行名義にあつては、訴訟係属後における権利又は義務の承継人
- 2 第350条(執行名義)第2項第一号ないし第三号及び第七号ないし第九号の執行名義による強制執行は、第1項各号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者に対しても、することができる。

第352条(外国裁判所の判決の執行判決)

- 1 外国裁判所の判決に基づいて強制執行をするには、カンボジアの裁判所の執行判決を得なければならない。
- 2 外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えは、執行債務者の第8条(住所等によって定まる管轄)所定の地を管轄する裁判所が管轄し、同条によっては管轄裁判所が定まらないときは、請求の目的又は差し押さえることができる執行債務者の財産の所在地を管轄する始審裁判所が管轄する。
- 3 第2項の訴えは、外国裁判所の判決が、確定したことが証明されないとき、又は第199条(外国裁判所の確定判決の効力)各

- 号に掲げる要件を具備しないときは、却下しなければならない。
- 4 執行判決は、外国裁判所の判決の当否を調査せずに、しなければならない。
 - 5 執行判決においては、外国裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならない。

第353条(仲裁判断の執行決定)

- 1 仲裁判断に基づいて強制執行をするには、内国仲裁判断であると外国仲裁判断であるとを問わず、裁判所の執行決定を得なければならない。
- 2 仲裁判断の執行決定を申し立てる当事者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - 一 正当に認証された仲裁判断の原本又は正当に証明されたその謄本
 - 二 仲裁契約の原本又は正当に証明されたその謄本
- 3 裁判所は、仲裁判断が不利益に援用される当事者が次に掲げる事実を証明したときは、仲裁判断の執行を拒むことができる。
 - 一 仲裁契約の当事者が無能力であったこと又はその仲裁契約が両当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかったときは判断がなされた国の法令により無効であったこと
 - 二 仲裁判断が不利益に援用される当事者が仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適当な告知を受けなかったこと又はその他の理由により防禦することが不可能であったこと
 - 三 仲裁判断が仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内にはない紛争に関するものであること又は仲裁に付託された事項の範囲をこえる事項に関する判断を含むこと
 - 四 仲裁廷の構成又は仲裁手続が当事者の合意に従っていないこと又はそのような合意がないときは仲裁が行われた国の法令に従っていないこと
 - 五 仲裁判断が未だ当事者を拘束するものとなるに至っていないこと又はその判断がされた国若しくはその判断の基礎となった法令の属する国の裁判所により取消され若しくは停止されたこと
- 4 裁判所は、次に掲げる事実を認めるときは、仲裁判断の執行を拒むことができる。
 - 一 紛争の対象事項が仲裁により解決することができないものであること
 - 二 仲裁判断の承認又は執行が公の秩序に反すること
- 5 内国仲裁判断についての執行決定を求める申立ては、執行債務者の第8条(住所等によって定まる管轄)所定の地を管轄する裁判所が管轄し、同条によっては管轄裁判所が定まらないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する始審裁判所が管轄する。
- 6 外国仲裁判断についての執行決定を求める申立ては、控訴裁判所が管轄する。
- 7 執行決定は、第3項及び第4項に掲げる場合を除き、仲裁判断の当否を調査せずにしなければならない。
- 8 執行決定においては、仲裁判断による強制執行を許す旨を宣言しなければならない。
- 9 執行決定を求める申立てについての決定に対しては、抗告をすることができる。
- 10 執行決定は、確定しなければその効力を生じない。

第354条(執行文の必要性及び付与機関)

- 1 強制執行は、執行文の付された執行名義の正本に基づいて実施する。ただし、以下に掲げる執行名義により、これに記載された当事者を執行債権者及び執行債務者とする強制執行は、その正本に基づいて実施する。
 - 一 少額訴訟における確定判決
 - 二 仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決
 - 三 仮執行の宣言を付した督促決定
- 2 執行文は、事件の記録の存する裁判所の書記官が、申立てにより、付与する。ただし、第350条(執行名義)第2項第6号に定める執行名義については、その原本を保存する公証人が、これを付与する。

第355条(執行文付与の申立て)

- 1 執行文付与の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - 一 執行債権者及び執行債務者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
 - 二 執行名義の表示
 - 三 第356条(特別執行文)又は第358条(執行文の数通付与等)第1項の規定による執行文の付与を求めるときは、その旨及びその事由
- 2 執行名義が確定しなければその効力を生じない裁判である場合において、執行債権者がその執行名義について執行文の付与の申立てをするときは、申立書にその裁判の確定を証する文書を添付しなければならない。ただし、その裁判が確定したことが記録上明らかであるときはこの限りでない。
- 3 第1項の規定は、執行債権者が第354条(執行文の必要性及び付与機関)第1項但書に定める執行名義の正本の交付を更に求める場合について準用する。

第356条(特別執行文)

- 1 執行名義に記載された請求権が停止条件付又は不確定期限付であるときは、書記官又は公証人は、執行債権者がその条件の成就又は不確定期限の到来を証明したときに限り、執行文を付与することができる。
- 2 執行名義に記載された当事者以外の者を執行債権者又は執行債務者として強制執行をするには、執行債権者は、そのことを記載した執行文の付与を受けなければならない。
- 3 第2項に規定する執行文は、執行名義に記載された当事者以外の者を執行債権者若しくは執行債務者として強制執行をすることができることが明白であるとき、又は執行債権者が文書をもってそのことを証明するときに、書記官又は公証人が、付与することができる。
- 4 書記官が、第1項又は第3項により執行文を付与するときは、その所属する裁判所の許可を得なければならない。

第357条(執行文の記載事項)

- 1 執行文の付与は、以下の各号に掲げる事項を執行名義の正本の末尾に付記する方法により行う。
 - 一 その執行名義により強制執行の実施を求めることができる者及びその相手方
 - 二 第356条(特別執行文)の規定により執行文を付与した場合には、その旨
 - 三 執行名義に記載された請求権の一部について執行文を付与するときは、強制執行をすることができる範囲
 - 四 第358条(執行文の数通付与等)第1項の規定により執行文を付与するときは、その旨
- 2 執行文には、付与の年月日を記載して書記官又は公証人が署名しなければならない。

第358条(執行文の数通付与等)

- 1 執行文は、請求権の完全な弁済を得るため執行文の付された執行名義の正本が数通必要であるとき、又はこれが滅失したときに限り、更に付与することができる。
- 2 書記官又は公証人は、第1項の規定にしたがい執行文を付与した場合は、執行債務者に対し、その旨、その事由及び執行文を付与した正本の数を通知しなければならない。
- 3 第1項及び第2項の規定は、第354条(執行文の必要性及び付与機関)第1項但書に定める執行名義の正本を更に交付する場合について準用する。

第359条(執行名義の原本への記入)

- 1 書記官又は公証人は、執行文を付与したときは、執行名義の原本に以下の事項を記載しなければならない。
 - 一 執行文を付与した事、付与の年月日及び執行文を付与した正本の数
 - 二 執行名義に記載された請求権の一部について付与したときは、強制執行をすることができる範囲
 - 三 第356条(特別執行文)第2項の規定により執行文を付与したときは、その旨及び執行債権者又は執行債務者の氏名又は名称
- 2 書記官は、第354条(執行文の必要性及び付与機関)第1項但書に定める執行名義の正本を更に交付したときは、当該判決又は当該督促決定の原本にその旨、交付の年月日及び交付した正本の数を記載しなければならない。

第360条(執行名義等の送達)

強制執行は、執行名義又は確定により執行名義となるべき裁判の正本又は謄本があらかじめ執行債務者に送達されたときに限り、開始することができる。第356条(特別執行文)の規定により執行文が付与された場合においては、執行文及び同条の規定により執行債権者が提出した文書の謄本も、あらかじめ送達されなければならない。

第361条(執行機関が調査すべき執行開始の要件)

- 1 執行名義に記載された請求権が確定期限付である場合においては、執行機関は、その期限の到来後に限り、強制執行を開始することができる。
- 2 担保を立てることを強制執行の実施の条件とする執行名義による強制執行については、執行機関は、執行債権者が担保を立てたことを証する文書を提出したときに限り、強制執行を開始することができる。
- 3 執行債務者の給付が執行債権者の反対給付と引換えにすべきものである場合においては、執行機関は、執行債権者が反対給付又はその提供のあつたことを証明したときに限り、強制執行を開始することができる。

第362条(執行文の付与等に関する異議の申立て)

- 1 執行文の付与の申立てに関する処分に対しては、書記官の処分によってはその書記官の所属する裁判所に、公証人の処分によってはその公証人の役場の所在地を管轄する始審裁判所に異議を申し立てることができる。
- 2 第1項の規定による申立てについての裁判は、決定とする。
- 3 第1項及び第2項の規定は、第354条(執行文の必要性及び付与機関)第1項但書に定める執行名義の正本を更に交付することが申し立てられた場合に準用する。

第五節 執行関係訴訟

第363条(請求異議の訴え)

- 1 執行名義に記載された請求権の存在又は内容について異議のある執行債務者は、その執行名義による強制執行の不許を求めるために、請求異議の訴えを提起することができる。ただし、第350条(執行名義)第2項第二号又は第四号に掲げる執行名義で確定前のものについては、この限りでない。
- 2 確定判決についての異議の事由は、口頭弁論の終結後に生じたものに限る。
- 3 第1項の訴えは、次の各号に掲げる執行名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所が管轄する。
 - 一 第350条(執行名義)第2項第一号から第四号まで 又は第七号から第九号までに掲げる執行名義 当該裁判手続の始審裁判所
 - 二 第350条(執行名義)第2項第五号に掲げる執行名義 同号の処分をした書記官の所属する裁判所
 - 三 第350条(執行名義)第2項第六号に掲げる執行名義 被告の第8条(住所等によって定まる管轄)所定の地を管轄する裁判所。同条による管轄裁判所がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる執行債務者の財産の所在地を管轄する始審裁判所

第364条(執行文付与に対する異議の訴え)

- 1 第356条(特別執行文)の規定により執行文が付与された場合において、条件が成就したこと、不確定期限が到来したこと又は執行名義に記載された当事者以外の者を執行債権者若しくは執行債務者として強制執行をすることができることについて異議のある執行債務者は、その執行文の付された執行名義の正本に基づく強制執行の不許を求めるために、執行文付与に対する異議の訴えを提起することができる。
- 2 第363条(請求異議の訴え)第4項の規定は、第1項の訴えについて準用する。

第365条(第三者異議の訴え)

- 1 強制執行の目的物について所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者は、執行債権者に対し、その強制執行の不許を求めるために、第三者異議の訴えを提起することができる。
- 2 第1項の訴えは、執行裁判所が執行機関となる強制執行については執行裁判所が、執行官が執行機関となる強制執行についてはその執行官の所属する始審裁判所が管轄する。

第六節 強制執行の停止・取消し

第366条(再審の訴えの提起等に伴う執行停止の裁判)

- 1 次に掲げる場合には、裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで強制執行の一時の停止を命じることができる。
 - 一 再審の訴えの提起があった場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事実上の点について疎明があったとき。
 - 二 仮執行の宣言を付した判決に対する上告の提起があった場合において、原判決の破棄の原因となるべき事情について疎明があったとき。
 - 三 仮執行の宣言を付した判決に対する控訴の提起又は仮執行の宣言を付した督促決定に対する督促異議の申立てがあった場合において、原判決又は督促決定の取消し又は変更の原因となるべき事情について疎明があったとき。
 - 四 仮執行の宣言を付した欠席判決に対する故障の申立てがあった場合において、欠席判決の取消し又は変更の原因となるべき事情について疎明があったとき。
- 2 第1項各号の場合には、裁判所は、申立てにより、強制執行の一時の停止とともに、担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。
- 3 仮執行の宣言を付した判決に対する上告の提起又は仮執行の宣言を付した判決に対する控訴の提起があった場合において、

訴訟記録が原裁判所に存するときは、その裁判所が、第1項及び第2項に規定する申立てについての裁判をする。

第367条(請求異議の訴え等の提起に伴う執行停止の裁判)

- 1 請求異議の訴え、執行文付与に対する異議の訴え又は第三者異議の訴えの提起があった場合において、主張した異議事由について疎明があったときは、受訴裁判所は、申立てにより、終局判決において第368条(終局判決における執行停止の裁判等)第1項の裁判をするまでの間、担保を立てさせ、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じることができる。
- 2 第1項の場合には、受訴裁判所は、申立てにより、強制執行の一時の停止とともに、担保を立てさせて既にした執行処分を取り消しを命ずることができる。
- 3 請求異議の訴え又は執行文付与に対する異議の訴えが提起された場合において、主張した異議事由について疎明があり、かつ急迫の事情があるときは、執行裁判所又は執行官の所属する始審裁判所は、申立てにより、第1項の規定による裁判の正本を提出すべき期間を定めて、第1項又は第2項に規定する決定をすることができる。この裁判は、第1項に定める訴えの提起前においてもすることができる。
- 4 第3項の規定により定められた期間を経過したとき、又はその期間内に第1項又は第2項の規定による裁判が執行裁判所若しくは執行官に提出されたときは、第3項の決定は、その効力を失う。

第368条(終局判決における執行停止の裁判等)

受訴裁判所は、請求異議の訴え、執行文付与に対する異議の訴え又は第三者異議の訴えについての終局判決において、第367条(請求異議の訴え等の提起に伴う執行停止の裁判)第1項又は第2項に規定する処分を命じ、又は既にした第1項又は第2項の規定による裁判を取り消し、変更し、若しくは認可することができる。この裁判は、本条が定める訴えについての終局判決の言渡しの中から効力を生ずる。

第369条(執行文の付与等に関する異議の申立てに伴う執行停止の裁判等)

執行文の付与等に関する異議の申立てがあった場合において、裁判所は、必要と認めるときは、申立てにより、異議についての裁判をするまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで強制執行の停止を命じることができる。

第370条(強制執行の停止及び取消し)

- 1 次に掲げる文書の提出があったときは、執行裁判所又は執行官は、強制執行を停止し、かつ既にした執行処分を取り消さなければならない。
 - 一 第350条(執行名義)第2項第六号の公正証書を除く執行名義を取り消す旨を記載した裁判の正本又は仮執行の宣言を取り消す旨を記載した裁判の正本
 - 二 強制執行を許さない旨を記載した裁判の正本
 - 三 執行名義に係る和解又は認諾の効力がないことを宣言する確定判決の正本
 - 四 第350条(執行名義)第2項第二号から第五号までに掲げる執行名義が訴えの取下げその他の事由により効力を失ったことを証する調書の正本その他の書記官の作成した文書
 - 五 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した裁判上の和解の調書の正本
 - 六 強制執行を免れるための担保を立てたことを証する文書
 - 七 強制執行の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の正本
- 2 次に掲げる文書の提出があったときは、執行裁判所又は執行官は、強制執行を停止しなければならない。ただし、第二号の場合には停止の効力は2か月に限る。
 - 一 強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本
 - 二 債権者が、執行名義の成立後に、弁済を受け、又は弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書
- 3 第345条(取消決定等に対する抗告)の規定は、第1項の規定により執行処分を取り消す場合については適用しない。

第七節 執行費用・執行記録の閲覧

第371条(執行費用及び手続費用の意義)

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 執行費用 第372条(申立て手数料)に定める申立て手数料、第373条(手数料以外の費用)に定める手数料以外の費用及び第374条(当事者費用)に定める当事者費用をいう。
- 二 手続費用 第一号に定める執行費用のうち共益費用であるものをいう。

第372条(申立て手数料)

- 1 執行債権者は、執行裁判所に対して強制執行の申立てをする場合には、1万リエルの手数料を裁判所に納めなければならない。
- 2 執行債権者は、執行官に対して強制執行の申立てを行う場合には、別に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第373条(手数料以外の費用)

裁判所が書類の送達その他の強制執行における手続上の行為をするため必要な費用として裁判所が定める金額は、費用として、執行債権者が納めるものとする。

第374条(当事者費用)

第372条(申立て手数料)及び第373条(手数料以外の費用)に定めるものの他、強制執行の実施のために必要であると裁判所が認めた費用を当事者費用とする。

第375条(予納)

- 1 執行裁判所に対し強制執行の申立てをするときは、申立人は、強制執行の手続に必要な費用として執行裁判所の定める金額を予納しなければならない。予納した費用が不足する場合において、執行裁判所が不足する費用の予納を命じたときも、同様とする。
- 2 申立人が費用を予納しないときは、執行裁判所は、強制執行の申立てを却下し、又は強制執行の手続を取り消すことができる。
- 3 第2項の規定により申立てを却下する決定に対しては、抗告をすることができる。

第376条(執行費用の負担)

- 1 執行費用は、執行債務者の負担とする。
- 2 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行にあつては、執行費用は、その執行手続において、執行名義を要しないで、同時に、取り立てることができる。

第377条(担保の提供)

この編の規定により担保を立てるには、当事者は、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は執行裁判所に、金銭又は裁判所が相当と認める有価証券を寄託する方法によらなければならない。

第378条(強制執行の事件の記録の閲覧等)

- 1 執行裁判所の行う強制執行について、利害関係を疎明した者は、裁判所に対し、手数料を納付して事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。
- 2 執行官の行う強制執行について、利害関係を疎明した者は、執行官に対し、手数料を納付して事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

第二章 金銭の支払を目的とする請求権についての強制執行

第一節 差押可能財産

第379条(原則)

差押えは、本法又はその他の法律に別段の定めがある場合を除き、執行債務者に帰属する有形又は無形のすべての財産に対して行うことができる。

第380条(差押禁止動産)

次に掲げる動産は、差し押さえてはならない。

- 一 執行債務者及び執行債務者と生計を共通にする同居の親族の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具及び建具
- 二 執行債務者及び執行債務者と生計を共通にする同居の親族の生活に必要な二月間の食料及び燃料

- 三 生活扶助, 教育扶助, 医療扶助, その他執行債務者の生活の保護のために国又は地方から給付を受けた金銭又は物品
- 四 第三号に定める金銭のほか, 100万リエルに達するまでの金銭
- 五 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具, 肥料, 労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物
- 六 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない魚網その他の漁具, えさ及び稚魚その他これに類する水産物
- 七 技術者, 職人, 労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者のその業務に欠くことができない器具その他の物。ただし, 販売又は賃貸することを目的として所持する物は差し押さえることができる。
- 八 仏像, 教典その他礼拝又は祭祀に直接用いるため欠くことができない物
- 九 執行債務者に必要な系譜, 日記, 商業帳簿及びこれらに類する書類
- 十 執行債務者又はその親族が受けた勲章その他の名誉を表章する物
- 十一 執行債務者及び執行債務者と生計を共通にする同居の親族の学校その他の教育施設における学習に必要な書類及び器具
- 十二 発明又は著作に係る物で, まだ公表していないもの
- 十三 執行債務者及び執行債務者と生計を共通にする同居の親族に必要な義手, 義足, 義耳, 義眼その他の身体の補足に用いる物及び執行債務者又は同居の親族で病気の者の看護のために必要な物
- 十四 建築その他の工作物について, 災害の防止又は保安のため, 法令の規定により設備しなければならない消防用の機械, 器具, 避難器具又はその他の備品

第381条(差押禁止動産の範囲の変更)

- 1 執行官が所属する始審裁判所は, 申立てにより, 執行債務者及び執行債権者の生活の状況その他の事情を考慮して, 執行官がなした差押えの全部若しくは一部の取り消しを命じ, 又は第380条(差押禁止動産)各号に掲げる動産の差押えを許すことができる。
- 2 事情の変更があったときは, 執行官が所属する始審裁判所は, 申立てにより, 第1項の規定により差押えが取り消された動産の差押えを許し, 又は同項の規定による差押えの全部若しくは一部の取消しを命ずることができる。
- 3 第1項又は第2項の規定により差押えの取消しの決定を求める申立てがあったときは, 執行官が所属する始審裁判所は, その決定が効力を生ずるまでの間, 担保を立てさせ, 又は立てさせないで, 強制執行の停止を命ずることができる。
- 4 第1項又は第2項の申立てを却下する決定及びこれらの規定により差押えを許す決定に対しては, 抗告をすることができる。

第382条(差押禁止債権)

- 1 給料, 賃金, その他給与の性質を有する債権は, 執行債務者とその支払期に支払を受けるべき金額から租税及び社会保険料を控除した残額について, 次に掲げる各号に従ってのみ差押えをすることができる。
 - 一 一月当たり20万リエルに達するまでの部分は, その全額を差し押さえることができない。
 - 二 一月当たり20万リエルを超え60万リエルまでの部分は, その四分の一に相当する金額を超えて差し押さえることができない。
 - 三 一月当たり60万リエルを超え200万リエルまでの部分は, その三分の一に相当する金額を超えて差し押さえることができない。
 - 四 一月当たり200万リエルを超え400万リエルまでの部分は, その二分の一に相当する金額を超えて差し押さえることができない。
 - 五 一月当たり400万リエルを超え600万リエルまでの部分は, その三分の二に相当する金額を超えて差し押さえることができない。
 - 六 一月当たり600万リエルを超える部分は, その全額を差し押さえることができる。
- 2 生活扶助, 教育扶助, 医療扶助, その他執行債務者の生活の保護の趣旨を有する債権は, 差し押さえてはならない。

第383条(差押禁止債権の範囲の変更)

- 1 執行裁判所は, 申立てにより, 執行債務者及び執行債権者の生活の状況その他の事情を考慮して, 差押決定の全部若しくは一部を取り消し, 又は第382条(差押禁止債権)の規定により差し押さえてはならない債権の全部又は一部について, 差押決定をすることができる。
- 2 事情の変更があったときは, 執行裁判所は, 申立てにより, 第1項の規定により差押決定が取り消された債権を差し押さえ, 又は同項の規定による差押決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。
- 3 第1項又は第2項の申立てがあったときは, 執行裁判所は, その決定が効力を生ずるまでの間, 担保を立てさせ, 又は立てさせないで, 第402条(債権執行の意義・執行裁判所)第2項に定める第三債務者に対し, 支払その他の給付の禁止を命ずることができる。
- 4 第1項又は第2項の規定による差押決定の取消しの申立てを却下する決定に対しては, 抗告をすることができる。

第二節 動産執行

第384条(動産執行の開始)

- 1 動産に対する強制執行の申立ては、目的物の所在地を管轄する始審裁判所に所属する執行官に対してしなければならない。
- 2 動産執行の申立書には、第349条(強制執行の申立ての方式)第2項各号に掲げる事項のほか、差し押さえるべき動産が所在する場所を記載しなければならない。
- 3 動産に対する強制執行は、執行官の目的物に対する差押えにより開始する。
- 4 本編にいう動産には、土地から分離する前の天然果実で一月以内に収穫することが確実であるものを含む。
- 5 執行官は、差押えの場所において執行債務者に出会ったときは、差押えの着手に先立って、任意の弁済を催告しなければならない。
- 6 動産執行においては、執行官は、執行債権者のために、その債権及び執行費用の弁済を受領することができる。

第385条(執行債務者の占有する動産の差押え)

- 1 執行債務者の占有する動産の差押えは、執行官がその動産を占有して行う。
- 2 執行官は、第1項の差押えをするに際し、執行債務者の住居その他執行債務者の占有する場所に立ち入り、差し押さえられる動産を捜索することができる。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸及び金庫その他の容器を開くために必要な処分をすることができる。
- 3 執行官は、差し押さえるべき動産の選択に当たっては、執行債権者の利益を害しない限り、執行債務者の利益を考慮しなければならない。
- 4 執行官は、相当であると認めるときは、執行債務者に差し押さえた動産を保管させることができる。この場合においては、差押えは、差し押さえた動産について封印その他の方法で差押えの表示をしたときに限り、その効力を有する。
- 5 執行官は、第4項の規定により執行債務者に差し押さえた動産を保管させる場合において、相当と認めるときは、その使用を許可することができる。
- 6 執行官は、必要があると認めるときは、第4項の規定により執行債務者に保管させた動産を自ら保管し、又は第5項の規定による許可を取り消すことができる。第2項の規定は、執行官が執行債務者に保管させた動産を自ら保管する場合に準用する。

第386条(執行債務者以外の者の占有する動産の差押え)

第385条(執行債務者の占有する動産の差押え)第1項、第3項、第4項、第5項及び第6項の規定は、執行債権者の占有する動産又は第三者の占有する動産で第三者が提出を拒まないものの差押えについて準用する。

第387条(登録された自動車等に関する特則)

- 1 差し押さえた自動車又は自動二輪車が、登録簿に登録されたものであるときは、執行官は、その登録簿に差押えがあった旨を記載するよう所管官庁に囑託しなければならない。
- 2 第1項の自動車又は自動二輪車に対する差押えの効力は、登録簿に差押えがあった旨の記載があったときに生ずる。
- 3 第1項及び第2項の規定は、自動車又は自動二輪車以外の登録を必要とする動産に対しても、同様に適用される。

第388条(事件の併合)

- 1 差押えを受けた執行債務者に対し、その差押えの場所についてさらに動産執行の申立てがあった場合においては、執行官は、まだ差し押さえしていない動産があるときはこれを差し押さえ、差し押さえるべき動産がないときはその旨を明らかにして、その動産執行事件と先の動産執行事件とを併合しなければならない。仮差押えの執行を受けた執行債務者に対し、その執行の場所についてさらに動産執行の申立てがあったときも、同様とする。
- 2 第1項前段の規定により2個の動産執行事件が併合されたときは、後の事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、先の事件において差し押さえられたものとみなし、後の事件の申立ては、配当要求の効力を生ずる。先の執行債権者が動産執行の申立てを取り下げたとき、又はその申立てにより開始された手続きが停止され、若しくは取り消されたときは、先の事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、後の事件のために差し押さえられたものとみなす。
- 3 第1項後段の規定により仮差押執行事件と動産執行事件とが併合されたときは、仮差押えの執行がされた動産は、併合の時に、動産執行事件において差し押さえられたものとみなし、仮差押執行事件の申立ては、配当要求の効力を生ずる。執行債権者が動産執行の申立てを取り下げたとき、又はその申立てにより開始された手続きが取り消されたときは、動産執行事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、仮差押執行事件において仮差押えの執行がされたものとみなす。
- 4 執行官は、事件を併合したときは、執行債権者、仮差押執行債権者及び執行債務者に対し、その旨を通知しなければならない。

い。

第389条(差押えの効力が及ぶ範囲)

差押えの効力は、差し押さえた動産から生ずる天然の産出物に及ぶ。

第390条(差し押さえた動産の引渡を命ずる決定)

- 1 差し押さえた動産を第三者が占有することとなったときは、執行官の所属する始審裁判所は、執行債権者の申立てにより、その第三者に対し、差し押さえた動産を執行官に引き渡すべき旨を、決定によって命ずることができる。
- 2 第1項の申立ては、差し押さえた動産を第三者が占有していることを知った日から1週間以内に行わなければならない。
- 3 第1項の申立てについての決定に対しては、抗告をすることができる。
- 4 第1項の規定による決定は、申立人に告知された日から二週間を経過したときは、執行してはならない。
- 5 第1項の規定による決定は、差し押さえた動産を占有する第三者に送達される前であっても、執行することができる。
- 6 第1項の規定による決定に要した費用は、その動産に対する強制執行の手続きにおいては、共益費用とする。

第391条(超過差押えの禁止)

- 1 動産の差押えは、執行債権者の債権及び執行費用の弁済に必要な限度を超えてはならない。
- 2 差押えの後にその差押えが第1項の限度を超えることが明らかとなったときは、執行官は、その超える限度において差押えを取り消さなければならない。

第392条(剰余を生ずる見込みのない場合の差押えの禁止)

- 1 差し押さえるべき動産の売得金で手続費用を弁済して剰余を生ずる見込みがないときは、執行官は、差押えをしてはならない。
- 2 差し押さえた動産の売得金で執行債権者の債権に優先する債権及び手続費用を弁済して剰余を生ずる見込みがないときは、執行官は、差押えを取り消さなければならない。

第393条(売却の見込みのない場合の差押えの取消し)

差し押さえた動産について、相当な方法による売却の実施をしたが、売却できず、かつ将来の売却の見込みがないときは、執行官は、その動産の差押えを取り消すことができる。

第394条(先取特権者等の配当要求)

先取特権又は質権を有する者は、その権利を証する文書を提出して、配当要求をすることができる。

第395条(売却の方法)

- 1 執行官は、差し押さえた動産を売却するには、競り売り又は入札の方法によらなければならない。
- 2 第1項の規定にかかわらず、執行官は、動産の種類、数量等を考慮して相当と認めるときは、その所属する始審裁判所の許可を受けて、競り売り若しくは入札以外の方法によって差し押さえた動産の売却を実施し、又は、執行官以外の者に差し押さえた動産の売却を実施させることができる。
- 3 執行官は、売却すべき動産及び売却の方法を掲示場に掲示して公告しなければならない。
- 4 執行債務者は、買い受けの申し出をすることができない。
- 5 執行官が買受けを許したときは、買受人は、直ちに代金を支払わなければならない。
- 6 買受人が代金を支払わなかったために更に動産を売却するときは、前の買受人は、買受けの申し出をすることができない。
- 7 執行官は、高価な動産を差し押さえたときは、評価人を選任し、その動産の評価をさせなければならない。

第396条(売却場所の秩序の維持)

執行官は、他の者の買受けの申し出を妨げ若しくは不当に価額を引き下げる目的をもって談合するなど売却の適正な実施を妨げる行為をした者又はその行為をさせた者に対し、売却の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は買受けの申し出をさせないことができる。

第397条(執行停止中の売却)

- 1 第370条(強制執行の停止及び取消し)第2項第一号又は第二号に掲げる文書の提出があった場合において、差し押さえた動産について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相当な費用を要するときは、執行官は、その差し押さえた動産を売却することができる。
- 2 執行官は、第1項の規定により差し押さえた動産を売却したときは、その売得金を執行官の所属する始審裁判所に寄託しなければならない。

第398条(金銭の配当を受けるべき債権者の範囲)

配当を受けるべき債権者は、以下の各号に掲げる者とする。

- 一 執行債権者
- 二 売得金については執行官がその交付を受けるまでに配当要求をした債権者
- 三 差し押さえた金銭についてはその差押えをするまでに配当要求をした債権者

第399条(執行官による配当の実施)

- 1 債権者が一人である場合、又は債権者が二人以上であって売得金若しくは差し押さえた金銭で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行官は、債権者に対して配当を実施し、剰余金を執行債務者に交付する。
- 2 第1項に規定する場合を除き、執行官は、売得金の交付を受けたとき又は金銭を差し押さえたときは、二週間以内の日を売得金又は差し押さえた金銭の配当に関する協議の日と定め、各債権者に対し、その日時及び場所を通知しなければならない。債権者間に協議が整ったときは、執行官はその協議に従って配当を実施する。
- 3 買受人が代金を納付した後に、第370条(強制執行の停止及び取消し)第1項第一号から第七号までに掲げる文書の提出があった場合において、執行債権者以外に配当を受けるべき債権者があるときは、執行官は、その債権者のために配当を実施しなければならない。
- 4 買受人が代金を納付した後に、第370条(強制執行の停止及び取消し)第2項第一号又は第二号に掲げる文書の提出があった場合においても、執行官は、配当を実施しなければならない。
- 5 確定期限の到来していない債権は、配当については、弁済期が到来したものとみなす。

第400条(執行官による裁判所への寄託)

- 1 第399条(執行官による配当の実施)第1項又は第2項の規定に従って配当を実施する場合において、その配当を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、執行官は、その配当の額に相当する金額をその所属する始審裁判所に寄託し、その事情を届け出なければならない。
 - 一 その債権が停止条件付き又は不確定期限付きであるとき。
 - 二 その債権が仮差押債権者の債権であるとき。
 - 三 第370条(強制執行の停止及び取消し)第2項第一号に掲げる文書が提出されているとき。
 - 四 その債権に関する先取特権又は質権の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されているとき。
- 2 執行官は、配当の受領のために出頭しなかった債権者に対する配当の額に相当する金銭をその所属する始審裁判所に寄託しなければならない。

第401条(始審裁判所への届出)

第399条(執行官による配当の実施)第2項に定める協議が整わないときは、執行官は、その事情をその所属する始審裁判所に届け出なければならない。

第三節 債権及びその他の財産権に対する執行

第402条(債権執行の意義・執行裁判所)

- 1 金銭の支払又は動産の引渡しを目的とする債権に対する強制執行を債権執行という。
- 2 差し押さえるべき債権の債務者を第三債務者という。
- 3 債権執行については、執行債務者の第8条(住所等によって定まる管轄)所定の地を管轄する始審裁判所が、この地がないときは第三債務者の第8条(住所等によって定まる管轄)所定の地を管轄する始審裁判所が、執行裁判所として管轄する。
- 4 差し押さえられた債権について更に差押決定が発せられた場合において、差押決定を發した執行裁判所が異なるときは、執行裁判所は、事件を他の執行裁判所に移送することができる。

第403条(差押決定)

- 1 債権執行の申立ては、執行裁判所に対してしなければならない。
- 2 債権執行の申立書には、第349条(強制執行の申立ての方式)第2項各号に掲げる事項のほか、第三債務者を表示しなければならない。
- 3 債権の一部の差押えを申し立てるときは、執行債権者は、債権執行の申立書において、その範囲を明らかにしなければならない。
- 4 債権執行は、執行裁判所の差押決定により開始する。
- 5 執行裁判所は、差押決定において、執行債務者に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、第三債務者に対し執行債務者への弁済を禁止しなければならない。
- 6 差押決定は、執行債務者及び第三債務者を審尋しないで発しなければならない。
- 7 差押決定は、執行債務者及び第三債務者に送達しなければならない。
- 8 差押えの効力は、差押決定が第三債務者に送達された時に生ずる。
- 9 差押決定が債務者及び第三債務者に送達されたときは、書記官は、執行債権者に対し、その旨及び送達の年月日を通知しなければならない。
- 10 登記のされた抵当権その他の担保権によって担保される債権に対する差押決定が効力を生じたときは、書記官は、執行債権者の申立てにより、その債権について差押えがされた旨の登記を所管官庁に囑託しなければならない。
- 11 差押決定の申立てについての裁判に対しては、抗告をすることができる。

第404条(差押えの範囲)

- 1 執行裁判所は、差し押さえるべき債権の全部について差押決定を発することができる。
- 2 差し押さえた債権の価額が執行債権者の債権及び執行費用の額を超えるときは、執行裁判所は、他の債権を差し押さえてはならない。
- 3 債権の一部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その残余の部分を超過して他の差押決定が発せられたときは、各差押え又は仮差押えの執行の効力は、その債権の全部に及ぶ。債権の全部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その債権の一部について他の差押決定が発せられたときのその差押えの効力も、同様とする。

第405条(第三債務者の陳述の催告)

- 1 執行債権者の申立てがあるときは、執行裁判所は、差押決定を送達するに際し、第三債務者に対し、差押決定の送達の日から2週間以内に、次に掲げる事項について陳述すべき旨を催告しなければならない。
 - 一 差し押さえられた債権の存否並びにその債権が存在するときは、その種類、額及び内容
 - 二 弁済の意思の有無及び弁済する範囲又は弁済しない理由
 - 三 当該債権について執行債権者に優先する権利を有する者があるときは、その者の表示並びにその権利の種類及び優先する範囲
 - 四 当該債権に対する他の債権者の差押え又は仮差押えの執行の有無
- 2 第三債務者は、第1項の規定による催告に対して、故意又は過失により、陳述をしなかったとき、又は不実の陳述をしたときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。

第406条(債権証書の引渡し)

- 1 差し押さえられた債権について証書があるときは、執行債務者は、執行債権者に対し、その証書を引き渡さなければならない。
- 2 執行債権者は、差押決定に基づいて、第525条(動産の引渡しの強制執行)に規定する動産の引渡しの強制執行の方法により、第1項の証書の引渡しを受けることができる。

第407条(継続的給付の差押え)

給料その他の継続的給付に係る債権に対する差押えの効力は、執行債権者の債権及び執行費用の額を限度として、差押えの後に受けるべき給付に及ぶ。

第408条(申立ての取下げ等の通知)

- 1 債権執行の申立てが取り下げられたときは、書記官は、差押決定の送達を受けた第三債務者に対しても、その旨を通知しなければならない。
- 2 債権執行の手続きを取り消す旨の決定がされたときは、書記官は、差押決定の送達を受けた第三債務者に対し、その旨を通知しなければならない。

第409条(配当要求)

- 1 執行力のある執行名義の正本を有する債権者及び文書により先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。
- 2 第1項の配当要求があったときは、執行裁判所は、その旨を記載した文書を送達しなければならない。
- 3 配当要求を却下する決定に対しては、抗告をすることができる。

第410条(金銭の支払を目的とする債権の取立て)

- 1 金銭の支払を目的とする債権を差し押さえた債権者は、執行債務者に対して差押決定が送達された日から1週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、執行債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。
- 2 執行債権者が第三債務者から支払を受けたときは、その債権及び執行費用は、支払を受けた額の限度で、弁済されたものとみなす。
- 3 執行債権者は、第2項の支払を受けたときは、直ちに、その旨を執行裁判所に届け出なければならない。
- 4 執行債権者は、執行債務者に対し、差し押さえた債権の行使を怠ったことによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。

第411条(第三債務者の寄託)

- 1 金銭の支払を目的とする債権が差し押さえられたときは、第三債務者は、その債権のうち差し押さえられた額又はその債権の全額に当たる金銭を執行裁判所に寄託することができる。
- 2 第三債務者は、以下に掲げる場合には、以下に定める額に当たる金銭を執行裁判所に寄託しなければならない。
 - 一 第412条(取立訴訟)第1項に規定する訴えの訴状を受ける時まで、その債権の全額
債権のうち差し押さえられていない部分を超えて差押決定又は仮差押決定が発せられ、その送達を受けたとき
 - 二 配当要求があった旨を記載した文書の送達を受けたとき
債権の差し押さえられた部分
- 3 第三債務者は、第1項又は第2項による寄託をしたときは、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

第412条(取立訴訟)

- 1 執行債権者が第三債務者に対し差し押さえた債権に係る給付を求める訴えを提起したときは、受訴裁判所は、第三債務者の申立てにより、他の債権者で訴状の送達の時までにその債権を差し押さえたものに対し、決定で、共同訴訟人として原告に参加すべきことを命ずることができる。
- 2 第1項の訴訟に係る判決の効力は、第1項の規定により参加すべきことを命じられた執行債権者で参加しなかったものにも及ぶ。
- 3 第411条(第三債務者の寄託)第2項の規定により寄託の義務を負う第三債務者に対する第1項の訴訟において、原告の請求を認容するときは、受訴裁判所は、請求に係る金銭の支払は寄託の方法によりすべき旨を判決の主文に掲げなければならない。

第413条(売却を命ずる決定)

- 1 差し押さえられた債権が、条件付若しくは期限付であるとき、又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるときは、執行裁判所は、執行債権者の申立てにより、執行裁判所の定める方法によりその債権を売却し、売得金を執行裁判所に提出すべき旨を執行官に命ずる決定を発することができる。
- 2 執行裁判所は、第1項の規定による決定をする場合には、執行債務者を審尋しなければならない。但し、執行債務者が外国にあるとき又はその住所が知れないときは、この限りでない。
- 3 執行裁判所は、差し押さえた債権の売得金で執行債権者の債権に優先する債権及び手続費用を弁済して剰余を生ずる見込みがないと認めるときは、第1項の決定を発してはならない。
- 4 第1項の申立てについての決定に対しては、抗告をすることができる。
- 5 第1項の申立てについての決定は、確定しなければその効力を生じない。
- 6 執行裁判所は、第1項に規定する決定を発する場合において、必要があると認めるときは、評価人を選任し、債権の評価を命ずることができる。
- 7 執行官は、執行債権者の債権に優先する債権及び手続費用を弁済して剰余のある価額でなければ、債権を売却してはならない。
- 8 第1項の売却において、執行債務者は買受けの申出をすることができない。
- 9 執行官は、差し押さえられた債権を売却したときは、執行債務者に代わり、第三債務者に対し、確定日付のある証書による譲渡通知をしなければならない。

- 10 第403条(差押決定)第10項に規定する債権について、第1項の売却が終了したときは、裁判所は、その債権を取得した買受人の申立てにより、買受人のために抵当権その他の担保権の移転の登記を所管官庁に囑託し、及び第403条(差押決定)第10項の規定による登記の抹消を所管官庁に囑託しなければならない。

第414条(動産の引渡請求権の差押決定の執行)

- 1 動産の引渡請求権を差し押さえた債権者は、執行債務者に対して差押決定が送達された日から1週間を経過したときは、第三債務者に対し、執行債権者の申立てを受けた執行官にその動産を引き渡すべきことを請求することができる。
- 2 執行官は、動産の引渡しを受けたときは、動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を執行裁判所に提出しなければならない。

第415条(配当を受けるべき債権者の範囲)

配当を受けるべき債権者は、次に掲げる時まで差押え、仮差押えの執行又は配当要求をした債権者とする。

- 一 第三債務者が第411条(第三債務者の寄託)第1項又は第2項の規定による寄託をした時
- 二 取立訴訟の訴状が第三債務者に送達された時
- 三 売却を命ずる決定により執行官が売得金の交付を受けた時
- 四 動産引渡請求権の差押えの場合にあっては、執行官がその動産の引渡しを受けた時

第416条(その他の財産権に対する強制執行)

不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権に対する強制執行については、特別の定めがあるもののほか、債権執行の例による。

第四節 不動産執行

第一款 不動産執行の対象、執行機関、執行方法、差押えの方法・公示手段、保全処分

第417条(不動産に対する強制執行の対象・方法)

- 1 本節において不動産とは、土地、登記された建物、これらの共有持分、登記された永借権及び用益権並びにこれらの権利の共有持分をいう。
- 2 不動産に対する強制執行は、強制売却の方法により行う。
- 3 不動産に対する強制執行の申立書には、執行力のある執行名義の正本のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 登記がされた不動産については、登記簿の謄本及び登記簿に執行債務者以外の者が所有者として記載されている場合にあっては、執行債務者の所有に属することを証する文書
 - 二 登記がされていない土地については、執行債務者の所有に属することを証する文書

第418条(執行裁判所)

不動産に対する強制執行については、以下に定める裁判所が執行裁判所として管轄する。

- 一 土地又は登記された建物を対象とするときは、その所在地を管轄する始審裁判所
- 二 土地若しくは登記された建物の共有持分又は登記された永借権、用益権、若しくはこれらの権利の共有持分を対象とするときは、登記すべき地を管轄する始審裁判所

第419条(開始決定等)

- 1 執行裁判所は、強制売却の手続を開始するには、強制売却の開始決定をし、その開始決定において、執行債権者のために不動産を差し押さえる旨を宣言しなければならない。
- 2 第1項の開始決定は、執行債務者に送達しなければならない。
- 3 不動産に対する強制執行の申立てを却下する決定に対しては、抗告をすることができる。

第420条(差押えの登記の囑託等)

- 1 強制売却の開始決定がされたときは、書記官は、直ちに、その開始決定に関わる差押えの登記を所管官庁に囑託しなければならない。
- 2 所管官庁は、第1項の規定による囑託に基づいて差押えの登記をしたときは、その登記簿の謄本を書記官に送付しなければならない。

第421条(差押えの効力)

- 1 不動産の差押えの効力は、不動産に付加してこれと一体を構成している物、その従物及び従たる権利に及ぶ。
- 2 差押えの効力は、強制売却の開始決定が執行債務者に送達された時に生ずる。ただし、差押えの登記がその開始決定の送達前にされたときは、登記がされた時に生ずる。
- 3 差押えは、執行債務者が通常の用法に従って不動産を使用し、又は収益することを妨げない。ただし、第516条(不動産の賃料債権の差押え)の規定により不動産の賃料の支払いを目的とする債権が差し押さえられた場合、及び第429条(保全処分)の規定により保全処分が発せられた場合は、この限りでない。

第422条(配当要求の終期及びその変更)

- 1 強制売却の開始決定に基づく差押えの効力が生じた場合は、第424条(二重開始決定)1項により二重に強制売却の開始決定をした場合を除き、執行裁判所は、物件明細書の作成に要する期間を考慮して、配当要求の終期を定めなければならない。
- 2 配当要求の終期が定められたときは、執行裁判所は、開始決定がされた旨及び配当要求の終期を公告し、かつ、次に掲げる者に対し、債権の存否並びにその原因及び額を配当要求の終期までに執行裁判所に届け出るべき旨を催告しなければならない。
 - 一 その不動産につき、最初の強制売却の開始決定に基づく差押えの登記前に登記された仮差押えの債権者
 - 二 その不動産につき、最初の強制売却の開始決定に基づく差押えの登記前に登記された担保権を有する債権者
 - 三 租税その他の公課を所管する官庁
- 3 第2項に定める場合において、執行裁判所は、第2項第2号に定める者に対して、次の各号に定める事項を催告しなければならない。
 - 一 配当要求の終期までに担保権を実行する意思の有無につき届け出ること
 - 二 担保権を実行する意思を有する場合には、配当要求の終期までに担保権の実行の申立てをすべきこと
- 4 配当要求の終期から3月以内に売却許可決定がされないときは、執行裁判所は、配当要求の終期を変更することができる。
- 5 第4項の規定により配当要求の終期を変更したときは、執行裁判所は、その旨を公告しなければならない。

第423条(催告を受けた者の債権の届出義務)

- 1 第422条(配当要求の終期及びその変更)第2項又は第3項の規定による催告を受けた同項第1号、第2号又は第3号に掲げる者は、配当要求の終期までに、その催告に定める事項について届出をしなければならない。
- 2 第1項の届出をした者は、その届出に係る債権の元本の額に変更があったときは、その旨の届出をしなければならない。
- 3 第1項及び第2項の規定により届出をすべき者は、故意又は過失により、その届出をしなかったとき、又は不実の届出をしたときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。

第424条(二重開始決定)

- 1 強制売却の開始決定がされた不動産について更に強制執行の申立てがあり、これを認容するときは、執行裁判所は、更に強制売却の開始決定をするものとする。この場合においては、先の開始決定に係る執行債権者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 2 先の開始決定に係る強制売却の申立てが取り下げられたとき、又は先の開始決定に基づく強制売却の手続が取り消されたときは、執行裁判所は、後の強制売却の開始決定に基づいて手続を続行しなければならない。
- 3 第2項の場合において、後の強制売却の開始決定が配当要求の終期後の申立てに基づくものであるときは、執行裁判所は、新たに配当要求の終期を定めなければならない。この場合において、既に第423条(催告を受けた者の債権の届出義務)第1項の届出をした者に対しては、第422条(配当要求の終期及びその変更)第2項の規定による催告は、要しない。
- 4 先の開始決定に基づく強制売却の手続が停止されたときは、執行裁判所は、後の開始決定に係る執行債権者に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、執行裁判所は、申立てにより、後の開始決定で、配当要求の終期までにされた強制執行の申立てに基づくものに基づいて、手続を続行する旨の決定をすることができる。ただし、先の開始決定に係る強制売却が取り消されたとすれば、第431条(売却後に存続する権利及び消滅する権利)第1項から第3項までに掲げる事項について変更が生ずるときは、この限りでない。
- 5 第4項に定める決定があったときは、執行裁判所は、執行債務者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 6 第4項の申立てを却下する決定に対しては、抗告をすることができる。

第425条(担保権実行と不動産執行との二重開始決定)

第424条(二重開始決定)第1項から第3項までの規定は、担保権実行としての強制売却の開始決定がされた不動産について、強制執行の申立てがあった場合に、準用する。

第426条(配当要求)

- 次に掲げる者は、配当要求をすることができる。
 - 第354条(執行文の必要性及び付与機関)第1項の規定により強制執行を実施することができる執行名義の正本を有する債権者。ただし、第431条(売却後に存続する権利及び消滅する権利)第1項により不動産の売却後も存続する担保物権を有する債権者はこの限りでない。
 - 強制売却の開始決定に基づく差押えの登記後に登記された仮差押債権者
 - 文書により一般の先取特権を有することを証明した債権者
- 配当要求は、債権(利息その他の附帯の債権を含む。)の原因及び額を記載した書面で行わなければならない。
- 配当要求があったときは、執行裁判所は、執行債権者及び執行債務者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 配当要求を却下する裁判に対しては、抗告をすることができる。

第427条(不動産の滅失等による強制売却の手続の取消し)

不動産の滅失その他売却による不動産の移転を妨げる事情が明らかとなったときは、執行裁判所は、強制売却の手続を取り消さなければならない。

第428条(差押えの登記の抹消の嘱託)

- 強制売却の申立てが取り下げられたとき、又は強制売却の手続を取り消す決定が効力を生じたときは、書記官は、その開始決定に関する差押えの登記の抹消を所管官庁に嘱託しなければならない。
- 第1項の規定による嘱託に要する費用は、その取下げをした執行債権者又は取消決定を受けた執行債権者の負担とする。

第429条(保全処分)

- 債務者又は不動産の占有者が不動産の価格を著しく減少する行為又は不動産の売却若しくは引渡しを困難にする行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあるときは、執行裁判所は、執行債権者、最高価買受申出人又は買受人の申立てにより、担保を立てさせ、又は立てさせないで、それらの行為をし、又はそれらの行為をするおそれがある者に対し、決定で、それらの行為を禁止し、一定の行為を命じ、又は不動産に対する占有を解いて執行官に保管させるべきことを命ずることができる。ただし、執行官に保管させるべきことを命ずることができるのは、不動産の占有者がその占有の権原を買受人に対抗することができない場合に限る。
- 執行裁判所は、債務者以外の占有者に対し第1項の規定による決定をする場合には、その者を審尋しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。
- 事情の変更があったときは、執行裁判所は、申立てにより、第1項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。
- 第1項又は第3項の申立てについての決定に対しては、抗告をすることができる。
- 第1項の規定による決定は、相手方に送達される前であっても、執行することができる。
- 第1項の規定による申立て又は決定の執行に要した費用は、その不動産に対する強制売却の手続においては、共益費用とする。

第二款 売却条件

第430条(評価)

- 執行裁判所は、評価人を選任し、不動産の形状、占有関係その他の現況についての調査に基づく評価を命じなければならない。
- 評価人は、第338条(執行官等の職務の執行の確保)第2項の規定により執行官に対し援助を求めるには、執行裁判所の許可を受けなければならない。
- 評価人は、評価のための調査をするに際し、不動産に立ち入り、又は執行債務者若しくはその不動産を占有する第三者に対し、質問をし、若しくは文書の提示を求めることができる。
- 評価人から第338条(執行官等の職務の執行の確保)第2項の規定により援助を求められた執行官は、評価人が第3項の規定により不動産に立ち入る場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる。
- 評価人は、不動産の現況の調査の結果及び評価を書面で執行裁判所に提出しなければならない。

第431条(売却後に存続する権利及び消滅する権利)

- 不動産の上の担保物権、用益物権及び賃借権で執行債権者の差押えに対抗できるものは、売却後も存続する。
- 不動産の上の権利は、第1項に定めるもの以外は、売却により消滅する。
- 不動産に係る差押え、仮差押えの執行及び執行債権者又は仮差押えをした債権者に対抗することができない仮処分の執行は、売却によりその効力を失う。

- 4 利害関係を有する者が最低売却価額が定められる時まで第1項及び第2項の規定と異なる合意をした旨の届出をしたときは、売却による不動産の上の権利の変動は、その合意に従う。

第432条(最低売却価額の決定等)

- 1 執行裁判所は、評価人の評価に基づいて最低売却価額を定めなければならない。
- 2 執行裁判所は、必要があると認めるときは、最低売却価額を変更することができる。

第433条(一括売却)

執行裁判所は、相互の利用上不動産を他の不動産と一括して同一の買受人に買い受けさせることが相当であると認めるときは、不動産が執行債権者又は執行債務者を異にするものであっても、これらの不動産を一括して売却することを定めることができる。ただし、一個の申立てにより強制売却の開始決定がされた数個の不動産のうち、あるものの最低売却価額で各執行債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる見込みがある場合には、執行債務者の同意があるときに限る。

第434条(物件明細書)

- 1 執行裁判所は、物件明細書を作成し、一般の閲覧に供するために、その写しを評価人の評価書の写しと共に、執行裁判所に備え置かなければならない。物件明細書には、次の事項を記載するものとする。
 - 一 不動産の表示
 - 二 第431条(売却後に存続する権利及び消滅する権利)1項の規定により売却後も存続する不動産上の権利及び仮処分執行で売却によりその効力を失わないもの
- 2 第1項に定める物件明細書を作成するため、必要があると認めるときは、執行裁判所は、執行官に対し、不動産の形状、占有の状況、建物が存するとき又は執行の対象が建物であるときはその構造など不動産の現況を調査し、その結果を書面によって報告するよう命じることができる。
- 3 執行官は、第2項の命令により不動産の現況を調査するに際しては、第430条(評価)第3項に定める評価人の権限と同一の権限を有する。執行官は、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる。

第435条(無剰余のおそれがある場合の措置)

- 1 執行裁判所は、不動産の最低売却価額で手続費用を弁済して剰余を生ずる見込みがないと認めるときは、その旨を執行債権者に通知しなければならない。
- 2 執行裁判所は、執行債権者が次の各号に定めることをしない場合には、執行債権者の申立てに係る強制売却の手続を取り消さなければならない。
 - 一 執行債権者が、申出額に達する買受けの申出がないときは自ら申出額で不動産を買い受ける旨の申出。ただし、その申出は、第1項の規定による通知を受けた日から1週間以内にしなければならず、また申出額は、手続費用の見込額を超えなければならない。
 - 二 第一号の申出額に相当する保証金の提供

第三款 売却の方法

第436条(売却の方法等)

- 1 不動産の売却は、入札又は競り売りの方法により行う。
- 2 執行裁判所は、入札又は競り売りの方法により売却することができなかつたときに限り、自らの定める入札又は競り売り以外の方法によることができる。
- 3 入札又は競り売りの方法により売却をするときは、執行裁判所は、売却の日時及び場所を定め、執行官に売却を実施させなければならない。
- 4 第3項の場合においては、書記官は、売却すべき不動産の表示、最低売却価額並びに売却の日時及び場所を公告しなければならない。
- 5 第3項の場合においては、第396条(売却場所の秩序の維持)を準用する。

第437条(買受けの申出の保証)

- 1 不動産の買受けの申出をしようとする者は、最低売却価額の10分の1に相当する額の保証金を提供しなければならない。ただし、執行裁判所は、相当と認めるときは、この額を超える保証金の額を定めることができる。
- 2 執行裁判所は、最高価買受申出人以外の者から申出があったときは、第436条(売却の方法等)に基づいて行われる売却の終了後、速やかに、第1項の規定により提供された保証金を返還しなければならない。

第438条(執行債務者の買受けの申出の禁止)

執行債務者は、買受けの申出をすることができない。

第439条(最高価買受申出人の決定等)

- 1 入札又は競り売りが終わったときは、執行官は、最高価買受申出人を定め、その氏名又は名称及び入札価額を告げた後、入札又は競り売りの期日の終了を宣言しなければならない。
- 2 最高の価額で買受けの申出をした入札人が二人以上あるときは、執行官は、これらの者に更に入札をさせて最高価買受申出人を定める。この場合においては、入札人は、先の入札価額に満たない価額による入札をすることができない。
- 3 第2項の入札人の全員が入札をしないときは、くじで最高価買受申出人を定める。同項の入札において最高の価額で買受けの申出をした入札人が二人以上あるときも、同様とする。
- 4 執行官は、入札又は競り売りを実施したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した入札調書又は競り売り調書を作成し、執行裁判所に提出しなければならない。
 - 一 不動産の表示
 - 二 入札又は競り売りの日時
 - 三 最高価買受申出人及び代理人の表示
 - 四 最高価買受申出人の買受価額
 - 五 最高価買受申出人を定めることができなかったときは、その旨及びその事情
 - 六 第396条(売却場所の秩序の維持)に規定する措置を採ったときは、その理由及び採った措置
- 5 執行官は、最高価買受申出人又はその代表者若しくは代理人に、入札調書又は競り売り調書に署名させなければならない。

第440条(売却決定のための期日)

- 1 執行裁判所は、売却決定のための期日を開き、売却の許可又は不許可を言い渡さなければならない。
- 2 執行裁判所は、売却決定のための期日を定めたときは、利害関係人に対し、その旨を通知しなければならない。

第441条(売却の許可又は不許可に関する意見の陳述)

不動産の売却の許可又は不許可に関し利害関係を有する者は、第442条(売却の許可又は不許可)第2項各号に掲げる事由で自己の権利に影響のあるものについて、売却決定のための期日において意見を陳述することができる。

第442条(売却の許可又は不許可)

- 1 執行裁判所は、第2項に定める場合を除き、売却許可決定をしなければならない。
- 2 次に掲げる事由があると認めるときは、執行裁判所は、売却不許可決定をしなければならない。
 - 一 強制売却の手続の開始又は続行をすべきでないこと。
 - 二 最高価買受申出人が不動産を買い受ける資格若しくは能力を有しないこと又はその代理人がその権限を有しないこと。
 - 三 第445条(不動産が損傷した場合の売却の不許可の申出等)第1項の規定による売却の不許可の申出があること。
 - 四 最低売却価額の決定の手続に重大な誤りがあること。
 - 五 売却の手続に重大な誤りがあること。

第443条(超過売却となる場合の措置)

- 1 数個の不動産を売却した場合において、そのうちの一つ又は複数のものの買受けの申出の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる見込みがあるときは、執行裁判所は、他の不動産についての売却許可決定を留保しなければならない。
- 2 第1項の場合において、その買受けの申出の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる見込みがある一つの不動産又は複数の不動産の組み合わせが複数あるときは、執行裁判所は、売却の許可をすべき不動産について、あらかじめ、執行債務者の意見を聴かななければならない。
- 3 第1項の規定により売却許可決定が留保された不動産の最高価買受申出人は、執行裁判所に対し、買受けの申出を取り消すことができる。
- 4 売却許可決定のあった不動産について代金が納付されたときは、執行裁判所は、第3項の不動産に関する強制売却の手続を取り消さなければならない。

第444条(売却の許可又は不許可の決定に対する抗告)

- 1 売却の許可又は不許可の決定に対しては、利害関係人は、その決定により自己の権利が害される場合に限り、抗告をすることができる。
- 2 売却許可決定に対する抗告は、第442条(売却の許可又は不許可)第2項各号に掲げる事由があること又は売却許可決定の手續に重大な誤りがあることを理由としなければならない。
- 3 抗告裁判所は、必要があると認めるときは、抗告人の相手方を定めることができる。
- 4 売却の許可又は不許可の決定は、確定しなければその効力を生じない。

第445条(不動産が損傷した場合の売却の不許可の申出等)

- 1 最高価買受申出人又は買受人は、買受けの申出をした後天災その他自己の責めに帰することができない事由により不動産が重大な損傷を受けた場合には、執行裁判所に対し、売却許可決定前には売却の不許可の申出をし、売却許可決定後には代金を納付する時までその決定の取消しの申立てをすることができる。
- 2 第1項の規定による売却許可決定の取消しの申立てについての決定に対しては、抗告をすることができる。
- 3 第1項に規定する申立てにより売却許可決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

第446条(買受けの申出後の強制売却の申立ての取下げ)

買受けの申出があつた後に、執行債権者が強制売却の申立てを取り下げるには、最高価買受申出人又は買受人の同意を得なければならない。

第四款 売却の効力

第447条(代金の納付)

- 1 売却許可決定が確定したときは、買受人は、執行裁判所の定める期限までに代金を執行裁判所に納付しなければならない。この期限は、売却許可決定が確定した日から1月以内の日としなければならない。
- 2 買受人が買受けの申出の保証として提供した金銭は、代金に充てる。
- 3 買受人は、売却代金から配当を受けるべき債権者であるときは、売却決定期日の終了までに執行裁判所に申し出て、配当を受けるべき額を差し引いて代金を配当期日に納付することができる。この場合において、買受人の受けるべき配当の額について異議の陳述があつたときは、買受人は、直ちに、異議のあつた部分に相当する金銭を納付しなければならない。
- 4 買受人は、代金を納付した時に不動産を取得する。

第448条(代金納付による登記の囑託)

- 1 買受人が代金を納付したときは、書記官は、次に掲げる登記及び登記の抹消を所管官庁に囑託しなければならない。
 - 一 買受人の取得した権利の移転の登記
 - 二 売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得に関する登記の抹消
 - 三 売却により効力を失った仮処分に関する登記の抹消
 - 四 差押え又は仮差押えの登記の抹消
- 2 第1項の規定による囑託をするには、書記官は、囑託書に売却許可決定の正本を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定による囑託に要する費用は、買受人の負担とする。

第449条(買受人の責任)

- 1 第431条(売却後に存続する権利及び消滅する権利)第1項により売却後も存続する担保権について執行債務者がそれらによって担保された債権の債務者であるときは、買受人は、その債権を弁済する責めに任ずる。
- 2 第1項に定める場合において、売却後も存続する担保権が確定した根抵当権であるときは、買受人は、その根抵当権によって担保された債権を、極度額の限度において、弁済する責めに任ずる。

第450条(不動産の引渡を命ずる決定)

- 1 執行裁判所は、代金を納付した買受人の申立てにより、執行債務者又は不動産の占有者に対し、不動産を買受人に引き渡すべき旨を命ずる決定をすることができる。ただし、事件の記録上買受人に対抗することができる権利により占有していると認められる者に対しては、この限りでない。
- 2 買受人は、代金を納付した日から6月を経過したときは、第1項の申立てをすることができない。
- 3 執行裁判所は、執行債務者以外の占有者に対し、第1項の規定による決定をする場合には、その者を審尋しなければならない。

い。

- 4 第1項の申立てについての決定に対しては、抗告をすることができる。
- 5 第1項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

第451条(代金不納付の効果)

- 1 買受人が代金を納付しないときは、売却許可決定は、その効力を失う。この場合においては、買受人は、買受けの申出の保証として提供した金銭の返還を請求することができない。
- 2 第1項の場合においては、執行裁判所は、あらかじめ強制売却をしなければならない。
- 3 第2項の規定による強制売却においては、第1項の買受人は買受けの申出をすることができない。

第452条(売却代金)

- 1 配当に充てる売却代金は、次に掲げるものとする。
 - 一 不動産の代金
 - 二 第451条(代金不納付の効果)第1項後段の規定により買受人が返還を請求することができない金銭
- 2 第433条(一括売却)の規定により不動産が一括して売却された場合において、各不動産ごとに売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各不動産の最低売却価額に応じて案分して得た額とする。各不動産ごとの執行費用の負担についても、同様とする。

第453条(配当を受けるべき債権者の範囲)

売却代金の配当を受けるべき債権者は、次に掲げる者とする。

- 一 配当要求の終期までに強制売却又は一般の先取特権の実行としての強制売却の申立てをした債権者
- 二 配当要求の終期までに配当要求をした債権者
- 三 最初の強制売却の開始決定の基礎となった差押えの登記前に登記された仮差押えの債権者

第五節 船舶に対する強制執行

第454条(船舶等の意義)

- 1 本編及び第七編において船舶とは、総トン数20トン以上の船舶及び総トン数20トン未満の船舶でカンボジアにおいて登記がされているものをいう。
- 2 本編及び第七編において船舶国籍証書等とは、船舶の国籍を証する文書その他船舶が適法に航行するために必要な文書をいう。

第455条(船舶に対する強制執行の申立て及び方法)

- 1 船舶に対する強制執行は、執行裁判所が強制売却の方法により行う。
- 2 船舶に対する強制執行の申立書には、執行債権者は、第349条(強制執行の申立ての方式)第2項各号に定める事項のほか、船舶の所在する場所並びに船長の氏名及び現在する場所を記載しなければならない。
- 3 第2項の申立書には、執行債権者は、執行力のある執行名義の正本のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 登記がされたカンボジア船舶については、登記簿の謄本
 - 二 登記がされていないカンボジア船舶又はカンボジア船舶以外の船舶については、その船舶が第454条(船舶等の意義)第1項の定める船舶であることを証する文書及びその船舶が執行債務者の所有に属することを証する文書

第456条(執行裁判所)

船舶に対する強制執行については、強制売却の開始決定の時における船舶の所在地を管轄する始審裁判所が、執行裁判所として管轄する。

第457条(開始決定等)

- 1 執行裁判所は、強制売却の手続を開始するには、強制売却の開始決定をし、かつ、執行官に対し、船舶国籍証書等を取り上げて執行裁判所に提出すべきことを命じなければならない。
- 2 第1項の開始決定においては、執行裁判所は執行債権者のために船舶を差し押さえる旨を宣言し、かつ、執行債務者に対し船舶の出航を禁止しなければならない。
- 3 第1項の開始決定は、執行債務者に送達しなければならない。

- 4 登記がされたカンボジア船舶について、第1項の開始決定がされたときは、書記官は、直ちに、その開始決定に関わる差押えの登記を所管官庁に嘱託しなければならない。
- 5 差押えの効力は、第3項の送達された時に生ずる。ただし、差押えの登記が強制売却の開始決定の送達前にされたときは、登記がされた時に生ずる。
- 6 強制売却の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる。
- 7 強制売却の申立てを却下する決定に対しては、抗告をすることができる。

第458条(配当要求の終期及びその変更)

- 1 強制売却の開始決定に基づく差押えの効力が生じた場合においては、執行裁判所は、配当要求の終期を定めなければならない。
- 2 配当要求の終期から、3月以内に売却許可決定がされないときは、執行裁判所は、配当要求の終期を変更することができる。

第459条(申立て前の船舶国籍証書等の引渡しを命ずる決定)

- 1 船舶に対する強制執行の申立て前に船舶国籍証書等を取り上げなければ船舶に対する強制執行が著しく困難となるおそれがあるときは、その船舶の登記がされた地を管轄する始審裁判所は、申立てにより、執行債務者に対し、船舶国籍証書等を執行官に引き渡すべき旨を決定により命ずることができる。船舶に登記がされていないとき、又は、急迫の事情があるときは、船舶の所在地を管轄する始審裁判所が、この決定をすることができる。
- 2 第1項の申立てをするには、執行力のある執行名義の正本を提示し、かつ、同項に規定する事由を疎明しなければならない。
- 3 第1項の決定は、執行債務者に送達しなければならない。
- 4 第1項の規定による決定に対しては、抗告をすることができる。
- 5 第1項の規定による決定は、執行債務者に送達される前であっても、執行することができる。執行に要した費用は、強制売却の手續きにおいては、共益費用とする。
- 6 第1項の規定による船舶国籍証書等を執行官に引き渡すべき旨を命ずる決定は、執行債権者が告知を受けた日から2週間を経過したときは、執行してはならない。
- 7 執行官は、船舶国籍証書等の引渡しを受けた日から5日以内に執行債権者が船舶に対する強制執行の申立てをしたことを証する文書を提出しないときは、その船舶国籍証書等を執行債務者に返還しなければならない。

第460条(保管人の選任等)

- 1 執行裁判所は、執行債権者の申立てにより、必要があると認めるときは、強制売却の開始決定がされた船舶について、保管人を選任し、保管させることができる。
- 2 執行裁判所は保管人を監督する。保管人は善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならない。保管人は任務を終了した場合、遅滞なく執行裁判所に計算の報告をしなければならない。
- 3 保管人は、執行裁判所が決定により定める保管に必要な費用の前払い及び報酬を受け取ることができる。保管人が船舶の保管のために要した費用及び報酬は、手續費用とする。
- 4 第1項の申立てについての決定及び第3項の規定による決定に対しては、抗告をすることができる。

第461条(保証金の提供による強制売却の手續の取消し)

- 1 執行債権者の債権について、第370条(強制執行の停止及び取消し)第2項各号に掲げる文書が提出されている場合において、執行債務者が執行債権者及び配当要求をした債権者の債権並びに執行費用の総額に相当する保証金を買受けの申出前に提供したときは、執行裁判所は、申立てにより、配当の手續を除き、強制売却の手續を取り消さなければならない。配当要求の終期前に保証金の提供をするときは、執行債務者が提供する金額は、執行債権者及びその時まで配当要求をした債権者の債権並びに執行費用の総額に相当する金額とする。
- 2 第1項に規定する文書の提出による執行停止がその効力を失ったときは、執行裁判所は、同項の規定により提供された保証金について、同項の債権者のために配当を実施しなければならない。
- 3 第1項の申立てを却下する決定に対しては、抗告をすることができる。
- 4 第71条(担保の提供方法及び担保の変換)及び第72条(担保の提供を受けた者の権利)の規定は第1項の保証金の提供について準用する。

第462条(航行許可)

- 1 執行裁判所は、営業上の必要その他相当の事由があると認める場合において、各債権者及び最高価買受申出人又は買受人の同意があるときは、執行債務者の申立てにより、船舶の航行を許可することができる。

- 2 第1項の申立てについての決定に対しては、抗告をすることができる。
- 3 第1項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

第463条(事件の移送)

執行裁判所は、強制売却の開始決定がされた船舶が管轄区域外の地に所在することとなった場合には、船舶の所在地を管轄する始審裁判所に事件を移送することができる。

第464条(船舶国籍証書等の取上げができない場合の強制売却の手続の取消し)

強制売却の開始決定がされた日から2週間以内に執行官が船舶国籍証書等を取り上げることができないときは、執行裁判所は、強制売却の手続を取り消さなければならない。

第465条(船舶の滅失等による強制売却の手続の取消し)

船舶の滅失その他売却による船舶の移転を妨げる事情が明らかとなつたときは、執行裁判所は、強制売却の手続を取り消さなければならない。

第466条(差押えの登記の抹消の嘱託)

- 1 強制売却の申立てが取り下げられたとき、又は強制売却の手続を取り消す決定が効力を生じたときは、書記官は、その開始決定に関する差押えの登記の抹消を所管官庁に嘱託しなければならない。
- 2 第1項の規定による嘱託に要する費用は、その取下げをした執行債権者又は取消決定を受けた執行債権者の負担とする。

第467条(評価)

- 1 執行裁判所は、評価人を選任し、船舶の評価を命じることができる。
- 2 評価人は、第338条(執行官等の職務の執行の確保)第2項の規定により執行官に対し援助を求めるには、執行裁判所の許可を受けなければならない。
- 3 評価人は、評価のための調査をするに際し、船舶に立ち入り、又は執行債務者若しくはその船舶を占有する第三者に対し、質問をし、若しくは文書の提示を求めることができる。
- 4 評価人から第338条(執行官等の職務の執行の確保)第2項の規定により援助を求められた執行官は、評価人が第3項の規定により船舶に立ち入る場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる。

第468条(最低売却価額の決定等)

- 1 執行裁判所は、評価人の評価があるときは、その評価に基づいて最低売却価額を定めなければならない。
- 2 執行裁判所は、必要があると認めるときは、最低売却価額を変更することができる。
- 3 第435条(無剰余のおそれがある場合の措置)の規定は、船舶執行に準用する。

第469条(売却の方法等)

- 1 船舶の売却は、入札又は競り売りのほか、執行裁判所の定める方法により行う。
- 2 入札又は競り売りの方法により売却をするときは、執行裁判所は売却の日時及び場所を定め、執行官に売却を実施させなければならない。
- 3 第2項の場合においては、書記官は、売却すべき船舶の表示、最低売却価額並びに売却の日時及び場所を公告しなければならない。
- 4 第2項の場合においては、第396条(売却場所の秩序の維持)を準用する。

第470条(買受けの申出の保証)

- 1 船舶の買受けの申出をしようとする者は、最低売却価額の10分の1に相当する額の保証金を提供しなければならない。ただし、執行裁判所は、相当と認めるときは、この額を超える保証金の額を定めることができる。
- 2 執行裁判所は、最高価買受申出人以外の者から申出があつたときは、第469条(売却の方法等)に基づいて行われる売却の終了後、速やかに、第1項の規定により提供された保証金を返還しなければならない。

第471条(執行債務者の買受けの申出の禁止)

執行債務者は、買受けの申出をすることができない。

第472条(売却決定のための期日)

- 1 執行裁判所は、売却決定のための期日を開き、売却の許可又は不許可を言い渡さなければならない。
- 2 執行裁判所は、売却決定のための期日を定めたときは、利害関係人に対し、その旨を通知しなければならない。

第473条(売却の許可又は不許可に関する意見の陳述)

船舶の売却の許可又は不許可に関し利害関係を有する者は、第474条(売却の許可又は不許可)第2項各号に掲げる事由で自己の権利に影響のあるものについて、売却決定期日において意見を陳述することができる。

第474条(売却の許可又は不許可)

- 1 執行裁判所は、第2項に定める場合を除き、売却許可決定をしなければならない。
- 2 次に掲げる事由があると認めるときは、執行裁判所は、売却不許可決定をしなければならない。
 - 一 強制売却の手の続の開始又は続行をすべきでないこと。
 - 二 最高価買受申出人が船舶を買い受ける資格若しくは能力を有しないこと又はその代理人がその権限を有しないこと。
 - 三 第476条(船舶が損傷した場合の売却の不許可の申出等)第1項の規定による売却の不許可の申出があること。
 - 四 最低売却価額の決定の手に重大な誤りがあること。
 - 五 売却の手に重大な誤りがあること。

第475条(売却の許可又は不許可の決定に対する抗告)

- 1 売却の許可又は不許可の決定に対しては、利害関係人は、その決定により自己の権利が害される場合に限り、抗告をすることができる。
- 2 売却許可決定に対する抗告は、第474条(売却の許可又は不許可)第2項各号に掲げる事由があること又は売却許可決定の手に重大な誤りがあることを理由としなければならない。
- 3 抗告裁判所は、必要があると認めるときは、抗告人の相手方を定めることができる。
- 4 売却の許可又は不許可の決定は、確定しなければその効力を生じない。

第476条(船舶が損傷した場合の売却の不許可の申出等)

- 1 最高価買受申出人又は買受人は、買受けの申出をした後天災その他自己の責めに帰することができない事由により船舶が重大な損傷を受けた場合には、執行裁判所に対し、売却許可決定前にあつては売却の不許可の申出をし、売却許可決定後にあつては代金を納付する時までその決定の取消しの申立てをすることができる。
- 2 第1項の規定による売却許可決定の取消しの申立てについての決定に対しては、抗告をすることができる。
- 3 第1項に規定する申立てにより売却許可決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

第477条(買受けの申出後の強制売却の申立ての取下げ)

買受けの申出があつた後に、執行債権者が強制売却の申立てを取り下げるには、最高価買受申出人又は買受人の同意を得なければならない。

第478条(代金の納付期限)

執行裁判所は、売却許可決定が確定したときは、速やかに代金の納付期限を定め、買受人に対し、これを通知しなければならない。

第479条(代金の納付)

- 1 買受人は、第478条(代金の納付期限)の規定により執行裁判所が定める期限までに代金を執行裁判所に納付しなければならない。
- 2 買受人が買受けの申出の保証として提供した金銭は、代金に充てる。

第480条(船舶の所有権の取得時期)

買受人は、代金を納付した時に船舶の所有権を取得する。

第481条(代金不納付の効果)

- 1 買受人が代金を納付しないときは、売却許可決定は、その効力を失う。この場合においては、買受人は、第470条(買受けの申出の保証)の規定により提供した金銭の返還を請求することができない。
- 2 第1項の場合において、執行裁判所は、あらためて強制売却をしなければならない。
- 3 第2項の規定による強制売却において、第1項の買受人は買受けの申出をすることができない。

第482条(代金納付による登記の囑託)

- 1 買受人が代金を納付したときは、書記官は、次に掲げる登記及び登記の抹消を所管官庁に囑託しなければならない。
 - 一 買受人の取得した所有権の移転の登記
 - 二 差押え又は仮差押えの登記の抹消
- 2 第1項の規定による囑託をするには、書記官は囑託書に売却許可決定の正本を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定による囑託に要する費用は、買受人の負担とする。

第483条(船舶の引渡しを命ずる決定)

- 1 執行裁判所は、代金を納付した買受人の申立てにより、執行債務者又は船舶の占有者に対し、船舶を買受人に引き渡すべき旨を命ずる決定をすることができる。ただし、事件の記録上買受人に対抗することができる権原により占有していると認められる者に対しては、この限りでない。
- 2 買受人は、代金を納付した日から6月を経過したときは、第1項の申立てをすることができない。
- 3 執行裁判所は、執行債務者以外の占有者に対し第1項の規定による決定をする場合には、その者を審尋しなければならない。
- 4 第1項の申立てについての決定に対しては、抗告をすることができる。
- 5 第1項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

第484条(売却代金)

配当に充てる売却代金は、次に掲げるものとする。

- 一 船舶の代金
- 二 第481条(代金不納付の効果)第1項後段の規定により買受人が返還を請求することができない金銭

第485条(配当要求)

- 1 次に掲げる者は、配当要求をすることができる。
 - 一 第354条(執行文の必要性及び付与機関)第1項の規定により強制執行を実施することができる執行名義の正本を有する債権者
 - 二 強制売却の開始決定に基づく差押えの登記後に仮差押えの登記をした債権者
 - 三 船舶国籍証書等を取り上げる方法により仮差押えの執行をした債権者
 - 四 文書により一般の先取特権又は船舶先取特権を証する者
- 2 配当要求を却下する決定に対しては、抗告をすることができる。

第486条(配当を受けるべき債権者の範囲)

売却代金の配当を受けるべき債権者は、次に掲げる者とする。

- 一 執行債権者
- 二 配当要求の終期までに配当要求をした債権者
- 三 強制売却の開始決定に基づく差押えの登記前に仮差押えの登記をした債権者

第六節 裁判所による配当手続

第487条(配当を実施すべき裁判所)

配当を実施すべき裁判所は、動産に対する強制執行においては、執行官の所属する始審裁判所、その他の場合においては、執行裁判所である。

第488条(配当の準備)

- 1 配当を実施すべき裁判所は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、配当期日を定め、配当を受けるべき債権者及び執行債務者に対し、その日時及び場所を通知しなければならない。
 - 一 動産に対する強制執行の場合において、第400条(執行官による裁判所への寄託)第1項による届出があった場合で寄託の事由が消滅したとき、又は第401条(始審裁判所への届出)による届出があったとき
 - 二 債権及びその他の財産権に対する強制執行の場合において、第412条(取立訴訟)による寄託がなされたとき、第413条(売却を命ずる決定)による売却を命ずる決定による売却がなされたとき、又は第414条(動産の引渡請求権の差押決定の執行)第2項により売得金が提出されたとき
 - 三 不動産に対する強制執行の場合において、第447条(代金の納付)第1項による売却代金の納付があったとき、又は第447条(代金の納付)第3項第1文の規定による申出があった場合において、売却許可決定が確定したとき
 - 四 船舶に対する強制執行の場合において、第479条(代金の納付)による売却代金の納付があったとき
- 2 配当期日が定められたときは、書記官は、各債権者に対し、債権の元本、配当期日までの利息、及び執行費用の額を計算した計算書を、1週間以内に配当を実施すべき裁判所に提出するよう催告しなければならない。

第489条(配当の実施)

- 1 配当を実施すべき裁判所は、第488条(配当の準備)第1項に規定する場合には、配当表に基づいて配当を実施しなければならない。但し、第2項に規定する場合は、配当表に基づくことを要しない。
- 2 債権者が1人である場合、又は債権者が2人以上であって配当に充てるべき金銭で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、配当を実施すべき裁判所は、債権者に配当し、剰余金を執行債務者に交付する。
- 3 配当を実施すべきこととなった後に第370条(強制執行の停止及び取消し)第1項第一号から第七号までに掲げる文書の提出があった場合において、執行債権者以外に配当を受けるべき債権者があるときは、配当を実施すべき裁判所は、その債権者のために配当を実施しなければならない。
- 4 配当を実施すべきこととなった後に第370条(強制執行の停止及び取消し)第2項第一号又は第二号に掲げる文書の提出があった場合においても、配当を実施すべき裁判所は、配当を実施しなければならない。

第490条(配当表の作成)

- 1 配当を実施すべき裁判所は、第489条(配当の実施)第2項に規定する場合を除き、配当期日において、配当表を作成する。
- 2 裁判所は、配当期日には、次に掲げる債権者、及び執行債務者を呼び出さなければならない。
 - 一 動産に対する強制執行の場合 第398条(金銭の配当を受けるべき債権者の範囲)に定める債権者
 - 二 債権及びその他の財産権に対する強制執行の場合 第415条(配当を受けるべき債権者の範囲)に定める債権者
 - 三 不動産に対する強制執行の場合 第453条(配当を受けるべき債権者の範囲)に定める債権者
 - 四 船舶に対する強制執行の場合 第486条(配当を受けるべき債権者の範囲)に定める債権者
- 3 裁判所は、配当期日において、配当表の作成に関し、出頭した債権者及び執行債務者を審尋し、並びに即時に取り調べることのできる書証の取調べをすることができる。
- 4 配当表には、次の額とならんで、各債権者について、債権の元本、利息その他の附帯の債権、執行費用の額並びに配当の順位及び額を記載しなければならない。
 - 一 動産に対する強制執行の場合 差押物の売得金及び差押金銭の額
 - 二 債権及びその他の財産権に対する強制執行の場合 配当を実施すべき額
 - 三 不動産に対する強制執行の場合 売却代金の額
 - 四 船舶に対する強制執行の場合 売却代金の額
- 5 第4項に規定する配当の順位及び額は、配当期日においてすべての債権者間に合意が成立した場合にはその合意により、その他の場合には民法、商事関連法その他の法律の定めるところにより記載しなければならない。
- 6 確定期限の到来していない債権は、配当については、弁済期が到来したものとみなす。

第491条(配当表の記載に対する異議)

- 1 配当表に記載された各債権者の債権又は配当の額について不服のある債権者及び執行債務者は、配当期日において、異議を述べることができる。
- 2 配当を実施すべき裁判所は、配当表の記載に対する異議のない部分に限り、配当を実施しなければならない。
- 3 配当の実施の結果、執行債権者又は執行力ある執行名義の正本により配当要求をした債権者が債権の全額について配当を受けたときは、執行債務者は、書記官に対し、当該債権者の提出した執行力のある執行名義の正本の交付を求めることができる。
- 4 第3項に規定する場合を除き、事件が終了したときは、同項の債権者は、書記官に対し、執行力のある執行名義の正本の交

付を求めることができる。ただし、その債権者が債権の一部について配当を受けた者であるときは、書記官は、当該執行名義の正本に配当を受けた額を記載して、これを交付しなければならない。

第492条(配当表の記載に対して異議を述べた債権者による異議の訴え)

- 1 配当表の記載に対して異議を述べた債権者は、異議の申出の相手方である債権者を被告として、配当表の記載に対する異議の訴えを提起しなければならない。
- 2 第1項の訴えは、配当を実施すべき裁判所が管轄する。
- 3 配当表の記載に対して異議を述べた債権者が、配当期日から1週間以内に、裁判所に対し、第1項の訴えを提起したことの証明をしないときは、配当表の記載に対する異議は、取り下げたものとみなす。
- 4 第1項の訴えの判決においては、裁判所は、異議が正当であると認めるときは、配当表を変更し、又は新たな配当表の作成のために、配当表を取り消さなければならない。

第493条(配当表の記載に対し異議を述べた執行債務者による異議の訴え)

- 1 執行力のある執行名義の正本を有する債権者に対し配当表の記載に対する異議を述べた執行債務者は、異議の申出の相手方である債権者を被告として、請求異議の訴えを提起しなければならない。
- 2 執行力のある執行名義の正本を有しない債権者に対し、配当表の記載に対する異議を述べた執行債務者は、異議の申出の相手方である債権者を被告として、配当表の記載に対する異議の訴えを提起しなければならない。
- 3 第2項の訴えは、配当を実施すべき裁判所が管轄する。
- 4 配当表の記載に対し異議を述べた執行債務者が、配当期日から1週間以内に、裁判所に対し、第1項の訴えを提起したことの証明及びその訴えに係る執行停止の裁判の正本の提出をしないとき、又は第2項の訴えを提起したことの証明をしないときは、配当表の記載に対する異議は、取り下げたものとみなす。
- 5 第2項の訴えの判決においては、配当を実施すべき裁判所は、異議が正当であると認めるときは、配当表を変更し、又は新たな配当表を作成するために、配当表を取り消さなければならない。

第494条(配当の額の保留)

- 1 配当を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、配当を実施すべき裁判所は、その配当の額に当たる金銭を保留しなければならない。
 - 一 その債権が停止条件付又は不確定期限付であるとき。
 - 二 その債権が仮差押債権者の債権であるとき。
 - 三 第370条(強制執行の停止及び取消し)第2項第一号に掲げる文書が提出されているとき。
 - 四 その債権に関する先取特権、質権又は抵当権の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されているとき。
 - 五 第492条(配当表の記載に対して異議を述べた債権者による異議の訴え)第1項又は第493条(配当表の記載に対し異議を述べた執行債務者による異議の訴え)第2項による配当表の記載に対する異議の訴えが提起されたとき。
- 2 配当を実施すべき裁判所は、配当の受領のために裁判所に出頭しなかった債権者に対する配当の額に当たる金銭を保留しなければならない。

第495条(権利確定等に伴う配当の実施)

- 1 第494条(配当の額の保留)第1項の規定による保留がなされた場合において、その保留の事由が消滅したときは、配当を実施すべき裁判所は、保留金について配当を実施しなければならない。
- 2 第1項の規定により配当を実施すべき場合において、次のいずれかに該当するときは、配当を実施すべき裁判所は、配当表の記載に対して異議を述べなかつた債権者のためにも配当表を変更しなければならない。
 - 一 第494条(配当の額の保留)第1項第一号から第四号までに掲げる事由により保留がなされた債権者に対して配当を実施することができなくなったとき。
 - 二 第494条(配当の額の保留)第1項第五号に掲げる事由により保留がなされた債権者が、第493条(配当表の記載に対し異議を述べた執行債務者による異議の訴え)第2項により執行債務者の提起した配当表の記載に対する異議の訴えにおいて敗訴したとき。

第三章 担保権の実行の特則

第一節 通則

第496条(担保権実行のための執行名義)

担保権の実行は、第350条(執行名義)の規定にもかかわらず、次の執行名義により行う。

- 一 担保権の存在を証する確定判決又はこれと同一の効力を有するもの

二 担保権の存在を証する公証人が作成した公正証書

第497条(担保権実行のための執行名義に関する請求異議の訴え及び執行文の付与に対する異議の訴えの管轄の特則)

1 第363条(請求異議の訴え)の規定にもかかわらず、担保権の実行のための執行名義に関する請求異議の訴えは、次の各号に掲げる執行名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所が管轄する。

- 一 第496条(担保権実行のための執行名義)第一号に掲げる執行名義 当該裁判手続の始審裁判所
- 二 第496条(担保権実行のための執行名義)第二号に掲げる執行名義 被告の第8条(住所等によって定まる管轄)所定の地を管轄する裁判所。同条による管轄裁判所がないときは、その担保権の目的物の所在地を管轄する始審裁判所。担保権の目的物が債権であるときは、第三債務者の第8条(住所等によって定まる管轄)所定の地を管轄する裁判所

2 第1項の規定は、執行文付与に対する異議の訴えに準用する。

第498条(担保権実行の停止及び取消し)

1 次に掲げる文書の提出があったときは、執行裁判所又は執行官は、担保権実行の手続を停止し、かつ既にした執行処分を取り消さなければならない。

- 一 第496条(担保権実行のための執行名義)第一号に掲げる執行名義を取り消す旨を記載した裁判の正本
- 二 担保権実行を許さない旨を記載した裁判の正本
- 三 第496条(担保権実行のための執行名義)に掲げる執行名義に係る和解又は認諾の効力がないことを宣言する確定判決の正本
- 四 担保権実行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した裁判上の和解の正本
- 五 担保権実行の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の正本

2 次に掲げる文書の提出があったときは、執行裁判所又は執行官は、担保権実行の手続を停止しなければならない。ただし、第二号の場合には停止の効力は、2か月に限る。

- 一 担保権実行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本
- 二 債権者が、第496条(担保権実行のための執行名義)に掲げる執行名義の成立後に、担保権によって担保される債権の弁済を受け、若しくはその債権の弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書

3 第370条(強制執行の停止及び取消し)は、担保権の実行には適用しない。

4 第345条(取消決定等に対する抗告)の規定は、第1項の規定により執行処分を取り消す場合については適用しない。

第499条(留置権による強制売却及び換価のための強制売却)

留置権による強制売却及び民法その他の法律の規定による換価のための強制売却は、担保権の実行としての強制売却について本法が定める規定により行う。

第二節 動産に対する担保権の実行

第500条(動産に対する担保権実行の要件)

動産に対する担保権の実行は、執行債権者が、執行官に対し、第496条(担保権実行のための執行名義)に定める執行名義を提出しない場合でも、担保の目的たる動産を提出したとき、又は動産の占有者が差押えを承諾したことを証する文書を提出したときには、開始することができる。

第501条(動産の差押えに対する執行異議)

第500条(動産に対する担保権実行の要件)により動産に対する担保権の実行が開始されたときは、その差押えに対する執行異議の申立てにおいて、動産の所有者又は被担保債権の債務者は、担保権の不存在又は消滅を理由とすることができる。

第502条(動産に対する担保権実行の申立書の記載事項)

動産に対する担保権実行の申立書には、申立人は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 執行債権者、執行債務者である当該動産の所有者、被担保債権の債務者及び代理人の表示
- 二 担保権及び被担保債権の表示
- 三 担保権実行の対象となる動産及びその所在場所の表示
- 四 被担保債権の一部について担保権の実行をするときは、その旨及びその範囲

第503条(動産執行に関する規定の適用除外)

第380条(差押禁止動産)、第381条(差押禁止動産の範囲の変更)及び第391条(超過差押えの禁止)の規定は、動産に対する担保権実行の手続には適用しない。

第504条(簡易な質権実行の手続)

- 1 動産質権者は、民法の簡易な質権実行に関する規定に基づき、債務の履行地を管轄する始審裁判所に、質物をもって直ちに債権の弁済に充てることを許可する旨の決定を申し立てることができる。
- 2 第1項の申立てについて決定をするにあたっては、裁判所は、質権者、質物の所有者及び被担保債権の債務者を審尋しなければならない。
- 3 第1項に定める許可の決定をするときは、裁判所は、民法の簡易な質権実行に関する規定に基づき、あらかじめ評価人を選任し、質物の評価をさせなければならない。但し、質権者がみずから質物の評価額を定めて第1項の申立てをし、質物の所有者がその額に同意したときは、この限りではない。
- 4 裁判所が第1項の規定により許可の決定をするときは、その手続費用は質物の所有者の負担とする。
- 5 第1項に定める許可の決定においては、裁判所は、評価人の評価額をもって質物を直ちに弁済に充てることを許可する旨を宣言するとともに、評価人の評価額が弁済すべき債務及び手続費用の合計額を超えるときは、その差額を質物の所有者に返還すべきことを命じなければならない。
- 6 第1項の申立てについての決定に対しては、抗告をすることができる。
- 7 第5項の決定は、確定しなければ効力を生じない。

第三節 債権及びその他の財産権に対する担保権の実行

第505条(債権に対する担保権実行の申立書の記載事項等)

- 1 第402条(債権執行の意義・執行裁判所)第1項に規定する債権に対する担保権の実行の申立書には、第403条(差押決定)第2項及び第3項の規定にかかわらず、執行債権者は、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 執行債権者、執行債務者、被担保債権の債務者、第三債務者及び代理人の表示
 - 二 担保権及び被担保債権の表示
 - 三 担保権の実行の対象となる債権の表示
 - 四 被担保債権の一部について担保権の実行をするときは、その旨及びその範囲
- 2 第1項の申立書には、第496条(担保権実行のための執行名義)に掲げる執行名義の正本を添付しなければならない。

第506条(物上代位に基づく債権の差押え)

- 1 担保権を有する者が、目的物の売却、賃貸、滅失若しくは損傷又は目的物に対する物権の設定により執行債務者が受けるべき金銭その他の物に対して、民法その他の法律の規定によってするその権利の行使については、本条に定めるほか、第505条(債権に対する担保権実行の申立書の記載事項等)の規定による。
- 2 第1項による権利の行使については、申立書に、第505条(債権に対する担保権実行の申立書の記載事項等)第1項各号に掲げる事項のほか、担保される債権と差し押さえるべき債権との関連性を記載しなければならない。
- 3 動産について担保権を有する者が、第1項によってするその権利の行使については、執行債権者は、第505条(債権に対する担保権実行の申立書の記載事項等)第2項の規定にかかわらず、第496条(担保権実行のための執行名義)に定める執行名義の正本に代えて、担保権の存在を証する文書の正本を添付することができる。

第507条(その他の財産権に対する担保権の実行)

第416条(その他の財産権に対する強制執行)に規定する財産権を目的とする担保権の実行については、特別の定めがあるもののほか、第六編第二章第三節(債権及びその他の財産権に対する執行)に定める債権執行の例による。

第508条(適用除外)

第382条(差押禁止債権)、第383条(差押禁止債権の範囲の変更)及び第404条(差押えの範囲)第2項は、本節に適用しない。

第四節 不動産に対する担保権の実行

第509条(不動産に対する担保権実行の申立書の記載事項等)

- 1 不動産に対する担保権の実行の申立書には、申立人は、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 執行債権者、執行債務者である当該不動産の所有者、被担保債権の債務者及び代理人の表示
 - 二 担保権及び被担保債権の表示
 - 三 担保権の実行の対象となる不動産の表示
 - 四 被担保債権の一部について担保権の実行をするときは、その旨及びその範囲
- 2 担保権の実行の申立書には、第496条(担保権実行のための執行名義)に掲げる執行名義の正本のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 一般の先取特権以外の担保権の実行 登記簿の謄本の場合
 - 二 一般の先取特権の実行の場合 登記がされた不動産については、登記簿の謄本及び、登記簿に執行債務者以外の者が所有者として記載されている場合にあっては、執行債務者の所有に属することを証する文書。登記がされていない土地については、執行債務者の所有に属することを証する文書

第510条(担保権の実行としての強制売却後に存続する権利及び消滅する権利)

- 1 不動産の上の担保物権、用益物権及び賃借権で執行債権者の担保権に対抗できるものは、担保権の実行としての強制売却の後も存続する。
- 2 不動産の上の権利は、第1項に定めるもの以外は、売却により消滅する。
- 3 不動産に係る差押え、仮差押えの執行及び執行債権者又は仮差押えをした債権者に対抗することのできない仮処分等の執行は、売却によりその効力を失う。
- 4 利害関係を有する者が最低売却価額が定められる時まで第1項及び第2項の規定と異なる合意をした旨の届出をしたときは、売却による不動産の上の権利の変動は、その合意に従う。

第511条(不動産執行と担保権実行との二重開始決定)

- 1 第419条(開始決定等)により強制売却の開始決定がされた不動産について担保権の実行の申立てがあり、これを認容するときは、執行裁判所は、更に強制売却の開始決定をするものとする。この場合においては、先の開始決定に関する執行債権者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 2 先の開始決定に係る強制売却の申立てが取り下げられたとき、又は先の開始決定に基づく強制売却の手続が取り消されたときは、執行裁判所は、後の強制売却の開始決定に基づいて手続を続行しなければならない。
- 3 第2項の場合において、後の強制売却の開始決定が配当要求の終期後の申立てに基づくものであるときは、執行裁判所は、新たに配当要求の終期を定めなければならない。既に第423条(催告を受けた者の債権の届出義務)第1項の届出をした者に対しては、第422条(配当要求の終期及びその変更)第2項の規定による催告は、要しない。
- 4 先の開始決定に基づく強制売却の手続が停止されたときは、後の開始決定に係る執行債権者に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、その執行債権者の有する担保権が先の執行債権者の差押えに対抗できるものであるときは、執行裁判所は、申立てにより、後の強制売却の開始決定に基づいて手続を続行する旨の決定をすることができる。
- 5 第4項に定める決定があったときは、執行裁判所は、執行債務者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 6 第4項の申立てを却下する決定に対しては、抗告をすることができる。

第512条(担保権実行と担保権実行との二重開始決定)

- 1 担保権の実行の開始決定がされた不動産について更に担保権の実行の申立てがあり、これを認容するときは、執行裁判所は、更に強制売却の開始決定をするものとする。この場合においては、先の開始決定に関する執行債権者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 2 先の開始決定に係る強制売却の申立てが取り下げられたとき、又は先の開始決定に基づく強制売却の手続が取り消されたときは、執行裁判所は、後の強制売却の開始決定に基づいて手続を続行しなければならない。
- 3 第2項の場合において、後の強制売却の開始決定が配当要求の終期後の申立てに基づくものであるときは、執行裁判所は、新たに配当要求の終期を定めなければならない。既に第423条(催告を受けた者の債権の届出義務)第1項の届出をした者に対しては、第422条(配当要求の終期及びその変更)第2項の規定による催告は、要しない。
- 4 先の開始決定に基づく強制売却の手続が停止されたときは、後の開始決定に係る執行債権者に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、後の開始決定の申立てをする執行債権者の担保権が先の執行債権者の担保権に対抗できるものであるときは、執行裁判所は、申立てにより、後の強制売却の開始決定に基づいて手続を続行する旨の決定をすることができる。

- 5 第4項に定める決定があったときは、執行裁判所は、執行債務者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 6 第4項の申立てを却下する決定に対しては、抗告をすることができる。

第513条(先行する不動産執行又は担保権実行としての強制売却後に消滅する権利)

- 1 第511条(不動産執行と担保権実行との二重開始決定)第1項の場合において、後の担保権の実行としての強制売却の申立てが、先の執行債権者の差押えに対抗できる担保権に基づくときは、売却により、後の申立てをした執行債権者の担保権並びにそれに対抗できない他の担保権、用益物権及び賃借権は消滅する。
- 2 第512条(担保権実行と担保権実行との二重開始決定)第1項の場合において、後の強制売却の申立てが、先の執行債権者の担保権に対抗できる担保権に基づくときは、売却により、後の申立てをした執行債権者の担保権並びにそれに対抗できない他の担保権、用益物権及び賃借権は消滅する。
- 3 第1項及び第2項の規定は、後の申立てが先の申立てに基づく手続の入札又は競り売りの期日の開始後にされたときは、適用しない。

第514条(二重開始決定がある場合の物件明細書の作成等)

- 1 第513条(先行する不動産執行又は担保権実行としての強制売却後に消滅する権利)第1項又は第2項に定める場合には、執行裁判所は、最低売却価額の決定及び物件明細書の作成に際し、後の申立てをした執行債権者の担保権並びにそれに対抗できない他の担保権、用益物権及び賃借権が売却により消滅することを考慮しなければならない。
- 2 執行裁判所は、第1項の場合において必要があるときは、最低売却価額の決定又は物件明細書の作成をやり直さなければならない。

第515条(不動産の強制売却手続の入札又は競り売り期日の開始後に担保権実行の申立てがなされた場合の取扱い)

- 1 第511条(不動産執行と担保権実行との二重開始決定)第1項の定める場合において、担保権の実行としての強制売却の申立てが、先の強制売却の手続の入札又は競り売りの期日の開始後になされたときは、執行裁判所は、その強制売却の開始決定をなすと同時に、後の強制売却の手続を停止する。ただし、その担保権が先の執行債権者の差押えに対抗できない場合は、その限りではない。
- 2 第512条(担保権実行と担保権実行との二重開始決定)第1項の定めのある場合において、担保権の実行としての強制売却の申立てが、先の強制売却の手続の入札又は競り売りの期日の開始後になされたときは、執行裁判所は、その強制売却の開始決定をなすと同時に、後の強制売却の手続を停止する。ただし、後の強制売却の申立てをした執行債権者の担保権が先の執行債権者の担保権に対抗できない場合は、その限りではない。
- 3 第1項又は第2項により後の強制売却の手続が停止されたのち、先の強制売却の手続において代金納付があったときは、執行裁判所は、後の強制売却の手続に関する開始決定を取り消す。

第516条(不動産の賃料債権の差押え)

- 1 強制売却の開始決定により不動産に対し差押えの効力が生じた場合において、執行債権者が、その不動産の賃料の支払いを目的とする債権について差押えの申立てをしたときは、執行裁判所は、その旨の決定をすることができる。この決定は、執行債務者及び賃料の支払義務を負う者を審尋しないで発しなければならない。
- 2 執行裁判所は、第1項の決定において、執行債務者に対して賃料の支払いを目的とする債権の取立てその他の処分を禁止し、賃料の支払義務を負う者に対して執行債務者への弁済を禁止し、かつ差し押さえられた債権の全額に相当する金銭を執行裁判所に寄託することを命じなければならない。
- 3 第1項の決定は、執行債務者及び賃料の支払義務を負う者に送達しなければならない。
- 4 差押えの効力は、第1項の決定が賃料の支払義務を負う者に送達された時に生ずる。

第517条(賃料債権の差押えの効力)

- 1 第516条(不動産の賃料債権の差押え)第1項の規定により不動産の賃料の支払いを目的とする債権を差し押さえた執行債権者は、執行債務者に対して同項の決定が送達された日から1週間を経過したときは、賃料の支払義務を負う者に対して、差し押さえられた債権の全額に相当する金銭を裁判所に寄託することを請求することができる。
- 2 第516条(不動産の賃料債権の差押え)第1項による差押えの効力は、買受人がその不動産の代金を納付するまでの間、執行債務者が差押えの後に受けるべき賃料に及ぶ。
- 3 賃料の支払いを目的とする債権の債務者が裁判所に寄託した賃料は、売却代金とする。

第518条(不動産の賃料債権の差押えと債権執行手続との関係)

- 1 第516条(不動産の賃料債権の差押え)第1項の差押決定が効力を生ずる前に、不動産の賃料の支払いを目的とする債権について、第403条(差押決定)の差押決定が不動産の賃借人に送達されたときは、その差押決定の送達前に第516条(不動産の賃料債権の差押え)第1項の差押決定を得た執行債権者の担保権の登記がなされている場合を除き、第516条(不動産の賃料債権の差押え)第1項の差押決定は効力を生じない。
- 2 不動産の賃料の支払いを目的とする債権について、第516条(不動産の賃料債権の差押え)第1項の差押決定が効力を生じた後は、その債権につき第403条(差押決定)の規定により差押えをすることができない。

第519条(配当を受けるべき債権者の範囲)

担保権の実行としての強制売却の売却代金の配当を受けるべき債権者は、第453条(配当を受けるべき債権者の範囲)に定めるもののほか、売却により消滅する担保権を有する債権者とする。ただし、差押えの効力が生じた後に登記された担保権を有する債権者は、このかぎりでない。

第520条(不動産執行に関する規定の適用除外)

不動産に対する担保権の実行には、第349条(強制執行の申立ての方式)第2項及び第3項、第417条(不動産に対する強制執行の対象・方法)第3項、第431条(売却後に存続する権利及び消滅する権利)第1項並びに第453条(配当を受けるべき債権者の範囲)は適用しない。

第五節 船舶に対する担保権の実行

第521条(船舶に対する担保権実行の申立書の記載事項等)

- 1 第455条(船舶に対する強制執行の申立て及び方法)第2項の規定にかかわらず、船舶に対する担保権実行の申立書には、執行債権者は、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 執行債権者、執行債務者である当該船舶の所有者、被担保債権の債務者及び代理人の表示
 - 二 担保権及び被担保債権の表示
 - 三 担保権の実行の対象となる船舶の表示
 - 四 船舶の所在する場所並びに船長の氏名及び現在する場所
 - 五 被担保債権の一部について担保権の実行をするときは、その旨及びその範囲
- 2 第455条(船舶に対する強制執行の申立て及び方法)第3項の規定にかかわらず、担保権実行の申立書には、第496条(担保権実行のための執行名義)に掲げる執行名義の正本のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 一般の先取特権以外の担保権の実行 登記簿の謄本の場合
 - 二 一般の先取特権の実行の場合 登記がされた船舶については、登記簿の謄本及び、登記簿に執行債務者以外の者が所有者として記載されている場合にあつては、執行債務者の所有に属することを証する文書、登記がされていない船舶については、執行債務者の所有に属することを証する文書
- 3 執行裁判所は、執行債権者の申立てにより、船舶の占有者に対し、船舶国籍証書等を執行官に引き渡すべき旨を決定により命ずることができる。ただし、執行債権者に対抗することができる権原により占有していると認められる者に対しては、この限りでない。
- 4 第3項の申立てについての決定に対しては、抗告をすることができる。
- 5 第3項の規定による決定は、相手方に送達される前であっても、執行することができる。

第522条(不動産に対する担保権の実行に関する規定の準用)

船舶を目的とする担保権の実行としての強制売却については、特別の定めがあるもののほか、第六編第三章第四節(不動産に対する担保権の実行)の規定を準用する。

第523条(読み替え規定)

第459条(申立て前の船舶国籍証書等の引渡しを命ずる決定)第2項中「執行力のある執行名義の正本」とあるは、「第496条(担保権実行のための執行名義)に規定する文書」と読み替えるものとする。

第四章 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行

第524条(不動産等の引渡し強制執行)

- 1 不動産又は人の居住する船舶その他の物の引渡しの強制執行は、目的物の所在地を管轄する始審裁判所に所属する執行官が執行債務者の目的物に対する占有を解いて執行債権者にその占有を取得させる方法により行う。
- 2 第1項の強制執行は、執行債権者又はその代理人が執行の場所に出頭したときに限り、することができる。
- 3 執行官は、第1項の強制執行をするに際し、執行債務者の占有する不動産又は船舶その他の物に立ち入り、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる。
- 4 執行官は、第1項の強制執行においては、その目的物でない動産を取り除いて、執行債務者、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに引き渡さなければならない。この場合において、その動産をこれらの者に引き渡すことができないときは、執行官は、これを保管しなければならない。
- 5 第4項の規定による保管の費用は、執行費用とする。
- 6 第4項に規定する者に同項の動産を引き渡すことができないときは、執行官は、動産執行の売却の手続によりこれを売却することができる。
- 7 第6項の規定により動産を売却したときは、執行官は、その売得金から売却及び保管に要した費用を控除し、その残余をその所属する始審裁判所に寄託しなければならない。
- 8 第1項及び第4項の強制執行が終了したときは、執行官は、執行債務者に対し、その旨を通知しなければならない。

第525条(動産の引渡し強制執行)

- 1 第524条(不動産等の引渡し強制執行)第1項に規定する動産以外の動産の引渡しの強制執行は、その動産の所在地を管轄する始審裁判所に所属する執行官が執行債務者からこれを取り上げて執行債権者に引き渡す方法により行う。
- 2 第1項の強制執行をする場所に執行債権者又はその代理人が出頭しない場合において、当該動産の種類、数量等を考慮してやむを得ないと認めるときは、執行官は、強制執行の実施を留保することができる。
- 3 執行官は、動産の引渡しの強制執行の場所に執行債権者又はその代理人が出頭しなかった場合において、執行債務者から動産を取り上げたときは、これを保管しなければならない。
- 4 第384条(動産執行の開始)第6項、第385条(執行債務者の占有する動産の差押え)第2項及び第524条(不動産等の引渡しの強制執行)第4項から第8項までの規定は、第1項の強制執行について準用する。

第526条(目的物を第三者が占有する場合の引渡し強制執行)

- 1 第三者が強制執行の目的物を占有している場合においてその物を執行債務者に引き渡すべき義務を負っているときは、物の引渡しの強制執行は、執行裁判所が、執行債務者の第三者に対する引渡請求権を差し押さえ、請求権の行使を執行債権者に許す旨の決定をする方法により行う。
- 2 第402条(債権執行の意義・執行裁判所)第3項及び第4項、第403条(差押決定)、第405条(第三債務者の陳述の催告)、第406条(債権証書の引渡し)並びに第410条(金銭の支払を目的とする債権の取立て)第1項、第2項及び第4項の規定は、第1項の強制執行について準用する。

第527条(代替執行)

- 1 債務が作為を内容とする場合で、これを債務者に代って第三者にさせることができるときは、その強制執行は、執行債権者の申立てにより、執行裁判所が、執行債務者の費用でその行為を第三者に代りにさせることを執行債権者に許可する旨の決定をする方法により行う。
- 2 第1項の執行裁判所は、第363条(請求異議の訴え)第3項第1号又は第3号に掲げる執行名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所とする。
- 3 執行裁判所は、第1項の決定をする場合には、執行債務者を審尋しなければならない。
- 4 執行裁判所は、第1項の決定をする場合には、申立てにより、執行債務者に対し、その決定に掲げる行為をするために必要な費用をあらかじめ執行債権者に支払うべき旨を命ずることができる。
- 5 第1項の強制執行の申立て又は第4項の申立てについての裁判に対しては、抗告をすることができる。
- 6 第338条(執行官等の職務の執行の確保)第2項の規定は、第1項の決定を執行する場合について準用する。
- 7 第1項から第6項までの規定は、債務が不作為を内容とする場合において、執行債権者が、執行債務者の費用で、不作為義務違反行為の結果の除去、不作為義務違反行為の防止のための物的施設の設置その他適当な措置を求めるときに、これを準用する。

第528条(間接強制)

- 1 作為又は不作為を目的とする債務についての強制執行は、執行裁判所が、執行債務者に対し、遅延の期間に応じ、又は相当と認める一定の期間内に履行しないときは直ちに、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を執行債権者に支払うべき旨を命ずる決定をする方法によっても行うことができる。
- 2 第1項の執行裁判所は、第363条(請求異議の訴え)第3項第1号又は第3号に掲げる執行名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所とする。
- 3 事情の変更があったときは、執行裁判所は、執行債権者又は執行債務者の申立てにより、第1項の規定による決定を変更することができる。
- 4 執行裁判所は、第1項又は第3項の規定による決定をする場合には、申立ての相手方を審尋しなければならない。
- 5 第1項の規定により命じられた金銭の支払があった場合において、債務不履行により生じた損害の額が支払額を超えるときは、執行債権者は、その超える額について損害賠償の請求をすることができる。
- 6 第1項の強制執行の申立て又は第3項の申立てについての裁判に対しては、抗告をすることができる。

第529条(意思表示の擬制)

- 1 意思表示をすべきことを執行債務者に命ずる判決若しくは決定が確定し、又は執行債務者が意思表示をすべき旨の和解若しくは認諾に基づく執行名義が成立したときは、執行債務者は、その確定又は成立の時に意思表示をしたものとみなす。ただし、意思表示を求める請求権が、停止条件付又は不確定期限付であるときは、第356条(特別執行文)第1項の規定により執行文が付与された時に意思表示をしたものとみなす。執行債務者の意思表示が執行債権者の反対給付と引換えになすべきときは、本条第2項又は第3項の規定により執行文が付与された時に意思表示をしたものとみなす。
- 2 執行債務者の意思表示が執行債権者の反対給付と引換えになすべき場合においては、執行文は、執行債権者が反対給付又はその提供のあったことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

第七編 保全処分

第一章 通則

第530条(趣旨)

執行債務者の財産の現状が変更されることによって、強制執行ができなくなり若しくは著しく困難になるおそれがあるとき、又は権利関係につき争いがあることによって、当事者の一方の地位に著しい損害若しくは急迫な危険を生ずるおそれがあるときは、自己の権利を保全しようとする者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、本編の定めるところに従い、保全処分を求めることができる。

第531条(保全処分の種類)

保全処分とは次の各号に定めるものをいい、その内容はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 仮差押え 金銭の支払を目的とする債権の強制執行を保全するために債務者の財産の処分を制限する処分
- 二 係争物に関する仮処分 係争物の現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときにその係争物の現状を維持させる処分
- 三 仮の地位を定める仮処分 争いがある法律関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるために必要があるときに判決の確定までの仮の状態を定める処分

第532条(保全処分の機関)

- 1 保全処分における決定は、申立てにより、裁判所が行う。
- 2 保全処分の執行は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う。
- 3 本編の規定により保全処分の執行を行うべき裁判所を保全執行裁判所とする。
- 4 第336条(執行機関)第4項の規定は、執行官が行う保全処分の執行に準用する。

第533条(専属管轄)

本編に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

第534条(申立ての方式)

次に掲げる申立ては、書面で行わなければならない。

- 一 保全決定の申立て
- 二 保全決定の申立てを却下する決定に対する抗告
- 三 保全異議の申立て
- 四 保全決定の取消しの申立て
- 五 第561条(抗告)に定める抗告
- 六 保全執行の申立て

第535条(保全処分の手続に関する裁判等)

- 1 保全決定に関する手続又は保全執行に関し裁判所が行う手続に関する裁判は、決定とする。
- 2 保全執行裁判所は、執行処分をするに際し、必要があると認めるときは、利害関係を有する者その他参考人を審尋することができる。
- 3 執行官が行う執行処分に対する不服申立てについての裁判を始審裁判所がする場合も、第1項及び第2項と同様とする。

第536条(担保の提供)

この編の規定により担保を立てるには、当事者は、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は保全執行裁判所に、金銭又は裁判所が相当と認める有価証券を寄託する方法によらなければならない。

第537条(保全処分の費用等)

- 1 保全決定を申し立てる場合には、申立人は、5000リエルの手数料を裁判所に納めなければならない。
- 2 保全執行裁判所に対し保全執行の申立てをするときは、申立人は、保全執行の手続に必要な費用として保全執行裁判所の定める金額を予納しなければならない。
- 3 申立人が費用を予納しないときは、保全執行裁判所は、保全執行の申立てを却下し、又は保全執行の手続を取り消すことができる。
- 4 第3項の規定により申立てを却下する決定に対しては、抗告をすることができる。
- 5 執行官に対して保全執行の申立てを行う場合には、申立人は、別に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第538条(保全処分の事件の記録の閲覧等)

- 1 保全決定に関する手続又は保全執行に関し裁判所が行う手続について、利害関係を疎明した者は、裁判所に対し、手数料を納付して事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。
- 2 執行官が行う保全執行について、利害関係を疎明した者は、執行官に対し、手数料を納付して事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

第539条(第二編から第四編の規定の準用)

特別の定めのある場合を除き、保全処分の手続に関しては、第二編から第四編の規定を準用する。

第二章 保全決定

第一節 通則

第540条(管轄裁判所)

- 1 保全決定事件は、本案の管轄裁判所又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する始審裁判所が管轄する。
- 2 本案の管轄裁判所は、第一審裁判所とする。ただし、本案が控訴審に係属するときは、控訴裁判所とする。
- 3 仮に差し押さえるべき物又は係争物が債権であるときは、その債権は、第三債務者の第8条(住所等によって定まる管轄)所定の地にあるものとする。ただし、船舶又は動産の引渡しを目的とする債権は、その物の所在地にあるものとする。
- 4 第3項本文の規定は、仮に差し押さえるべき物又は係争物が第416条(その他の財産権に対する強制執行)所定の財産権で第三債務者又はこれに準ずる者がある場合について準用する。

第541条(申立書の記載事項及び疎明)

- 1 保全決定の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
 - 二 求める保全決定の内容
 - 三 保全すべき権利又は法律関係
 - 四 保全の必要性
- 2 第1項第三号及び第四号については、これを具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに証拠を記載するよう努めなければならない。
- 3 第1項第三号及び第四号については、これを疎明しなければならない。

第542条(保全決定の担保)

保全決定は、担保を立てさせて、又は担保を立てさせないことができる。

第543条(送達)

裁判所は保全決定を当事者に送達しなければならない。

第544条(却下の裁判に対する抗告)

- 1 保全決定の申立てを却下する裁判に対しては、債権者は、告知を受けた日から2週間の期間内に、抗告をすることができる。
- 2 第1項の期間は、伸長することができない。

第二節 仮差押決定

第545条(仮差押決定の必要性)

- 1 仮差押決定は、金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。
- 2 仮差押決定は、第1項の債権が条件付又は期限付である場合においても、これを発することができる。

第546条(仮差押決定の対象)

裁判所は目的物を特定して仮差押決定を発しなければならない。ただし、動産の仮差押決定は、目的物を特定しないで発することができる。

第547条(仮差押解放金)

- 1 仮差押決定においては、裁判所は、仮差押えの執行の取消しを得るために債務者が寄託すべき金銭の額を定めなければならない。
- 2 第1項の金銭の寄託は、仮差押決定を発した裁判所又は保全執行裁判所にしなければならない。

第三節 仮処分決定

第548条(仮処分決定の必要性等)

- 1 裁判所は、係争物の現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに、係争物に関する仮処分決定を発することができる。
- 2 裁判所は、争いがある法律関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに、仮の地位を定める仮処分決定を発することができる。
- 3 第545条(仮差押決定の必要性)第2項の規定は、仮処分決定について準用する。
- 4 第2項の仮処分決定については、裁判所は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、発することができない。ただし、その期日を経ることにより仮処分決定の申立ての目的を達することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

第549条(仮処分の方法)

裁判所は、仮処分決定の申立ての目的を達するために必要な限度で、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる処分その他の処分をすることができる。

第四節 保全決定に対する異議

第550条(保全決定に対する異議の申立て)

保全決定に対しては、債務者は、その決定をした裁判所に異議を申し立てることができる。

第551条(保全執行の停止の裁判等)

- 1 保全決定に対する異議の申立てがあった場合において、保全決定の取消しの原因となることが明らかな事情及び保全執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があったときに限り、裁判所は、申立てにより、保全決定に対する異議の申立てについての決定において第3項の規定による裁判をするまでの間、担保を立てさせて、保全執行の停止又は執行処分の取消しを命ずることができる。
- 2 抗告裁判所が保全決定をした場合において、事件の記録が原裁判所に存するときは、その裁判所も、第1項の規定による裁判をすることができる。
- 3 裁判所は、保全決定に対する異議の申立てについての決定において、既にした第1項の規定による裁判を取り消し、変更し、又は認可しなければならない。

第552条(保全決定に対する異議の審理)

裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、保全決定に対する異議の申立てについての決定をすることができない。

第553条(審理の終結)

裁判所は、保全決定に対する異議の審理を終結するには、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を決定しなければならない。ただし、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。

第554条(保全決定に対する異議の申立てに関する決定)

- 1 裁判所は、保全決定に対する異議の申立てについての決定においては、保全決定を認可し、変更し、又は取り消さなければならない。
- 2 裁判所は、第1項の規定による保全決定を取り消す決定について、債務者が担保を立てることを条件とすることができる。
- 3 第543条(送達)の規定は、第1項の決定について準用する。

第555条(原状回復を命ずる決定)

仮処分決定に基づき、債権者が物の引渡し若しくは金銭の支払いを受け、又は物の使用若しくは保管をしているときは、裁判所は、債務者の申立てにより、第554条(保全決定に対する異議の申立てに関する決定)第1項の規定により仮処分決定を取り消す決定において、債権者に対し、債務者が引き渡した物の返還、債務者が支払った金銭の返還又は債権者が使用若しくは保管をしている物の返還を命ずることができる。

第556条(保全決定を取り消す決定の効力)

第554条(保全決定に対する異議の申立てに関する決定)第1項の規定により保全決定を取り消す決定は、確定をしなければその効力を生じない。ただし、裁判所は、特に必要があると認めるときは、その効力を直ちに生じさせる旨を宣言することができる。

第五節 保全決定の取消し

第557条(本案の訴えの不提起等による保全決定の取消し)

- 1 保全決定をした裁判所は、債務者の申立てにより、債権者に対し、相当と認める一定の期間内に、本案の訴えを提起すると

- もにその提起を証する書面を提出すべきことを命じなければならない。
- 2 第1項の期間は、2週間以上でなければならない。
 - 3 債権者が第1項の規定により定められた期間内に同項の書面を提出しなかったときは、裁判所は、債務者の申立てにより、保全決定を取り消さなければならない。
 - 4 第1項の書面が提出された後に、同項の本案の訴えが取り下げられ、又は却下された場合には、その書面を提出しなかったものとみなす。
 - 5 第1項及び第3項の規定の適用については、本案に関し仲裁契約があるときは仲裁手続の開始の手続を本案の訴えの提起とみなす。
 - 6 第5項の仲裁手続が仲裁判断によらないで終了したときは、債権者は、その終了の日から第1項の規定により定められた期間と同一の期間内に本案の訴えを提起しなければならない。
 - 7 第3項の規定は債権者が第6項の規定による本案の訴えの提起をしなかった場合について、第4項の規定は第6項の本案の訴えが提起された後にその訴えが取り下げられ、又は却下された場合について準用する。
 - 8 第543条(送達)の規定は、第3項及び第7項の規定による決定について準用する。

第558条(事情の変更による保全決定の取消し)

- 1 保全すべき権利若しくは法律関係又は保全の必要性の消滅その他の事情の変更があるときは、保全決定を發した裁判所又は本案の裁判所は、債務者の申立てにより、保全決定を取り消すことができる。
- 2 第1項の事情の変更は、債務者が疎明しなければならない。
- 3 第543条(送達)及び第554条(保全決定に対する異議の申立てに関する決定)第2項の規定は、第1項の申立てについての決定について準用する。

第559条(特別の事情による仮処分決定の取消し)

- 1 仮処分決定により償うことができない損害を生ずるおそれがあるときその他の特別の事情があるときは、仮処分決定をした裁判所又は本案の裁判所は、債務者の申立てにより、担保を立てることを条件として仮処分決定を取り消すことができる。
- 2 第1項の特別の事情は、疎明しなければならない。
- 3 第543条(送達)の規定は、第1項の申立てについての決定について準用する。

第560条(保全決定に対する異議の規定の準用等)

- 1 第551条(保全執行の停止の裁判等)から第553条(審理の終結)まで、第555条(原状回復を命ずる決定)、第556条(保全決定を取り消す決定の効力)の規定は、保全決定の取消しに関する裁判について準用する。ただし、第557条(本案の訴えの不提起等による保全決定の取消し)第1項の規定による裁判については、この限りでない。
- 2 第1項において準用する第551条(保全執行の停止の裁判等)第1項の規定による裁判は、保全決定の取消しの申立てが保全決定を發した裁判所以外の本案の裁判所にされた場合において、事件の記録が保全決定を發した裁判所に存するときは、その裁判所も、これをすることができる。

第六節 抗告

第561条(抗告)

- 1 次の各号に定める決定に対しては、その送達を受けた日から2週間の期間内に、抗告をすることができる。ただし、抗告裁判所がした保全決定に対する異議の申立てについての裁判に対しては、この限りでない。
 - 一 保全決定に対する異議又は保全決定の取消しの申立てについての決定
 - 二 第555条(原状回復を命ずる決定)の規定による決定
 - 三 第560条(保全決定に対する異議の規定の準用等)第1項において準用する第555条(原状回復を命ずる決定)の規定による決定
- 2 第1項の期間は、伸長することができない。
- 3 第543条(送達)並びに第554条(保全決定に対する異議の申立てに関する決定)第2項の規定は抗告についての決定について、第551条(保全執行の停止の裁判等)第1項、第552条(保全決定に対する異議の審理)、第553条(審理の終結)並びに第555条(原状回復を命ずる決定)の規定は抗告に関する決定について、第317条(決定に対する再審の申立て)の規定は抗告をすることができる裁判が確定した場合について準用する。
- 4 第3項において準用する第551条(保全執行の停止の裁判等)第1項の規定による裁判は、事件の記録が原裁判所に存するときは、その原裁判所も、これをすることができる。

第三章 保全執行

第562条(保全執行の要件)

- 1 保全執行は、保全決定の正本に基づいて実施する。ただし、保全決定に表示された当事者以外の者に対し、又はその者のためにする保全執行は、執行文の付された保全決定の正本に基づいて実施する。
- 2 保全執行は、債権者に対して保全決定が送達された日から2週間を経過したときは、これをしてはならない。
- 3 保全執行は、保全決定が債務者に送達される前であっても、これを行うことができる。

第563条(第三者異議の訴えの管轄裁判所の特例)

控訴裁判所が保全執行裁判所としてした保全執行に対する第三者異議の訴えは、第365条(第三者異議の訴え)第2項の規定にかかわらず、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する始審裁判所が管轄する。

第564条(第六編の規定の準用)

この章に特別の定めがある場合を除き、第338条(執行官等の職務の執行の確保)から第345条(取消決定等に対する抗告)まで、第348条(強制執行に関する手続における任意代理人)、第349条(強制執行の申立ての方式)第2項及び第3項、第351条(強制執行をすることができる者の範囲)第1項、第354条(執行文の必要性及び付与機関)第2項、第355条(執行文付与の申立て)第1項及び第3項、第356条(特別執行文)第2項から第4項まで、第357条(執行文の記載事項)から第359条(執行名義の原本への記入)まで、第362条(執行文の付与等に関する異議の申立て)、第364条(執行文付与に対する異議の訴え)及び第365条(第三者異議の訴え)、並びに第367条(請求異議の訴え等の提起に伴う執行停止の裁判)から第370条(強制執行の停止及び取消し)までの規定は、保全執行について準用する。

第565条(動産に対する仮差押えの執行)

- 1 動産に対する仮差押えの執行は、目的物の所在地を管轄する始審裁判所に所属する執行官が目的物を占有する方法により行う。
- 2 執行官は、仮差押えの執行がされた金銭を執行官の所属する裁判所に寄託しなければならない。
- 3 仮差押えの執行がされた動産について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応に高額な費用を要するときは、執行官は、仮差押債権者又は債務者の申立てにより、第六編第二章第二節に規定する動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を執行官の所属する裁判所に寄託しなければならない。
- 4 第384条(動産執行の開始)第2項、第385条(執行債務者の占有する動産の差押え)から第392条(剰余を生ずる見込みのない場合の差押えの禁止)までの規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

第566条(債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行)

- 1 第402条(債権執行の意義・執行裁判所)に規定する債権に対する仮差押えの執行は、保全執行裁判所が第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する決定をする方法により行う。
- 2 第1項の仮差押えの執行は、仮差押決定を発した裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。
- 3 金銭の支払を目的とする債権に対し仮差押えの執行がされた場合において、第三債務者がその債権の額に相当する金銭を裁判所に寄託したときは、債務者が第547条(仮差押解放金)の規定により定められた金銭の額に相当する金銭を裁判所に寄託したものとみなす。ただし、その金銭の額を超える部分については、この限りでない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、その他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。
- 5 第403条(差押決定)第2項、第3項、第6項、第7項、第8項、第10項及び第11項、第404条(差押えの範囲)から第408条(申立ての取下げ等の通知)まで、第411条(第三債務者の寄託)並びに第416条(その他の財産権に対する強制執行)の規定は、第1項の債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

第567条(不動産に対する仮差押えの執行)

- 1 第417条(不動産に対する強制執行の対象・方法)第1項に規定する不動産に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法により行う。
- 2 仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が保全執行裁判所として管轄する。
- 3 仮差押えの登記は、書記官が囑託する。
- 4 第420条(差押えの登記の囑託等)第2項、第421条(差押えの効力)第3項本文、第424条(二重開始決定)第1項、第425条(担保権実行と不動産執行との二重開始決定)、第427条(不動産の滅失等による強制売却の手続の取消し)及び第428条(差押えの登記の抹消の囑託)の規定は、不動産に対する仮差押えの執行について準用する。

第568条(船舶に対する仮差押えの執行)

- 1 船舶に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は執行官に対し船舶国籍証書等を取り上げて保全執行裁判所に提出すべきことを命ずる方法により行う。これらの方法は、併用することができる。
- 2 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行は、仮差押決定をした裁判所が、船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行は、船舶の所在地を管轄する始審裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。
- 3 仮差押えの登記は、書記官が所管官庁に囑託する。
- 4 第455条(船舶に対する強制執行の申立て及び方法)第2項及び第3項、第465条(船舶の滅失等による強制売却の手続の取消し)並びに第466条(差押えの登記の抹消の囑託)の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、第455条(船舶に対する強制執行の申立て及び方法)第3項、第457条(開始決定等)第7項、第460条(保管人の選任等)、第462条(航行許可)の規定は船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行について準用する。

第569条(仮差押解放金の寄託による仮差押執行の取消し)

- 1 債務者が第547条(仮差押解放金)の規定により定められた金銭の額に相当する金銭を裁判所に寄託したときは、保全執行裁判所又は執行官の所属する始審裁判所は、仮差押えの執行を取り消さなければならない。
- 2 第1項の規定による決定は、第564条(第六編の規定の準用)の準用する第345条(取消決定等に対する抗告)第2項の規定にかかわらず、即時にその効力を生ずる。

第570条(仮処分の執行)

仮処分の執行は、仮差押えの執行又は強制執行に準じて行う。

第571条(占有移転禁止の仮処分の効力)

- 1 物の引渡し請求権を保全するため、債務者に対し、その物の占有の移転を禁止し、及びその占有を解いて執行官に引き渡すべきことを命ずるとともに、執行官にその物の保管をさせることを内容とする仮処分決定がされたときは、執行官は、債務者がその物の占有の移転を禁止されている旨及び執行官がその物を保管している旨を、剥離しにくい方法による公示書の掲示その他相当の方法により公示しなければならない。
- 2 第1項の仮処分の執行がされたときは、債権者は、本案の執行名義に基づき、その物の引渡しの強制執行をすることができる。ただし、その執行がされたことを知ってその物を占有した者に対する場合に限る。
- 3 第1項の仮処分の執行後に当該物を占有した者は、その仮処分の執行がされたことを知って占有したものと推定する。

第八編 経過規定

第一章 経過規定

第572条(経過措置の原則)

この法律の適用前に提起された訴訟のこの法律の適用後における手続は、本第八編(経過規定)に特別の定めがある場合を除き、この法律によって完結する。この場合において、この法律の適用前の手続において生じた効力を妨げない。

第573条(管轄に関する経過措置)

この法律の適用の際に現に係属している訴訟の管轄及び移送については、なお従前の例による。

第574条(事件の分配に関する経過措置)

- 1 訴えが提起された後、調査又は和解の手続を担当する裁判官(以下「調査等担当裁判官」という。)が指名される前にこの法律が適用されたときは、この法律の適用の時に訴えの提起がされたものとみなして第26条(事件の分配)の規定を適用する。
- 2 調査等担当裁判官が指名された後本審の裁判長又は裁判官が指名される前にこの法律が適用されたときは、調査等担当裁判官が第26条(事件の分配)の規定による事件の分配を受けたものとみなす。
- 3 第2項の場合において、その事件が第23条(第一審における単独制と合議制)第2項に規定する事件であるときは、本条第2項の規定にかかわらず、この法律の適用の時に訴えの提起がされたものとみなして第26条(事件の分配)の規定を適用する。
- 4 控訴審において事件が受理された後本審の裁判官が指名される前にこの法律が適用されたときは、この法律の適用の時に事件の受理がされたものとみなして第26条(事件の分配)の規定を適用する。
- 5 第4項の規定は、上告審における事件の分配について準用する。

第575条(除斥又は忌避の裁判に関する経過措置)

第30条(除斥又は忌避の裁判)第1項の規定は、忌避又は除斥の申立てについて合議体で審理及び裁判をするのに足りる員数の裁判官が配置されていない始審裁判所においては、当分の間、同項に「その裁判官の所属する裁判所の合議体」とあるのを「その裁判官の所属する裁判所の他の裁判官」と読み替えて適用する。

第576条(調査手続及びその後の手続に関する経過措置)

- 1 調査手続の実施中にこの法律が適用された場合には、裁判所は、直ちに調査手続を打ち切り、速やかに弁論準備手続の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。
- 2 調査手続の完結後、本審の期日が開かれる前にこの法律が適用された場合には、速やかに弁論準備手続の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。ただし、第578条(本審の期日に関する経過措置)第2項の規定により、弁論準備手続を行う場合は、この限りではない。
- 3 第1項及び第2項の場合においては、調査手続においてされた訴訟行為は、第106条(弁論準備手続における訴訟行為等)に規定する裁判所の権限の範囲内で弁論準備手続においてされたものとみなす。
- 4 裁判所は、本審の期日が開かれた後にこの法律が適用された場合において当事者が調査手続において尋問した証人又は当事者本人で本審でその尋問をしなかったものについて当事者が口頭弁論において尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。

第577条(訴訟費用に関する経過措置)

- 1 この法律の適用前に提起された事件に係る当事者又は事件の関係人が負担すべき手数料その他民事訴訟の費用については、なお従前の例による。
- 2 訴訟費用の担保に関する規定は、この法律の適用前に提起された事件については、適用しない。

第578条(本審の期日に関する経過措置)

- 1 この法律の適用の時に指定されている本審の期日は、この法律の規定による口頭弁論の期日として指定されたものとみなす。
- 2 第1項の場合において、その本審の期日が調査手続の完結後初めての期日であるときは、口頭弁論期日の開始に先立ち、弁論準備手続を行うことができる。
- 3 第2項の場合において、弁論準備手続を終結することができなかったときは、更に弁論準備手続の期日を指定するとともに、口頭弁論期日を取り消し、又は延期しなければならない。

第579条(証拠調べにおける制裁に関する経過措置)

- 1 第二編第三章(証拠)の過料の規定は、この法律の規定により証拠として取り調べることが決定された場合又はこの法律の適用後に当事者又はその代理人が文書の作成の真成を争った場合について適用する。
- 2 第273条(第一審の訴訟手続の規定の準用)及び第286条(控訴の規定の準用)において準用する第二編第三章(証拠)の過料の規定の適用についても、前項と同様とする。

第580条(欠席判決に関する経過措置)

原告又は被告がこの法律の適用前に呼出しの手続がされた期日に欠席した場合の手続については、なお従前の例による。

第581条(上訴の可否及び上訴期間に関する経過措置)

- 1 この法律の適用前に終結した審理に基づいてされた判決に対する上訴の可否及び上訴の期間については、なお従前の例による。
- 2 この法律の適用前に最高裁判所から差戻しを受けた事件について控訴裁判所がした新たな判決に対する上告の可否及び上告の期間については、なお従前の例による。
- 3 控訴裁判所がこの法律の適用前に終結した審理に基づいてした判決を破棄し、事件を控訴裁判所に差し戻す旨の最高裁判所の判決がされた事件について控訴裁判所がした新たな判決に対する上告の可否及び上告の期間については、なお従前の例による。
- 4 判決以外の裁判でこの法律の適用前に告知されたものに対する上訴の可否及び上訴の期間については、なお従前の例による。

第582条(上告及び上告審の訴訟手続に関する経過措置)

- 1 この法律の適用前に終結した審理に基づいてされた控訴裁判所の判決に対して上告があった場合の上告及び上告審の訴訟手続については、なお従前の例による。
- 2 控訴裁判所がこの法律の適用前に最高裁判所から差戻しを受けた事件についてした新たな判決に対して上告があった場合の上告及び上告審の訴訟手続については、なお従前の例による。
- 3 控訴裁判所がこの法律の適用前に終結した審理に基づいてした判決を破棄し、事件を控訴裁判所に差し戻す旨の最高裁判所の判決がされた事件について控訴裁判所がした新たな判決に対して上告があった場合の上告及び上告審の訴訟手続については、なお従前の例による。

第583条(破棄判決の拘束力に関する経過措置)

第582条(上告及び上告審の訴訟手続に関する経過措置)の規定により上告及び上告審の訴訟手続がなお従前の例によることとされる場合において、最高裁判所が原判決を破棄し、事件を控訴裁判所に差し戻す旨又は他の裁判所に移送する旨の判決をしたときは、その判決については、第299条(破棄差戻し等)第2項の規定は、適用しない。

第584条(再審に関する経過措置)

第四編(再審)の規定は、この法律の適用後に確定した裁判に限り適用する。

第585条(強制執行に関する経過措置)

- 1 この法律の適用前に申し立てられた強制執行の事件については、なお従前の例による。ただし、民事判決執行手続に関する法律第3章(禁固刑による身柄拘束)の規定については、この限りではない。
- 2 この法律の適用前の訴訟手続においてされた民事判決執行手続に関する法律第3章(禁固刑による身柄拘束)の規定による身柄拘束を命ずる裁判は、この法律の適用の日から効力を失う。
- 3 この法律の適用の時に民事判決執行手続に関する法律第3章(禁固刑による身柄拘束)の規定による身柄拘束がされているときは、これを命じた裁判長又は裁判所長は、直ちに債務者の釈放を命じなければならない。

第586条(保全処分に関する経過措置)

- 1 この法律の適用前に申し立てられた保全処分の事件について保全処分の申立てについての裁判がされる前にこの法律が適用されたときは、その後の手続は、この法律により完結する。この場合において、この法律の適用前の手続において生じた効力を妨げない。
- 2 前項に規定する事件について保全処分の申立てについての裁判がされた後にこの法律が適用されたときは、その手続については、なお従前の例による。

第九編 最終条項

第一章 最終条項

第587条(本法の適用)

この法律は、施行の日から1年の期間普及した後に適用する。

第588条(他の法律の廃止等)

- 1 次に掲げる法律は、この法律の適用の日から効力を失う。
 - 一 1992年5月2日付けディクリー第51KRにより公布された民事判決執行手続に関する法律
 - 二 1993年2月8日付けディクリー第07KRにより公布された訴訟費用に関する法律
- 2 この法律の適用の際に現に効力を有する他の法律の規定中、この法律の規定に抵触するものは、この法律の適用の日から、その抵触する限度で効力を有しないものとする。